

使用済自動車の再資源化等に関する法律 (平成十四年法律第八十七号)

**使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令
(平成十四年政令第三百八十九号)**

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則 (平成二〇年三月八日施行)

使用済自動車の再資源化等に関する法律
(平成十四年経済産業・環境省令第七号)

第一章 総則（第一条—第七条）	第二章 再資源化等の実施
第一節 関連事業者による再資源化の実施（第八条—第二十条）	第一節 自動車製造業者等による再資源化等の実施（第二十一条—第四十一条）
第三章 登録及び許可	第三章 登録
第一節 引取業者の登録（第四十二条—第五十三条）	第一節 フロン類回収業者の登録（第五十三条—第五十九条）
第二節 解体業の許可（第六十条—第六十六条）	第二節 破碎業の許可（第六十七条—第七十二条）

目次

第四章 再資源化預託金等（第七十三条—第七十一条）

九条)

第五章 移動報告（第八十条—第九十一条）

第六章 指定法人

第一節 資金管理法人（第九十二条—第一百四条）

第二節 指定再資源化機関（第一百五条—第一百三十三条）

第三節 情報管理センター（第一百十四条—第一百二十条）

第七章 雜則（第一百二十一条—第一百三十六条）

第八章 罰則（第一百三十七条—第一百四十三条）

附則

第四節 破碎業の許可（第六十条—第六十五条）

第四章 再資源化預託金等（第六十六条—第七十七条）

第五章 移動報告（第七十八条—第一百十二条）

第六章 指定法人

第一節 資金管理法人（第一百十三条—第一百二十二条）

第二節 指定再資源化機関（第一百二十三条—第一百三十二条）

第三節 情報管理センター（第一百二十三条—第一百三十九条）

第七章 雜則（第一百四十条）

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、自動車製造業者等及び関連事業者による使用済自動車の引取り及び引渡し並びに再資源化等を適正かつ円滑に実施するための措置を講ずることにより、使用済自動車に係る廃棄物の減量並びに再生資源及び再生部品の十分な利用等を通じて、使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保等を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「自動車」とは、道路運送車両法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二

第一章 総則

(定義)

第一条 この省令において使用する用語は、使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「法」という。）及び使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令（平成十四年政令第三百八十九号。以下「令」という。）において使用する用語の例による。

条第二項に規定する自動車（次に掲げるものを除く。）をいう。

一 被けん引車（道路運送車両法第二条第二項に規定することを目的として製作した用具であるものをいう。以下この項において同じ。）

二 道路運送車両法第三条に規定する小型自動車及び軽自動車（被けん引車を除く。）であつて、二輪のもの（側車付きのものを含む。）

三 道路運送車両法第三条に規定する大型特殊自動車及び小型特殊自動車（被けん引車を除く。）

四 前二号に掲げるもののほか政令で定める自動車

第一条 （自動車から除かれるもの）
使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項第四号の政令で定める自動車は、次のとおりとする。

一 農業機械又は林業機械に該当する自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定する自動車をいう。以下この条において同じ。）

二 走行装置としてカタピラ及びそりを有する自動車

三 競走用自動車（道路運送車両法第二条第五項に規定する運行の用に供するものを除く。）

四 自衛隊の使用する装甲車両

五 前各号に掲げるもののほか、特殊の用途に使用する自動車として主務省令で定めるもの

六 自動車製造業者等（法第二条第十六項に規定する自動車製造業者等をいう。）が自動車に係る試験又は研究の用途に供するために製造等（同条第十五項に規定する製造等をいう。）をする自動車（道路運送車両法第二条第五項に規定する運行の用に供するもの及び前各号に掲げるものを除く。）

○ 使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令第一条第五号の特殊の用途に使用する自動車を定める省令（平成十四年経済産業・環境省令第八号）

制定 平成十四年十二月二十日
改正 平成十六年九月三十日

経済産業省・環境省令第七号

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令第一条第五号の主務省令で定めるものは、次のとおりとする。

一 ホイール式高所作業車

五 前各号に掲げるもののほか、特殊の用途に使用する自動車として主務省令で定めるもの

六 自動車製造業者等（法第二条第十六項に規定する自動車製造業者等をいう。）が自動車に係る試験又は研究の用途に供するために製造等（同条第十五項に規定する製造等をいう。）をする自動車（道路運送車両法第二条第五項に規定する運行の用に供するもの及び前各号に掲げるものを除く。）

○ 使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令第一条第五号の主務省令で定めるものは、次のとおりとする。

- 2 この法律において「使用済自動車」とは、自動車のうち、その使用（倉庫としての使用その他運行以外の用途への使用を含む。以下同じ。）を終了したもの（保冷貨物自動車の冷藏用の装置その他の自動車の使用を終了したときに取り外して再度使用する装置であつて政令で定めるもの）を有する自動車にあつては、その使用を終了し、かつ、当該装置を取り外したもの）をいう。
- 3 この法律において「解体自動車」とは、使用済自動車を解体することによつてその部品、材料その他の有用なものを分離し、これらを回収した後に残存する物をいう。
- 4 この法律において「特定再資源化物品」とは、自動車破碎残さ及び指定回収物品をいい、「特定再資源化等物品」とは、特定再資源化物品及びフロン類をいう。
- 5 この法律において「自動車破碎残さ」とは、解体自動車を破碎し、金属その他の有用なものを分離し、これらを回収した後に残存する物をいう。
- 6 この法律において「指定回収物品」とは、自動車に搭載されている物品であつて、次の各号のいずれにも該当するものとして政令で定めるものを

第三条 法第二条第六項の政令で定める物品は、エアバッグその他衝突の際の人の安全を確保するためのものであつて、運搬の用に供するものに限る。）、構内けん引車

- （取り外して再度使用する装置）
- 第二条** 法第二条第二項の政令で定める装置は、次のとおりとする。
- 一 保冷貨物自動車の冷藏用の装置その他のバン型の積載装置
 - 二 コンクリートミキサーその他のタンク型の積載装置
 - 三 土砂等の運搬の用に供する自動車（法第二条第一項に規定する自動車をいう。以下同じ。）の荷台その他の囲いを有する積載装置
 - 四 トランククレーンその他の特殊の用途にのみ用いられる自動車に当該自動車と一体として装備される特別な装置（人又は物を運送するために用いられるものを除く。）
- 五 重ダンプトラック
- 六 ドリルジャンボ（鑿岩機を支持するアームが一本以上のものに限る。）
- 七 コンクリート吹付機
- 八 非屈折式ロードヒーター
- 九 遊戯用自動車

一 いう。当該自動車が使用済自動車となつた場合において、解体業者が当該使用済自動車から当該物品を回収し、これを自動車製造業者等に引き渡してその再資源化を行うことが、当該使用済自動車の再資源化を適正かつ円滑に実施し、かつ、廃棄物の減量及び資源の有効な利用を図る上で特に必要なもの

二 当該物品の再資源化を図る上で経済性の面における制約が著しくないと認められるもの

三 当該自動車が使用済自動車となつた場合において、当該物品の再資源化を図る上でその物品の設計又はその部品若しくは原材料の種類が重要な影響を及ぼすと認められるもの

この法律において「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号。以下「フロン類法」という。）第二条第一項に規定するフロン類をいう。

8

この法律において「特定エアコンディショナー」とは、自動車に搭載されているエアコンディショナー（車両のうち乗車のために設備された場所の冷房の用に供するものに限る。以下同じ。）であつて、冷媒としてフロン類が充てんされているものをいう。

9

この法律において「再資源化」とは、次に掲げる行為をいう。

一 使用済自動車、解体自動車又は特定再資源化物品の全部又は一部を原材料又は部品その他製品の一部として利用することができる状態にする行為

二 使用済自動車、解体自動車又は特定再資源化物品の全部又は一部であつて燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものを熱を得ることに利用することができる状態にする行為

この法律において「再資源化等」とは、再資源

めの装置に使用するガス発生器とする。

化及びフロン類の破壊（フロン類法第六十九条第四項の規定による破壊をいう。以下同じ。）をいう。

11 この法律において「引取業」とは、自動車の所有者から使用済自動車の引取りを行う事業（自動車の所有者の委託を受けて当該所有者が指定した者に使用済自動車を引き渡すために行う運搬のみを行う事業を除く。）をいい、「引取業者」とは、引取業を行うことについて第四十二条第一項の登録を受けた者をいう。

12 この法律において「フロン類回収業」とは、使用済自動車に搭載されている特定エアコンディショナーからフロン類の回収を行う事業をいい、「フロン類回収業者」とは、フロン類回収業を行うことについて第五十三条第一項の登録を受けた者をいう。

13 この法律において「解体業」とは、使用済自動車又は解体自動車の解体を行う事業をいい、「解体業者」とは、解体業を行うことについて第六十条第一項の許可を受けた者をいう。

14 この法律において「破碎業」とは、解体自動車の破碎及び破碎前処理（圧縮その他の主務省令で定める破碎の前処理をいう。以下同じ。）を行う事業をいい、「破碎業者」とは、破碎業を行うことについて第六十七条第一項の許可を受けた者をいう。

15 この法律において「製造等」とは、次に掲げる行為をいう。

- 一 自動車を製造する行為（他の者（外国為替及び外國貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条に規定する非居住者を除く。以下この項において同じ。）の委託（主務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）を受けて行うものを除く。）
- 二 自動車を輸入する行為（他の者の委託を受け

（破碎前処理）
第三条 法第二条第十五項第一号の主務省令で定める委託は、自動車を製造し、又は輸入する行為の委託であつて、当該自動車の部品、材料、設計、自己の商標の使用等に関する指示が行われているものとする。

（自動車の製造等の委託）
第三条 法第二条第十五項第一号の主務省令で定める委託は、自動車を製造し、又は輸入する行為の委託であつて、当該自動車の部品、材料、設計、自己の商標の使用等に関する指示が行われているものとする。

て行うものを除く。）

三 前二号に掲げる行為を他の者に対し委託する行為

16 この法律において「自動車製造業者等」とは、自動車の製造等を業として行う者をいう。

17 この法律において「関連事業者」とは、引取業者、フロン類回収業者、解体業者又は破碎業者をいう。

（自動車製造業者等の責務）

第三条 自動車製造業者等は、自動車の設計及びその部品又は原材料の種類を工夫することにより、自動車が長期間使用されることを促進するとともに、使用済自動車の再資源化等を容易にし、及び使用済自動車の再資源化等に要する費用を低減するよう努めなければならない。

2 自動車製造業者等は、使用済自動車の再資源化等の実施において自らが果たす役割的重要性にかんがみ、その適正かつ円滑な実施を図るため、関連事業者に対し、自らが製造等をした自動車の構造又は使用した部品若しくは原材料に関する情報を適切に提供することその他の使用済自動車の再資源化等の実施に必要な協力をするよう努めなければならない。

（関連事業者の責務）

第四条 関連事業者は、使用済自動車の再資源化を

適正かつ円滑に実施することにより、使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図るため、使用済自動車の再資源化に関する知識及び能力の向上に努めなければならない。

2 引取業者は、自動車製造業者等と協力し、自動

車の再資源化等に係る料金その他の事項について
自動車の所有者に周知を図るとともに、自動車の
所有者による使用済自動車の引渡しが円滑に行わ
れるよう努めなければならない。

(自動車の所有者の責務)

第五条 自動車の所有者は、自動車をなるべく長期
間使用することにより、自動車が使用済自動車と
なることを抑制するよう努めるとともに、自動車
の購入に当たってその再資源化等の実施に配慮し
て製造された自動車を選択すること、自動車の修
理に当たつて使用済自動車の再資源化により得ら
れた物又はこれを使用した物を使用すること等に
より、使用済自動車の再資源化等を促進するよう
努めなければならない。

(国の責務)

第六条 国は、使用済自動車の再資源化等に関する
研究開発の推進及びその成果の普及その他の必要
な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、自動車の所有者による使用済自動車の引
渡し及び関連事業者によるその再資源化の適正か
つ円滑な実施を促進するため、使用済自動車の再
資源化等に要した費用、その再資源化により有効
利用された資源の量その他の使用済自動車の再資
源化等に関する必要な情報を適切に提供するよう
努めなければならない。

3 国は、教育活動、広報活動等を通じて、使用済
自動車の再資源化等に関する国民の理解を深める
とともに、その実施に関する国民の協力を求める
よう努めなければならない。

(地方公共団体の責務)

第七条 地方公共団体は、国の施策と相まって、当該地域の実情に応じ、使用済自動車の再資源化等を促進するよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。

第二章 再資源化等の実施

第一節 関連事業者による再資源化の実施

(使用済自動車の引渡し義務)

第八条 自動車の所有者は、当該自動車が使用済自動車となつたときは、引取業者に当該使用済自動車を引き渡さなければならない。

(引取業者の引取義務)

第九条 引取業者は、使用済自動車の引取りを求められたときは、当該使用済自動車について第七十三条第六項に規定する再資源化預託金等(以下この条において単に「再資源化預託金等」という。)が第九十二条第一項に規定する資金管理法人(以下この章、第四章及び第五章において単に「資金管理法人」という。)に対し預託されているかどうかを確認し、次の各号のいずれかに掲げる場合を除き、その引取りを求めた者から当該使用済自動車を引き取らなければならない。

一 当該使用済自動車について再資源化預託金等が資金管理法人に対し預託されていない場合

第二章 再資源化等の実施

第一節 関連事業者による再資源化の実施

二 主務省令で定める正当な理由がある場合

(引取業者が使用済自動車の引取りを拒める正当

引取業者は、前項第一号に該当する場合には、同項の規定により引取りを求めた者に対し、再資源化預託金等を資金管理法人に対し預託すべき旨を告知しなければならない。

な理由

第四条 法第九条第一項第二号の主務省令で定める正当な理由は、次のとおりとする。

一 天災その他やむを得ない事由により使用済自動車の引取りが困難であること。

二 当該使用済自動車に異物が混入していること。

三 当該使用済自動車の引取りにより当該引取業者が行う使用済自動車の適正な保管に支障が生じること。

四 当該使用済自動車の引取りの条件が使用済自動車に係る通常の取引の条件と著しく異なるものであること。

五 当該使用済自動車の引取りが法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであること。

(引取業者の引渡義務)

第十条 引取業者は、使用済自動車を引き取つたときは、速やかに、当該使用済自動車に特定エアコンディショナーが搭載されている場合はフロン類回収業者に、搭載されていない場合は解体業者に、当該使用済自動車を引き渡さなければならない。

(フロン類回収業者の引取義務)

第十一条 フロン類回収業者は、引取業者から前条の使用済自動車の引取りを求められたときは、主務省令で定める正当な理由がある場合を除き、当該使用済自動車を引き取らなければならない。

(フロン類回収業者が使用済自動車の引取りを拒める正当な理由)

第五条 前条の規定は、法第十二条の主務省令で定める正当な理由について準用する。

(フロン類回収業者の回収義務)

第十二条

フロン類回収業者は、使用済自動車を引き取ったときは、主務省令で定めるフロン類の回収に関する基準に従い、当該使用済自動車に搭載されている特定エアコンディショナーからフロン類を回収しなければならない。

(フロン類回収業者のフロン類の引渡義務)

第十三条

フロン類回収業者は、前条の規定によりフロン類を回収したときは、自ら当該フロン類の再利用（冷媒その他製品の原材料として自ら利用し、又は冷媒その他製品の原材料として利用する者に有償若しくは無償で譲渡し得る状態にすることをいう。以下同じ。）をする場合を除き、第二十一条の規定により特定再資源化等物品を引き取るべき自動車製造業者等（当該自動車製造業者が存しないとき、又は当該自動車製造業者等を確知することができないときは、第一百五条に規定する指定再資源化機関。以下この条、第十六条第三項及び第十八条第六項において同じ。）に当該フロン類を引き渡さなければならない。この場合において、当該自動車製造業者等が第二十二条第一項の規定により引取基準を定めているときは、当該引取基準に従い、これを引き渡さなければなら

(フロン類回収業者によるフロン類の回収に関する基準)

第六条

法第十二条の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 特定エアコンディショナーの冷媒回収口における圧力（絶対圧力をいう。以下同じ。）の値が、一定時間経過した後、次の表の上欄に掲げるフロン類の充てん量の区分に応じ、それぞれ同表の上欄に掲げるフロン類の充てん量の区分に応じ、それぞれの同表の下欄に掲げる圧力以下になるよう吸引すること。

フロン類の充てん量	圧力
二キログラム未満	○・○九メガパスカル

二 フロン類及びフロン類の回収方法について十分な知見を有する者が、フロン類の回収を行ひ又はフロン類の回収に立ち会うこと。

ない。

2 フロン類回収業者（その委託を受けてフロン類の運搬を行う者を含む。）は、前項の規定によりフロン類を引き渡すときは、主務省令で定めるフロン類の運搬に関する基準に従い、当該フロン類を運搬しなければならない。

（フロン類回収業者の使用済自動車の引渡義務）

第十四条

フロン類回収業者は、第十二条の規定によりフロン類を回収したときは、速やかに、当該フロン類を回収した後の使用済自動車を解体業者に引き渡さなければならない。

（解体業者の引取義務）

第十五条

解体業者は、引取業者から第十条の使用済自動車の引取りを求められ、又はフロン類回収業者から前条の使用済自動車の引取りを求められたときは、主務省令で定める正当な理由がある場合を除き、当該使用済自動車を引き取らなければならぬ。

（解体業者の再資源化実施義務等）

（フロン類回収業者によるフロン類の運搬に関する基準）

第七条 法第十三条第二項の主務省令で定める基準

は、次のとおりとする。

- 一 回収したフロン類の移充てん（回収したフロン類を充てんする容器（以下「フロン類回収容器」という。）から他のフロン類回収容器へフロン類の詰め替えを行うことをいう。）をみだりに行わないこと。
- 二 フロン類回収容器は、転落、転倒等による衝撃及びバルブ等の損傷による漏えいを防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしないこと。

（解体業者が使用済自動車の引取りを拒める正当な理由）

第八条 第四条の規定は、法第十五条の主務省令で定める正当な理由について準用する。

第十六条 解体業者は、その引き取った使用済自動車の解体を行うときは、当該使用済自動車から有用な部品を分離して部品その他製品の一部として利用することができる状態にすることその他の当該使用済自動車の再資源化を行わなければならない。

3 前項の再資源化は、解体業者による使用済自動車の再資源化に関する基準として主務省令で定める基準に従い、行わなければならない。

3 解体業者は、第一項に規定する引き取った使用済自動車の解体を行うときは、当該使用済自動車から指定回収物品を回収し、第二十一条の規定により特定再資源化等物品を引き取るべき自動車製造業者等に当該指定回収物品を引き渡さなければならぬ。この場合において、当該自動車製造業者等が第二十二条第一項の規定により引取基準を定めているときは、当該引取基準に従い、これを引き渡さなければならない。

4 解体業者は、第一項に規定する引き取った使用

第九条 法第十六条第二項（同条第七項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 部品、材料その他の有用なものを回収することができると認められる使用済自動車又は解体自動車については、当該有用なものが破損し、又はその回収に支障が生じることのないよう適正に保管するよう努めること。

二 使用済自動車から鉛蓄電池、リチウムイオン電池、ニッケル・水素電池、タイヤ、廃油、廢液及び室内照明用の蛍光灯（以下「鉛蓄電池等」という。）を回収し、技術的かつ経済的に可能な範囲で、当該鉛蓄電池等の再資源化を自ら行うか、又は当該再資源化を業として行うことができる者に当該鉛蓄電池等を引き渡すこと。

三 技術的かつ経済的に可能な範囲で、使用済自動車又は解体自動車から部品、材料その他の有用なもの（鉛蓄電池等を除く。）を回収し、当該有用なものの再資源化を自ら行うか、又は当該再資源化を業として行うことができる者に当該有用なものを引き渡すこと。

四 前二号の規定により回収した部品、材料その他他の有用なものについては、その再資源化を行うまでの間（当該再資源化を業として行うことができる者に引き渡す場合にあつては、当該引渡しを行うまでの間）、適正に保管するよう努めること。

（解体自動車の全部を利用する方法）

済自動車の解体を行ったときは、他の解体業者又は破碎業者に当該使用済自動車に係る解体自動車を引き渡さなければならない。ただし、解体自動車全部利用者（解体自動車を引き取り、当該解体自動車の全部を鉄鋼の原料として利用する方法その他の残さを発生させないものとして主務省令で定める方法によりこれを利用する者をいう。以下同じ。）に引き渡す場合は、この限りでない。

5 解体業者は、前項ただし書の規定により解体自動車全部利用者に解体自動車を引き渡したときは、その事実を証する書面として主務省令で定めるものをその引渡しの日から主務省令で定める期間保存^{*}しなければならない。

6 解体業者は、その引き取った使用済自動車の解体を自ら行わないときは、速やかに、他の解体業者に当該使用済自動車を引き渡さなければならぬ。

7 第一項、第二項及び前三項の規定は、解体業者が引き取った解体自動車の解体について準用^{*}する。

（破碎業者の引取義務）

第十七条 破碎業者は、解体業者から前条第四項の解体自動車の引取りを求められたときは、主務省令で定める正当な理由がある場合を除き、当該解体自動車を引き取らなければならない。

（破碎業者が解体業者からの解体自動車の引取りを拒める正当な理由）

第十二条 法第十六条第五項（同条第七項及び法第十八条第八項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める期間は、五年とする。

（解体自動車全部利用者に解体自動車を引き渡した事実を証する書面）

第十一条 法第十六条第五項（同条第七項及び法第十八条第八項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める書面は、法第十六条第四項ただし書又は第十八条第二項ただし書の規定により解体業者又は破碎業者から解体自動車を引き渡された解体自動車全部利用者が作成^{*}した書面であつて、次に掲げる事項を記載したものとする。

- 一 当該解体業者又は破碎業者の氏名又は名称
- 二 当該解体自動車全部利用者の氏名又は名称
- 三 当該解体自動車全部利用者が当該解体自動車を引き取った年月日
- 四 当該解体自動車の車台番号

（解体自動車全部利用者に解体自動車を引き渡した事実を証する書面の保存期間）

第十条 法第十六条第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める方法は、次のとおりとする。
一 当該解体自動車の全部を鉄鋼の原料として利用する方法
二 当該解体自動車の全部を製品の原材料として利用するものとして輸出する方法

自動車」と読み替えるものとする。

(破碎業者の再資源化実施義務等)

第十八条 破碎業者は、その引き取った解体自動車の破碎前処理を行うときは、破碎業者による解体自動車の再資源化を促進するための破碎前処理に関する基準として主務省令で定める基準に従い、

自動車の再資源化を行うときは、破碎業者による解体自動車の再資源化を促進するための破碎前処理に関する基準として主務省令で定める基準に従い、その破碎前処理を行わなければならない。

2 破碎業者は、前項の破碎前処理を行つたときは、自ら破碎前処理を行つた後にその解体自動車の破碎を行う場合を除き、他の破碎業者(破碎前処理のみを業として行う者を除く。)に当該解体自動車を引き渡さなければならない。ただし、解体自動車全部利用者に引き渡す場合は、この限りでない。

3 破碎業者(破碎前処理のみを業として行う者を除く。)は、他の破碎業者(破碎前処理のみを業として行う者に限る。)から前項の解体自動車の引取りを求められたときは、主務省令で定める正当な理由がある場合を除き、当該解体自動車を引き取らなければならない。

4 破碎業者は、その引き取つた解体自動車の破碎を行うときは、当該解体自動車から有用な金属を分離して原材料として利用することができる状態にすることその他の当該解体自動車の再資源化を行わなければならない。

5 前項の再資源化は、破碎業者による解体自動車の再資源化に関する基準として主務省令で定める基準に従い、行わなければならない。

6 破碎業者は、第四項の破碎を行つたときは、第二十一条の規定により特定再資源化等物品を取りべき自動車製造業者等に自動車破碎残さを引き渡さなければならない。この場合において、当

(破碎業者による破碎前処理に関する基準)

第十四条 法第十八条第一項の主務省令で定める基準は、解体自動車に異物を混入しないこととする。

(破碎業者が他の破碎業者からの解体自動車の引取りを拒める正当な理由)
第十五条 第四条の規定は、法第十八条第三項の主務省令で定める正当な理由について準用する。この場合において、「使用済自動車」とあるのは「解体自動車」と読み替えるものとする。

(破碎業者による再資源化に関する基準)

第十六条 法第十八条第五項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 技術的かつ経済的に可能な範囲で、鉄、アルミニウムその他の金属を分別して回収すること
二 自動車破碎残さに異物が混入しないように、

該自動車製造業者等が第二十二条第一項の規定により引取基準を定めているときは、当該引取基準に従い、これを引き渡さなければならない。

7 破碎業者は、その引き取った解体自動車の破碎及び破碎前処理を自ら行わないときは、速やかに他の破碎業者に当該解体自動車を引き渡さなければならぬ。

8 第十六条第五項の規定は、破碎業者が第二項ただし書の規定により解体自動車全部利用者に解体自動車を引き渡したときについて準用^{*}する。

(指導及び助言)

第十九条 都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。以下この章から第七章までにおいて同じ。）は、その登録を受けた引取業者若しくはフロン類回収業者又はその許可を受けた解体業者若しくは破碎業者に対し、使用済自動車若しくは解体自動車の引取り若しくは引渡し、特定再資源化等物品の引渡し又は使用済自動車若しくは解体自動車の再資源化に必要な行為の実施を確保するため必要があると認めるとときは、当該引取り若しくは引渡し又は再資源化に必要な行為の実施に関し必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告及び命令)

第二十条 都道府県知事は、正当な理由がなくて前条に規定する引取り若しくは引渡し又は再資源化に必要な行為をしない関連事業者があるときは、当該関連事業者に対し、当該引取り若しくは引渡し又は再資源化に必要な行為をすべき旨の勧告をすることができる。

2 都道府県知事は、フロン類回収業者が第十二条

解体自動車の破碎を行うこと。

の主務省令で定めるフロン類の回収に関する基準を遵守していないと認めるとき、又はフロン類回収業者（その委託を受けてフロン類の運搬を行う者を含む。以下この項において同じ。）が第十三条第二項の主務省令で定めるフロン類の運搬に関する基準を遵守していないと認めるときは、当該フロン類回収業者に対し、その基準を遵守すべき旨の勧告をすることができる。

3 都道府県知事は、前二項に規定する勧告を受けた関連事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該関連事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第二節 自動車製造業者等による再資源化等の実施

（自動車製造業者等の引取義務）

第二十一条 自動車製造業者等は、フロン類回収業者、解体業者又は破碎業者から自らが製造等をした自動車（その者が、他の自動車製造業者等について相続、合併若しくは分割（その製造等の事業を承継させるものに限る。）があつた場合における相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割によりその製造等の事業を承継した法人又は他の自動車製造業者等からその製造等の事業を譲り受けた者であるときは、被相続人、合併により消滅した法人若しくは分割をした法人又はその製造等の事業を譲り渡しが求められたときは、主務省令で定める正当な理由がある場合を除き、特定再資源化等物品を引き取る場所としてあらかじめ当該自動車製造業者等が指定した場所（以下「指定引取場所」という。

第二節 自動車製造業者等による再資源化等の実施

（自動車製造業者等が特定再資源化等物品の引取りを拒める正当な理由）

第十七条 法第二十一条の主務省令で定める正当な理由は、次のとおりとする。
一 天災その他やむを得ない事由により特定再資源化等物品の引取りが困難であること。
二 当該特定再資源化等物品に異物が混入していること。
三 当該特定再資源化等物品の引取りが法第二十二条第一項に規定する引取基準に適合しないこと。
四 当該特定再資源化等物品の引取りが法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであること。

）において、当該特定再資源化等物品を引き取らなければならぬ。

（引取基準）

第二十二条 自動車製造業者等又は第百五条に規定する指定再資源化機関（以下この節、第四章、第五章及び第六章第一節において単に「指定再資源化機関」という。）は、特定再資源化等物品の適正かつ確実な引取りを確保する観点から主務省令で定める基準に従い、特定再資源化等物品を引き取るときの当該特定再資源化等物品の性状、引取りの方法その他の主務省令で定める事項について特定再資源化等物品の引取りの基準（以下「引取基準」という。）を定めることができる。

（フロン類回収料金及び指定回収料金）

第二十三条 フロン類回収業者は、第十三条第一項の規定により自動車製造業者等（同項に規定する自動車製造業者等をいう。以下この条において同じ。）にフロン類を引き渡したときは、主務省令で定めるところにより、当該自動車製造業者等に対し、当該フロン類の回収及び当該フロン類を引き渡すために行う運搬に要する費用に関し、フロン類の回収の適正かつ確実な実施を確保する観点から主務省令で定める基準に従つて当該自動車製

（引取基準）

第十八条 法第二十二条第一項の主務省令で定める基準は、引取基準が特定再資源化等物品の引取りの能率的な実施及びフロン類回収業者、解体業者又は破碎業者による特定再資源化等物品の円滑な引渡しが確保されるよう勘案して合理的な範囲内で定められたものであることとする。

第十九条

法第二十二条第一項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 特定再資源化等物品の性状
- 二 引取りの方法
- 三 荷姿

（引取基準の公表の方法）

第二十条 法第二十二条第二項の規定による公表は、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（フロン類回収業者によるフロン類回収料金の支払の請求方法）

第二十一条 法第二十三条第一項の規定によりフロン類回収料金の支払を請求しようとするフロン類回収業者は、次に掲げる事項を記載した書面を自動車製造業者等（法第十三条第一項に規定する自動車製造業者等をいう。第二十三条において同じ。）に提出しなければならない。
一 フロン類回収業者の氏名又は名称
二 当該請求に係るフロン類を回収した事業所の

造業者等が定める額の金銭（以下「フロン類回収料金」という。）の支払を請求することができる。

2

解体業者は、第十六条第三項の規定により自動車製造業者等に指定回収物品を引き渡したときは、主務省令で定めるところにより、当該自動車製造業者等に対し、当該指定回収物品の回収及び当該指定回収物品を引き渡すために行う運搬に要する費用に関し、指定回収物品の回収の適正かつ確実な実施を確保する観点から主務省令で定める基準に従つて当該自動車製造業者等が定める額の金銭（以下「指定回収料金」という。）の支払を請求することができる。

3 自動車製造業者等は、前二項の規定による請求があつた場合には、その求めに応じてフロン類回収料金又は指定回収料金を支払わなければならぬ。

4 自動車製造業者等は、主務省令で定めるところにより、フロン類回収料金及び指定回収料金について、あらかじめ、公表しなければならない。これを変更するときも、同様とする。

三 名称
　　振込金融機関の名称及び所在地並びに預金口座又は貯金口座の口座番号
四 当該請求に係る使用済自動車の車台番号
(フロン類回収料金に関する基準)

第二十二条 法第二十三条第一項の主務省令で定める基準は、フロン類回収料金がフロン類の回収及び運搬を能率的に行つた場合における適正な原価を勘案して定められたものであることとする。

(解体業者によるガス発生器に係る指定回収料金の支払の請求方法)

第二十三条

法第二十三条第二項の規定により令第三条に規定するガス発生器（以下単に「ガス発生器」という。）に係る指定回収料金の支払を請求しようとする解体業者は、次に掲げる事項を記載した書面を自動車製造業者等に提出しなければならない。

- 一 解体業者の氏名又は名称
- 二 当該請求に係るガス発生器を回収した事業所の名称
- 三 振込金融機関の名称及び所在地並びに預金口座又は貯金口座の口座番号
- 四 当該請求に係る使用済自動車の車台番号

(ガス発生器に係る指定回収料金に関する基準)

第二十四条

法第二十三条第二項の主務省令で定める基準は、ガス発生器に係る指定回収料金がガス発生器の回収及び運搬を能率的に行つた場合における適正な原価を勘案して定められたものであることとする。

(フロン類回収料金及び指定回収料金の公表の方
法)

第二十五条 第二十条の規定は、法第二十三条第四項の規定による公表について準用する。

(引取基準等に対する勧告等)

第二十四条 主務大臣は、自動車製造業者等が第二十二条第二項の規定により公表した引取基準又は

前条第四項の規定により公表したフロン類回収料金若しくは指定回収料金が、第二十二条第一項又は前条第一項若しくは第二項に規定する主務省令で定める基準に適合していないと認めるときは、当該自動車製造業者等に対し、期限を定めて、その公表した引取基準又はフロン類回収料金若しくは指定回収料金を変更すべき旨の勧告をすることができる。

2 主務大臣は、正当な理由がなくて前条第三項に規定するフロン類回収料金若しくは指定回収料金の支払又は同条第四項の規定による公表をしない自動車製造業者等があるときは、当該自動車製造業者等に対し、期限を定めて、その支払又は公表をすべき旨の勧告をすることができる。

3 主務大臣は、前二項に規定する勧告を受けた自動車製造業者等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該自動車製造業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(自動車製造業者等の再資源化実施義務等)

第二十五条 自動車製造業者等又は指定再資源化機関は、特定再資源化物品を引き取つたときは、遅滞なく、当該特定再資源化物品の再資源化を行わなければならない。

2 前項の再資源化（指定再資源化機関が行うものを除く。）は、特定再資源化物品ごとに主務省令で定める再資源化を実施すべき量に関する基準に

(自動車製造業者等の再資源化を実施すべき量に関する基準)

第二十六条 法第二十五条第二項の主務省令で定め

従い、行わなければならぬ。

の基準は、次のとおりである。
1 自動車破碎残さ 次の算式により算出した額
（かかる、次の表の上欄に掲げる年度の区分に応じ
、それぞれ同表の下欄に掲げる額以上である
）。

算式

$$\frac{A + B}{C + D}$$

算式の符号

A 当該年度において施設投入回収割合（当該施設における自動車破碎残さその他の物の投入量と回収量の割合であつて、主務大臣が定める算式により算出したものをいう。）が百分の四十以上である施設（以下「基準適合施設」という。）に投入された自動車破碎残さの総重量から当該基準適合施設において生じた廃棄物のうち当該自動車破碎残さに係るものとの総重量を減じて得た重量

B 当該年度において法第三十一条第一項の認定を受けてその全部再資源化の実施を委託した解体自動車からの発生が抑制された自動車破碎残さの総重量から当該解体自動車を引き渡された解体自動車全部利用者の施設において生じた廃棄物のうち当該解体自動車に係るものとの総重量を減じて得た重量

C 当該年度において引き取った自動車破碎残さの総重量

D 当該年度において法第三十一条第一項の認定を受けてその全部再資源化の実施を委託した解体自動車からの発生が抑制された自動車破碎残さの総重量

平成十七年度から平成二十一年度 までの各年額	円八〇四十一
平成二十一年度から平成二十三年度 までの各年額	円八〇四十一

年度までの各年度	平成二十七年度以降の各年度	百分の七十
----------	---------------	-------

〇平成十八年経済産業・環境省令第11号

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則
(平成十四年経済産業・環境省令第七号) 第116
条第一項の仕務大臣が定める算式は、次のとおりと
す。

算式

$$\frac{A + B}{C + D}$$

算式の符号

- A 当該施設に投入される自動車破碎残さ (使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)第2条第5項に規定する自動車破碎残さをいう。以下同じ。) 1トン及び当該自動車破碎残さ 1トン当たりに投入される自動車破碎残さ以外の廃棄物その他の物から回収される原材料の重量
- B 当該施設に投入される自動車破碎残さ 1トン及び当該自動車破碎残さ 1トン当たりに投入される自動車破碎残さ以外の廃棄物その他の物から回収される熱量 (当該施設内において利用される熱量については、スラグその他の物の生成に要する熱量のみをいい、当該施設において発電される電力量については、当該電力量を発電端効率0.4を用いて換算した熱量をいう。) を当該自動車破碎残さ (可燃性の成分に限り、その附着水分を含む。) 1トン当たりの低位発熱量を用いて当該自動車破碎残さの重量に換算したもの
- C 当該施設に投入される自動車破碎残さ 1トン及び当該自動車破碎残さ 1トン当たりに投入される自動車破碎残さ以外の廃棄物その他の物 (可燃性の成分及びその附着水分を除く

。) の重量

D 1 当該施設に投入される当該自動車破碎残さ以外の廃棄物その他の物（可燃性の成分に限り、その附着水分を含む。）の低位発熱量を当該自動車破碎残さ（可燃性の成分に限り、その附着水分を含む。）1トン当たりの低位発熱量を用いて当該自動車破碎残さの重量に換算したもの

1 ガス発生器

当該年度において引き取ったガス発生器のうちその全部又は一部を原材料又は部品その他製品の一部として利用することができる状態にしたものとの総重量の当該ガス発生器の総重量に対する割合が百分の八十五以上であると。

(自動車製造業者等のフロン類の破壊義務等)
第二十六条 自動車製造業者等又は指定再資源化機関は、フロン類を引き取つたときは、遅滞なく、

当該フロン類の破壊をフロン類法第二条第十二項に規定するフロン類破壊業者（次項において単に「フロン類破壊業者」という。）に委託しなければならない。ただし、第一百六条第一号に規定する特定自動車製造業者等が指定再資源化機関に委託するときは、この限りでない。

2 自動車製造業者等又は指定再資源化機関（これらの者の委託を受けてフロン類の運搬を行う者を含む。）は、フロン類をフロン類破壊業者に引き渡すときは、第十三条第二項の主務省令で定めるフロン類の運搬に関する基準に従い、当該フロン類を運搬しなければならない。

3 主務大臣は、自動車製造業者等（その委託を受けてフロン類の運搬を行う者を含む。以下この条において同じ。）が第十三条第一項の主務省令で

定めるフロン類の運搬に関する基準を遵守しないと認めるときは、当該自動車製造業者等に対し、その基準を遵守すべき旨の勧告をすることができる。

4 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた自動車製造業者等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該自動車製造業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(帳簿の備付け等)

第二十七条 自動車製造業者等は、主務省令で定めるところにより、帳簿（磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもつて調製するものを含む。以下同じ。）を備え、特定再資源化等物品の再資源化等に関し主務省令で定める事項を記載し、又は記録し、これを保存しなければならない。

(帳簿の備付け)

第二十七条 自動車製造業者等は、法第二十七条第一項に規定する帳簿を毎年三月三十一日に閉鎖し、閉鎖後五年間保存しなければならない。

第二十八条 法第二十七条第一項の主務省令で定める事項は、次の表の上欄に掲げる特定再資源化等物品の区分及び中欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

自動車破碎残さ 再資源化等契約を締結しない場合	
一	当該再資源化に必要な行為についての次に掲げる事項
イ	再資源化に必要な行為を開始した年月日及び終了した年月日
ロ	引き取った自動車破碎残さの総重量及び当該自動車破碎残さに係る使用済自動車の台数
ハ	法第三十一条第一項の認定を受けてその全部再資源化の実施を委託した解体自動車からの発生が抑制された自動車破碎残さの総重量及び当該解体自動車の台数
二	基準適合施設に投入された自動車破碎残さの総重量及び当該基準適合施設において生じた廃棄物のうち当該基準適合施設に投

ト
入された自動車破碎残さに係るもの
の総重量
法第三十一条第一項の認定を受
けてその全部再資源化の実施を委
託した解体自動車を引き渡された
解体自動車全部利用者の施設にお
いて生じた廃棄物のうち当該解体
自動車に係るもの
ト
自動車破碎残さを投入した施設
が基準適合施設であることを証す
る事項

ガス発生器	再資源化等契約を締結しない場合	再資源化等契約を締結する場合
		二 当該再資源化に必要な行為の収支状況についての次に掲げる事項 イ 資金管理法人から払渡しを受けた自動車破碎残さに係る再資源化等預託金の額の総額
	一 当該再資源化に必要な行為についての次に掲げる事項 イ 再資源化に必要な行為を開始した年月日及び終了した年月日 ロ 引き取ったガス発生器の総重量及び個数並びに当該ガス発生器に係る使用済自動車の台数	ロ 当該行為に要した費用の総額
二 当該再資源化に必要な行為の全部又は一部について他の者とその実施の契約を締結する場合には、当該契約についての次に掲げる事項 イ 契約により委託された再資源化に必要な行為 ロ 契約により委託を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 ハ 契約を締結した年月日 ニ 契約により委託された再資源化に必要な行為を開始した年月日及	ハ 再資源化等契約に係る委託料金の支払期限及びこれを支払った年月日 車の台数	

自動車製造業者等は、主務省令で定めるところにより、特定再資源化等物品の再資源化等の状況を公表しなければならない。

第二十九条 自動車製造業者等は、毎年度、次に掲げる事項を当該年度終了後三月以内に、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公表し

(再資源化等の状況の公表)

再資源化等契約を締結する場合	再資源
一 口 再資源化等契約により委託された破壊に必要な行為を行ったフロン類の種類ごとの量及び当該フロン類に係る使用済自動車の台数 イ 日 再資源化等契約を締結した年月日に掲げる事項	口 要な行為 契約により委託を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 ハ 契約を締結した年月日 ニ 契約により委託された破壊に必要な行為を開始した年月日及び終了した年月日
二 口 再資源化等契約により委託された破壊に必要な行為の収支状況についての次に掲げる事項 イ 日 再資源化等契約に係る再資源化等預託金の額の総額 ハ 口 当該行為に要した費用の総額	三 口 当該破壊に必要な行為の収支状況についての次に掲げる事項 イ 資金管理法人から払渡しを受けたフロン類に係る再資源化等預託金の額の総額 ハ 口 当該行為に要した費用の総額

なければならぬ。

- 一 法第二十五条第二項に規定する再資源化を実施すべき量に関する基準の遵守状況その他の当該年度における特定再資源化等物品ごとの再資源化等の状況
- 二 当該年度における特定再資源化等物品ごとの資金管理法人から払渡しを受けた再資源化等預託金の額並びに再資源化等及び法第三十条第一項の認定を受けて行う解体自動車の全部再資源化に必要な行為に要した費用の総額

(再資源化の認定)

第二十八条 自動車製造業者等は、特定再資源化物品の再資源化を行おうとするとき（他の者に委託して再資源化を行おうとするときを含む。）は、主務省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることについて、主務大臣の認定を受けなければならない。ただし、第一百六条第一号に規定する特定自動車製造業者等が指定再資源化機関に委託して再資源化を行おうとするときは、この限りでない。

一 当該再資源化に必要な行為を実施する者が主務省令で定める基準に適合すること。

(再資源化に必要な行為を実施する者の基準)

第三十条 法第二十八条第一項第一号の主務省令で定める基準は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 自動車製造業者等が再資源化に必要な行為を自ら実施する場合 自ら実施する者が次のいずれにも該当しないものであること。
 - イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
 - ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
 - ハ 法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(

昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。)若しくはこれらの法律に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項を除く。)に違反し、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等处罚ニ関スル法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

二 廃棄物処理法第七条の四若しくは第十四条の三の二(廃棄物処理法第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合は、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条の規定による通知がかつた日前六十日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。)であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。)又は不誠実な行為をするおそれがあると認められるに足りる相当の理由がある者

へ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又

は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）

ト 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）がイからへまでのいずれかに該当するもの

チ 法人でその役員又はその使用人（次に掲げるものの代表者であるものに限る。又及び第三十三条第一項第四号において同じ。）のうちにイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの

(1) 本店又は支店（商人以外の者にあつては(2) 、主たる事務所又は従たる事務所）

(1)に規定する本店又は支店のほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の運搬又は処分（再生を含む。）の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

リ 法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの

ヌ 個人でその使用者のうちにイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの
二 自動車製造業者等が指定再資源化機関以外の者に委託して再資源化に必要な行為を実施する場合、当該指定再資源化機関以外の者が次のいずれにも該当するものであること。
イ 受託業務を遂行するに足りる人員及び財政的基礎を有すること。

ロ 前号イ、ロ及びホまでのいずれにも該当しないものであること。

ハ 法廢棄物処理法、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）、大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）、騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五

二 前号に規定する者が主務省令で定める基準に適合する施設を有すること。

年法律第百三十六号)、水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)、悪臭防止法(昭和四十六年法律第九十一号)、振動規制法(昭和五十一年法律第六十四号)、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(平成四年法律第百八号)、ダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年法律第一百五号)、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成十三年法律第六十五号)若しくはこれらの法律に基づく处分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項を除く。)に違反し、又は刑法第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等处罚ニ関スル法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者でないこと。

二 法第六十六条(法第七十二条において読み替えて準用する場合を含む。)、廃棄物処理法第七条の四若しくは第十四条の三の二(廃棄物処理法第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第四十条第二項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。)でないこと。
ホ 当該再資源化に必要な行為を自ら実施する者であること。

(再資源化に必要な行為を実施する者の有する施

設の基準)

第三十一条 法第二十八条第一項第二号の主務省令で定める基準は、当該施設が廃棄物処理法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設（以下単に「産業廃棄物処理施設」という。）である場合には、同項又は廃棄物処理法第十五条の二の六第一項の規定による許可を受けている施設であることをとする。

2

前項の認定を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書その他主務省令で定める書類を主務大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 当該認定に係る再資源化に必要な行為を実施する者
- 三 当該認定に係る再資源化に必要な行為の用に供する施設

3 主務大臣は、第一項の認定の申請に係る再資源化が同項各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認定をするものとする。

（再資源化の認定）

第三十二条 法第二十八条第一項の認定を受けようとする自動車製造業者等は、当該認定を受けて再資源化を行おうとする日前二月前までに同条第二項に規定する申請書及び書類を主務大臣に提出しなければならない。ただし、主務大臣が正当な理由があると認めるときは、その提出の期限を経過した後であつても、当該申請書及び書類を提出することができる。

（再資源化の認定に係る提出書類）

第三十三条 法第二十八条第二項の主務省令で定める書類は、次のとおりとする。

- 一 再資源化に必要な行為を実施する者（以下の条において「実施者」という。）が第三十条第一号又は第二号（イ及びホに係る部分を除く。）に規定する基準に適合する旨を記載した書類
- 二 実施者が法人である場合においては、その役員の氏名及び住所を記載した書類
- 三 実施者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の氏名又は名称、住所及び当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の金額を記載した書類
- 四 実施者に使用人がある場合においては、その

者 の 氏 名 及 び 住 所 を 記 載 し た 書 類

- 五 実施者が未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所を記載した書類（法定代理人が法人である場合にあつては、その名称及び住所、その代表者の氏名並びにその役員の氏名及び住所を記載した書類）
- 六 指定再資源化機関以外の者に委託して再資源化を行おうとする場合においては、次に掲げる書類
- イ 実施者が個人である場合においては、住民票の写し（本籍（外国人にあつては、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等）の記載のあるものに限る。以下同じ。）
- ロ 実施者が法人である場合においては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- ハ 実施者が受託業務を遂行するに足りる財政的基礎を有することを証する書類
- 二 再資源化に必要な行為に関する方法、設備、工程その他の内容を記載した書類
- 七 再資源化に必要な行為の用に供する施設が産業廃棄物処理施設である場合においては、当該施設に係る廃棄物処理法第十五条第一項又は第十五条の二の六第一項の規定による許可を受けていることを証する書類並びに当該施設の使用開始予定年月日、当該施設において取り扱う特定再資源化物品の最大数量を記載した書類
- 八 実施者が法第二十八条第二項第三号に規定する施設の所有権を有すること（所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する書類
- 主務大臣は、実施者が法第六十条第一項若しくは第六十七条第一項若しくは第七十条第一項又は廃棄物処理法第十四条第一項若しくは第六項若しくは第十四条の二第一項の規定による許可（平成

十二年十月一日以降に受けた許可であつて、当該許可の日から起算して五年を経過しないものに限る。)を受けている場合においては、前項の規定にかかわらず、同項第二号から第五号まで及び第六号イからハまでに掲げる書類の全部又は一部に代えて、当該実施者が当該許可を受けていることを証する書類を提出させることができる。

(変更の認定)

第二十九条 前条第一項の認定を受けた自動車製造業者等は、同条第二項第二号又は第三号に掲げる事項の変更(主務省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならない。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の変更の認定について準用する。

(変更の認定)

第三十四条 第三十二条の規定は、法第二十九条第一項の変更の認定について準用する。この場合において、「同条第二項」とあるのは「法第二十九条第二項において準用する法第二十八条第二項」と読み替えるものとする。

第三十五条 法第二十九条第二項において準用する法第二十八条第二項の主務省令で定める書類は、第三十三条第一項各号に掲げる書類(当該変更に係るものに限る。)とする。

(認定の取消し)

第三十条 主務大臣は、第二十八条第一項の認定に係る再資源化が同項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

(解体自動車の全部再資源化の実施の委託に係る認定)

第三十一条 自動車製造業者等は、解体業者又は破碎業者に委託して、解体自動車の全部再資源化(再資源化のうち、解体業者が第十六条第二項の主

(解体自動車の全部再資源化の実施の委託に係る認定)

第三十六条 法第三十一条第一項の主務省令で定める事業は、解体自動車の全部を鉄鋼の原料として利用する事業とする。

務省令で定める再資源化に関する基準に従つて再資源化を行つた後の解体自動車を解体自動車全部利用者（当該解体自動車をその原材料として利用する事業として主務省令で定めるものを国内において行う者に限る。）がその原材料として利用することができる状態にするものをいう。以下同じ。）を行おうとするときは、主務省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることについて、主務大臣の認定を受けることができる。

- 一 当該全部再資源化が、解体自動車を破碎して行う再資源化に比して著しく廃棄物の減量及び資源の有効な利用に資するものであること。
- 二 委託を受ける解体業者又は破碎業者が当該全部再資源化を適正かつ円滑に行うことができる技術的能力を有するものであること。

2

前項の認定を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書その他主務省令で定める書類を主務大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 全部再資源化の委託を受ける解体業者又は破碎業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 三 解体自動車全部利用者の氏名又は名称
- 四 全部再資源化の方法及びこれにより発生が抑制される自動車破碎残さの量

3

主務大臣は、第一項の認定の申請に係る全部再資源化が同項各号のいずれにも適合していると認めるとときは、同項の認定をするものとする。

- 4 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、速やかに、その旨及びその内容を資金管理法人に通知するものとする。

第三十七条 法第三十一条第一項の認定を受けようとする自動車製造業者等は、あらかじめ、同条第二項に規定する申請書及び書類を主務大臣に提出しなければならない。ただし、主務大臣が正当な理由があると認めるときは、この限りでない。

（全部再資源化の実施の委託に係る認定に係る提出書類）

第三十八条 法第三十一条第二項の主務省令で定める書類は、次のとおりとする。

- 一 認定を受けようとする自動車製造業者等が個人である場合においては、住民票の写し
- 二 認定を受けようとする自動車製造業者等が法人である場合においては、登記事項証明書
- 三 全部再資源化の委託を受ける解体業者又は破碎業者が法第六十条第一項又は第六十七条第一項の許可を受けていることを証する書類
- 四 全部再資源化の方法、設備、工程その他の内容を記載した書類

(変更の認定)

第三十二条 前条第一項の認定を受けた自動車製造業者等は、同条第二項第二号から第四号までに掲げる事項の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならない。

(認定を要しない軽微な変更)

第三十九条 法第三十二条第一項の主務省令で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

- 一 全部再資源化の委託を受ける解体業者又は破碎業者が法人であるときの、法人の代表者の氏名の変更
- 二 法第三十二条第二項第四号に掲げる事項の変更であつて、発生が抑制される自動車破碎残さの量を減少させないもの

(変更の認定)

第四十条 第三十七条の規定は、法第三十二条第一項の変更の認定について準用する。この場合において、「同条第二項」とあるのは「法第三十二条第二項において準用する法第三十二条第二項」と読み替えるものとする。

(認定の取消し)

第三十三条 主務大臣は、第三一条第一項の認定に係る全部再資源化が同項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

2 第三十一条第四項の規定は、前項の認定の取消しについて準用する。

(再資源化等に係る料金の公表等)

第三十四条 自動車製造業者等は、主務省令で定め

(再資源化等に係る料金の公表の方法)

第四十二条 第二十条の規定は、法第三十四条第一

項の規定による公表について準用する。

るところにより、自らが製造等をした自動車に係る次の各号に掲げる再資源化等について、これを販売する時までに、当該各号に定める料金を定め、これを公表しなければならない。

一 自動車破碎残さの再資源化 当該自動車に係る自動車破碎残さについて当該自動車製造業者等が行うその再資源化に必要な行為に関する料

金

二 指定回収物品の再資源化 当該自動車に係る指定回収物品について当該自動車製造業者等が行うその再資源化に必要な行為（当該指定回収物品に係る指定回収料金の支払を含む。）に関する料

金

三 フロン類の破壊 当該自動車に搭載される特定エアコンディショナーに充てんされるフロン類について当該自動車製造業者等が行うその破壊に必要な行為（当該フロン類に係るフロン類回収料金の支払を含む。）に関する料

金

前項の規定により公表される料金は、特定再資源化等物品の再資源化等に必要な行為を能率的に実施した場合における適正な原価を上回るものでなく、かつ、当該適正な原価に著しく不足しないものでなければならない。

（再資源化等に係る料金に対する勧告等）

第三十五条

主務大臣は、自動車製造業者等が前条第一項の規定により公表した料金が特定再資源化等物品の再資源化等に必要な行為を能率的に実施した場合における適正な原価を著しく超えていると認めるとき、又は当該適正な原価に著しく不足していると認めるときは、当該自動車製造業者等に対し、期限を定めて、その公表した料金を変更すべき旨の勧告をすることができる。

主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた自動

車製造業者等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該自動車製造業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(表示)

第三十六条 自動車製造業者等は、自動車を販売する時までに、主務省令で定めるところにより、これに当該自動車の製造等をした者の名称その他の主務省令で定める事項を表示しなければならない。

(指導及び助言)

第三十七条 主務大臣は、自動車製造業者等に対し、第二十一条の規定による特定再資源化等物品の引取り又は第二十五条若しくは第二十六条第一項の規定による特定再資源化等物品の再資源化等に必要な行為の実施を確保するため必要があると認めるときは、当該引取り又は再資源化等に必要な行為の実施に関し必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告及び命令)

第三十八条 主務大臣は、正当な理由がなくて前条に規定する引取り又は再資源化等に必要な行為をしない自動車製造業者等があるときは、当該自動車製造業者等に対し、当該引取り又は再資源化等に必要な行為をすべき旨の勧告をすることができる。

(表示)

第四十三条 法第三十六条の規定による表示は、自動車製造業者等の名称を視認でき、かつ、容易に消えないものとする。

2 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた自動車製造業者等が、正当な理由がなくてその勧告に

係る措置をとらなかつたときは、当該自動車製造業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定引取場所の配置等)

第三十九条 自動車製造業者等は、指定引取場所の設置に当たつては、地理的条件、交通事情、自らが製造等をした自動車の使用の本拠の分布の状態その他の条件を勘案して、特定再資源化等物品の再資源化等に必要な行為の能率的な実施及びフロン類回収業者、解体業者又は破碎業者による特定再資源化等物品の当該自動車製造業者等への円滑な引渡しが確保されるよう適正に配置しなければならない。

2 自動車製造業者等は、指定引取場所を指定したときは、当該指定引取場所の位置について、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(フロン類回収業者等による申出)

第四十条 フロン類回収業者、解体業者及び破碎業者は、自動車製造業者等が指定引取場所を適正に配置していくことにより、当該自動車製造業者等が第二十一条の規定により引き取るべき特定再資源化等物品の当該自動車製造業者等への引渡しに著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣に対し、その旨を申し出ることができる。

(指定引取場所の公表の方法)

第四十四条 第二十条の規定は、法第三十九条第二項の規定による公表について準用する。

(フロン類回収業者等による申出の方法)

第四十五条 フロン類回収業者、解体業者及び破碎業者は、法第四十条の規定による申出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した申出書を主務大臣に提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名又は名称、登録番号又は許可番号並びに当該申出に係る事業所の名称及び所在地
- 二 当該自動車製造業者等の氏名又は名称及び当該申出に係る指定引取場所の所在地
- 三 当該事態が生じるおそれがあると認める相当の理由

(指定引取場所に係る勧告)

第四十一条 主務大臣は、前条の規定による申出があつた場合において、同条に規定する支障の発生を回避することにより特定再資源化等物品の適正な引渡しを確保するため特に必要があると認めるときは、当該申出に係る自動車製造業者等に対し、当該申出をしたフロン類回収業者、解体業者又は破碎業者による特定再資源化等物品の当該自動車製造業者等への円滑な引渡しを確保するために必要な指定引取場所を設置すべきことを勧告することができる。

第三章 登録及び許可

第一節 引取業者の登録

(引取業者の登録)

第四十二条

引取業を行おうとする者は、当該業を行おうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

前項の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間(以下この条において「登録の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処

方がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、な

おその効力を有する。

前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了日の翌日から起算するものとする。

第三章 登録及び許可

第一節 引取業者の登録

(登録の申請)

第四十三条 前条第一項の登録を受けようとする者

(以下「引取業登録申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては

、その代表者の氏名

二 事業所の名称及び所在地

三 法人である場合においては、その役員(業務

を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下この節及び次節において

同じ。)の氏名

四 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所(法定代理人が法人である場合にあっては、その名称及び住所並びにその

代表者及び役員の氏名。第五十四条第一項第四

号において同じ。)

五 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制

六 その他主務省令で定める事項

2 前項の申請書には、引取業登録申請者が第四十

五条第一項各号に該当しない者であることを誓約する書面その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

(登録の実施)

第四十四条 都道府県知事は、前条の規定による申請書の提出があったときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を引取業者登録簿に登録しなければならない。

(引取業者の登録の申請)

第四十六条 引取業登録申請者は、様式第一による

申請書に当該引取業登録申請者が法第四十五条第一項各号に該当しない者であることを誓約する書面及び次に掲げる書類を添えて、都道府県知事に提出しなければならない。

一 引取業登録申請者が個人である場合においては、住民票の写し

二 引取業登録申請者が法人である場合においては、登記事項証明書

三 引取業登録申請者が未成年者である場合においては、その法定代理人の住民票の写し(法定代理人が法人である場合にあっては、その登記事項証明書。第四十八条第三号、第五十条第一項第三号及び第五十三条第三号において同じ。)

四 引取業登録申請者が使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制を説明する書類

一 前条第一項第一号から第四号までに掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

2 都道府県知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を当該引取業登録申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第四十五条

都道府県知事は、引取業登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、申請書に記載された第四十三条第一項第五号に掲げる事項が使用済自動車に搭載されている特定エアコンディショナーからのフロン類の適正かつ確実な回収の実施の確保に支障を及ぼすおそれがないものとして主務省令で定める基準に適合していないと認めると、又は申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

二 この法律、フロン類法若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）又はこれらの法律に基づく处分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

三 第五十一条第一項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日前三十日以内にその引取業者の役員であつた者でその処分のあつた日

(引取業者の登録の基準)

第四十七条

法第四十五条第一項の主務省令で定める基準は、申請に係る事業所ごとに、使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認するための適切な方法を記載した書類を有する」と又は使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーの構造に関し十分な知識を有する者が使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認できる体制を有する」ととする。

から二年を経過しないもの

五 第五十一条第一項の規定により事業の停止を

命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

六 引取業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合は、その役員を含む。）が前

第五十六条第一項第六号において同じ。）が前各号のいずれかに該当するもの

七 法人でその役員のうちに第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの

2 都道府県知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該引取業登録申請者に通知しなければならない。

(変更の届出)

第四十六条 引取業者は、第四十三条第一項各号に

掲げる事項に変更があったときは、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項が前条第一項第六号若しくは第七号に該当する場合又は同項の主務省令で定める基準に適合しなくなった場合を除き、その届出があつた事項のうち第四十四条第一項第一号に掲げる事項を引取業者登録簿に登録しなければならない。

3 第四十三条第二項の規定は第一項の規定による届出について、第四十四条第二項の規定は前項の規定による登録について、それぞれ準用する。

※ 規定せず。

(引取業者の変更の届出)

第四十八条 法第四十六条第一項の規定により変更

の届出をしようとする引取業者は、様式第二による届出書に当該引取業者が法第四十五条第一項各号に該当しない者であることを誓約する書面及び次に掲げる書類（その届出に係る変更後の書類をいう。）を添えて、都道府県知事に届け出なければならない。

一 引取業者が個人であり、かつ、法第四十三条第一項第一号に掲げる事項に変更があつたとき
住民票の写し

二 引取業者が法人であり、かつ、法第四十三条第一項第一号又は第三号に掲げる事項に変更があつたとき
登記事項証明書

三 引取業者が未成年者であり、かつ、法第四十
三条第一項第四号に掲げる事項に変更があつた
とき その法定代理人の住民票の写し
四 法第四十三条第一項第五号に掲げる事項に変
更があつたとき 第四十六条第四号に掲げる書
類

(引取業者登録簿の閲覧)
第四十七条 都道府県知事は、引取業者登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(廃業等の届出)

第四十八条 引取業者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 死亡した場合 その相続人
- 二 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であった者
- 三 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人
- 四 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人
- 五 その登録に係る引取業を廃止した場合 引取業者であつた個人又は引取業者であつた法人を代表する役員

2 引取業者が前項各号のいずれかに該当するに至つたときは、引取業者の登録は、その効力を失う。

第四十九条 都道府県知事は、第四十二条第二項若しくは前条第二項の規定により登録がその効力を失つたとき、又は第五十一条第一項の規定により登録を取り消したときは、当該引取業者の登録を抹消しなければならない。

(標識の掲示)

第五十条 引取業者は、主務省令で定めるところにより、その事業所ごとに、公衆の見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他の主務省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(引取業者の標識の掲示)

第四十九条 法第五十条の規定により引取業者が掲げる標識は、縦及び横それぞれ二十センチメートル以上の大きさであつて、引取業者であることを示すものとする。

2 法第五十条の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 引取業者の氏名又は名称
- 二 引取業者の登録番号

(登録の取消し等)

第五十一条 都道府県知事は、引取業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 不正の手段により第四十二条第一項の登録(同条第二項の登録の更新を含む。)を受けたとき。
- 二 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制が第四十五条第一項の主務省令で定める基準に適合しなくなつたとき。
- 三 第四十五条第一項第一号、第二号、第四号、第六号又は第七号のいずれかに該当することとなつたとき。
- 四 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは

2 処分に違反したとき。

第四十五条第二項の規定は、前項の規定による処分をした場合について準用する。

(主務省令への委任)

第五十二条 この節に定めるもののほか、引取業者の登録に関し必要な事項は、主務省令で定める。

第二節 フロン類回収業者の登録

(フロン類回収業者の登録)

第五十三条 フロン類回収業を行おうとする者は、

当該業を行おうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

2 前項の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

- 3 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この条において「登録の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 4 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

第二節 フロン類回収業者の登録

(登録の申請)

第五十四条 前条第一項の登録を受けようとする者

（以下「フロン類回収業登録申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県

(フロン類回収業者の登録の申請)

第五十条 フロン類回収業登録申請者は、様式第三による申請書に当該フロン類回収業登録申請者が法第五十六条第一項各号に該当しない者であるこ

知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては

、その代表者の氏名

二 事業所の名称及び所在地

三 法人である場合においては、その役員の氏名

四 未成年者である場合においては、その法定代

理人の氏名及び住所

五 回収しようとするフロン類の種類

六 使用済自動車に搭載されている特定エアコン
デイショナーからのフロン類の回収の用に供する
る設備の種類及び能力

七 その他主務省令で定める事項

- 2 前項の申請書には、フロン類回収業登録申請者が第五十六条第一項各号に該当しない者であることを誓約する書面その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

(登録の実施)

第五十五条

都道府県知事は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項をフロン類回収業者登録簿に登録しなければならない。

一 前条第一項第一号から第五号までに掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

2 都道府県知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を当該フロン類回収業者登録申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

とを誓約する書面及び次に掲げる書類を添えて、
都道府県知事に提出しなければならない。

一 フロン類回収業登録申請者が個人である場合

においては、住民票の写し

二 フロン類回収業登録申請者が法人である場合

においては、登記事項証明書

三 フロン類回収業登録申請者が未成年者である場合においては、その法定代理人の住民票の写

し

- 4 フロン類回収業登録申請者がフロン類の回収の用に供する設備（以下「フロン類回収設備」という。）の所有権を有すること（フロン類回収業登録申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する書類
- 5 フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類
- 2 法第五十四条第一項第七号の主務省令で定める事項は、フロン類回収設備の数とする。

(フロン類回収業者の登録の基準)

第五十六条 都道府県知事は、フロン類回収業登録

申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、申請書に記載された第五十四条第一項第六号に掲げる事項が使用済自動車に搭載されている特定エアコンディショナーからのフロン類の回収を適正かつ確実に実施するに足りるものとして主務省令で定める基準に適合していないと認めるとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

二 この法律、フロン類法若しくは廃棄物処理法又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

三 第五十八条第一項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から二年を経過しない者

四 フロン類回収業者で法人であるものが第五十一条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前三十日以内にそのフロン類回収業者の役員であつた者での処分のあつた日から二年を経過しないもの

五 第五十八条第一項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

六 フロン類回収業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの

七 法人でその役員のうちに第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの

都道府県知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該フロン類回収業登録申請者に通知しなければならない。

2

第五十一条 法第五十六条第一項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 使用済自動車の引取りに当たつては、申請に係る事業所ごとに、申請書に記載されたフロン類回収設備が使用できること。

二 申請書に記載されたフロン類回収設備の種類が、その回収しようとするフロン類の種類に対応するものであること。

(変更の届出)

第五十七条 フロン類回収業者は、第五十四条第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項が前条第一項第六号若しくは第七号に該当する場合又は同項の主務省令で定める基準に適合しなくなつた場合を除き、その届出があつた事項のうち第五十五条第一項第一号に掲げる事項をフロン類回収業者登録簿に登録しなければならない。

3 第五十四条第二項の規定は第一項の規定による届出について、第五十五条第二項の規定は前項の規定による登録について、それぞれ準用する。

(登録の取消し等)

第五十八条 都道府県知事は、フロン類回収業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録

(フロン類回収業者の軽微な変更)

第五十二条 法第五十七条第一項の主務省令で定める軽微な変更は、法第五十四条第一項第六号に掲げるフロン類回収設備の能力又は同項第七号に掲げる事項の変更であつて、同項第五号に掲げる事項の変更を伴わないものとする。

(フロン類回収業者の変更の届出)

第五十三条 法第五十七条第一項の規定により変更の届出をしようとするフロン類回収業者は、様式第四による届出書に当該フロン類回収業者が法第五十六条第一項各号に該当しない者であることを誓約する書面及び次に掲げる書類(その届出に係る変更後の書類をいう。)を添えて、都道府県知事に届け出なければならない。

一 フロン類回収業者が個人であり、かつ、法第五十四条第一項第一号に掲げる事項に変更があつたとき 住民票の写し
二 フロン類回収業者が法人であり、かつ、法第五十四条第一項第一号又は第三号に掲げる事項に変更があつたとき 登記事項証明書
三 フロン類回収業者が未成年者であり、かつ、法第五十四条第一項第四号に掲げる事項に変更があつたとき その法定代理人の住民票の写し
四 法第五十四条第一項第五号から第七号までに掲げる事項に変更(前条に定める軽微な変更を除く。)があつたとき 第五十条第一項第四号及び第五号に掲げる書類

を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 不正の手段により第五十三条第一項の登録（同条第二項の登録の更新を含む。）を受けたとき。

二 使用済自動車に搭載されている特定エアコンディションナーフロント類の回収の用に供する設備が第五十六条第一項の主務省令で定める基準に適合しなくなったとき。

三 第五十六条第一項第一号、第二号、第四号、第六号又は第七号のいずれかに該当することとなつたとき。

四 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは处分に違反したとき。

2 第五十六条第二項の規定は、前項の規定による処分をした場合について準用する。

（準用）

第五十九条 第四十七条から第五十条まで及び第五十二条の規定は、フロン類回収業者について準用する。この場合において、第四十九条中「第四十二条第二項若しくは前条第二項」とあるのは「第五十三条第二項若しくは第五十九条において準用する第四十八条第二項」と、「第五十一条第一項」とあるのは「第五十八条第一項」と読み替えるものとする。

（準用）

第五十四条 法第五十九条において準用する法第五十条の規定によりフロン類回収業者が掲げる標識は、縦及び横それぞれ二十センチメートル以上の大きさであつて、フロン類回収業者であることを示すものとする。

2 法第五十九条において準用する法第五十条の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 フロン類回収業者の氏名又は名称
- 二 回收しようとするフロン類の種類
- 三 フロン類回収業者の登録番号

第六十条 解体業を行おうとする者は、当該業を行おうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可是、五年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

3 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この条において「許可の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可是、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了日の翌日から起算するものとする。

（許可の更新期間）

第四条 法第六十条第二項及び第六十七条第二項の政令で定める期間は、五年とする。

（許可の申請）

第六十一条 前条第一項の許可を受けようとする者（以下「解体業許可申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 事業所の名称及び所在地

三 法人である場合においては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この章において同じ。）の氏名及び住所並びに政令で定める使用人があるときは、その者の氏名及び住所

四 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合においては、その者の氏名及び住所並びに政令で定める使用人）

（許可の申請者の使用人）

第五条 法第六十一条第一項第三号、第六十二条第一項第二号チ及びヌ並びに第六十八条第一項第四号の政令で定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

一 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）

二 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、解体業又は破碎業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

（解体業の許可の申請）

第五十五条 解体業許可申請者は、様式第五による

申請書に当該解体業許可申請者が法第六十二条第一項第二号イからヌまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面及び次に掲げる書類を添えて、都道府県知事に提出しなければならない。

一 解体業の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図

二 解体業許可申請者が前号に掲げる施設の所有権を有すること（解体業許可申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する書類

三 事業計画書

四 収支見積書

五 解体業許可申請者が個人である場合においては、住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（後見登

くは第六項若しくは第十四条の二第一項の規定による許可（平成十二年十月一日以降に受けた許可であつて、当該許可の日から起算して五年を経過しないもの（この項若しくは第六十条第二項（第六十三条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「廃棄物処理規則」という。）第九条の二第三項（廃棄物処理規則第十条の九第二項において準用する場合を含む。）若しくは第十条の四第三項（廃棄物処理規則第十条の九第三項において準用する場合を含む。）の規定により別に受けた許可に係る許可証を提出して受けた許可を除く。）に限る。）を受けている場合においては、前項の規定にかかわらず、同項第五号及び第七号から第十号までに掲げる書類の全部又は一部に代えて、当該許可に係る許可証を提出させることができる。ただし、解体業の許可の更新の申請の場合においては、この限りでない。

3 解体業の許可の更新を申請する者は、第一項の規定にかかわらず、その内容に変更がない場合に限り、同項第一号及び第二号に掲げる書類の添付を要しないものとする。

4 法第六十一条第一項第六号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 第五十七条第二号イに規定する標準作業書（第五十七条第一号において単に「標準作業書」という。）の記載事項
- 二 他に法第六十条第一項若しくは第六十七条第一項又は廃棄物処理法第十四条第一項若しくは第六項の規定による許可を受けている場合については、当該許可に係る許可番号（許可を申請している場合にあつては、申請年月日）
- 三 解体業を行おうとする事業所以外の場所で使用済自動車又は解体自動車の積替え又は保管を行ふ場合には、当該場所に関する次に掲げる事項

所在地
面積

ハ ロイ

四 保管量の上限
、解体業許可申請者が法人である場合において
、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有す
る株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当
する出資をしている者があるときは、これらの
者の氏名又は名称及び住所
五 解体業許可申請者が個人である場合において
、令第五条に規定する使用人があるときは、そ
の者の氏名及び住所（解体業の許可証）

第五十六条 都道府県知事は、法第六十条第一項の規定により解体業の許可をしたときは、様式第六による許可証を交付しなければならない。

（許可の基準）

第六十二条 都道府県知事は、第六十条第一項の許

可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 その事業の用に供する施設及び解体業許可申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして主務省令で定める基

準に適合するものであること。

二 解体業許可申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ハ この法律、廃棄物処理法、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若

（解体業の許可の基準）

第五十七条 法第六十二条第一項第一号の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 施設に係る基準

イ 使用済自動車又は解体自動車の解体を行う場所（以下「解体作業場」という。）以外の場所で使用済自動車又は解体自動車を保管する場合にあつては、みだりに人が立ち入るのを防止することができる囲いが当該場所の周囲に設けられ、かつ、当該場所の範囲が明確であること。

ロ 解体作業場以外の場所で廃油及び廃液が漏出するおそれのある使用済自動車を保管する場合にあつては、当該場所がイに掲げるもの

（生活環境の保全を目的とする法令）
第六条 法第六十二条第一項第二号ハの政令で定める法令は、次のとおりとする。

しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の一、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等处罚ニ関スル法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者二、第六十六条（第七十二条において読み替えられて準用する場合を含む。）、廃棄物処理法第七条の四若しくは第十四条の三の二（廃棄物処理法第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第四十一条第二項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの处分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）木、その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者へ暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）ト、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含

一大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）	二騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）	三海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第一百三十六号）	四水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第一百三十号）
五悪臭防止法（昭和四十六年法律第九十一号）	六振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）	七特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第一百八号）	八八号
九ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十一年法律第一百五号）	八ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第一百五号）	九	八号
ハ	ハ	ハ	ハ

のほか次に掲げる要件を満たすものであること。ただし、保管に先立ち使用済自動車から廃油及び廃液を回収することその他廃油及び廃液の漏出を防止するために必要な措置が講じられることが標準作業書の記載から明らかにな場合は、この限りでない。

(1) 廃油及び廃液の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

(2) 廃油の事業所からの流出を防止するため、床面を解体作業場以外の場所で使用済自動車から廃油（自動車の燃料に限る。以下このハにおいて同じ。）を回収する場合にあつては、当該場所が次に掲げる要件を満たすものであること。

ハ
、油水分離装置及びこれに接続している排水溝が設けられていること。

(1) 廃油の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する装置（以下「ためます等」という。）を設けられていること。

(2) 廃油の事業所からの流出を防止するため、ためますその他これと同等以上の効果を有する装置（以下「ためます等」という。）及びこれを接続している排水溝が設けられていること。

二、次に掲げる要件を満たす解体作業場を有すること。

(1) 使用済自動車から廃油（自動車の燃料を除く。以下この(1)において同じ。）及び廃液を回収することができる装置を有すること。ただし、手作業により使用済自動車から廃油及び廃液が適切かつ確実に回収されることは標準作業書の記載から明らかなること。

(2) 廃油及び廃液の地下浸透を防止するため

む。) がイからへまでのいづれかに該当する
もの

- チ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうち
にイからへまでのいづれかに該当する者
のあるもの
リ 法人で暴力団員等がその事業活動を支配す
るもの
- ヌ 個人で政令で定める使用人のうちイから
へまでのいづれかに該当する者のあるもの
都道府県知事は、第六十条第一項の許可の申請
があつた場合において、不許可の処分をしたとき
は、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該
解体業許可申請者に通知しなければならない。

2

※
令第五条に規定。

令第五条に規定。

、床面を鉄筋コンクリートで築造すること
その他これと同等以上の効果を有する措置
が講じられていること。

- (3) 廃油の事業所からの流出を防止するため
、油水分離装置及びこれに接続している排
水溝が設けられていること。ただし、解体
作業場の構造上廃油が事業所から流出する
おそれが少なく、かつ、廃油の事業所から
の流出を防止するために必要な措置が講じ
られることが標準作業書の記載から明らか
な場合は、この限りでない。
- (4) 雨水等による廃油及び廃液の事業所から
の流出を防止するため、屋根、覆いその他
床面に雨水等がかからないようにするため
の設備を有すること。ただし、当該設備の
設置が著しく困難であり、かつ、雨水等に
による廃油及び廃液の事業所からの流出を防
止するために十分な処理能力を有する油水
分離装置を設けることその他の措置が講じ
られる場合は、この限りでない。

- 木
- (1) 廃油及び廃液の地下浸透を防止するため
、床面を鉄筋コンクリートで築造すること
その他これと同等以上の効果を有する措置
が講じられていること。
- (2) 雨水等による廃油及び廃液の事業所から
の流出を防止するため、屋根、覆いその他
当該部品に雨水等がかからないようとする
ための設備を有すること。

二 解体業許可申請者の能力に係る基準
イ 次に掲げる事項を記載した標準作業書を常備し、従事者に周知していること。

(1) 使用済自動車及び解体自動車の保管の方

(2) 廃油及び廃液の回収、事業所からの流出の防止及び保管の方法

(3) 使用済自動車又は解体自動車の解体の方
法（指定回収物品及び鉛蓄電池等の回収の方法を含む。）

(4) 油水分離装置及びためます等の管理の方
法（これらを設置する場合に限る。）

(5) 使用済自動車又は解体自動車の解体に伴
つて生じる廃棄物（解体自動車及び指定回
收物品を除く。）の処理の方法

(6) 使用済自動車又は解体自動車から分離し
た部品、材料その他の有用なものの保管の
方法

(7) 使用済自動車及び解体自動車の運搬の方
法

(8) 解体業の用に供する施設の保守点検の方
法

(9) 火災予防上の措置

□ 事業計画書又は収支見積書から判断して、
解体業を継続できないことが明らかでないこ
と。

（変更の届出）

第六十三条 解体業者は、第六十一条第一項各号に

掲げる事項に変更があったときは、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならぬ。

2 第六十一条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

（解体業に係る変更の届出）

第五十八条 法第六十三条第一項の規定により変更

の届出をしようとする解体業者は、様式第七によ
る届出書に当該解体業者が法第六十二条第一項第
二号イからヌまでのいずれにも該当しないことを
誓約する書面及び次に掲げる書類（その届出に係
る変更後の書類をいう。）を添えて、都道府県知
事に届け出なければならない。

-
- 一　解体業者が個人であり、かつ、法第六十一条第一項第一号に掲げる事項に変更があつたとき住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
- 二　解体業者が法人であり、かつ、法第六十一条第一項第一号に掲げる事項に変更があつたとき定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 三　法第六十一条第一項第二号に掲げる事項に変更があつたとき当該変更に係る事業所に関する第五十五条第一項第一号及び第二号に掲げる書類
- 四　解体業者が法人であり、かつ、法第六十一条第一項第三号に掲げる役員に関する事項に変更があつたとき当該変更に係る者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書並びに登記事項証明書
- 五　解体業者が法人であり、かつ、法第六十一条第一項第三号に掲げる使用人に関する事項に変更があつたとき当該変更に係る者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
- 六　解体業者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合において、法第六十一条第一項第四号に掲げる事項に変更があつたときその法定代理人の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
- 七　解体業者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合において、法第六十一条第一項第四号に掲げる事項のうち、名称及び住所並びにその代表者の氏名のいずれかに変更があつたとき定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 八　解体業者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合において、法第六十一条第一項第四号に掲げる事項のうち、役員に関する事項に変更があつたとき当該変更に係る

者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書並びに登記事項証明書

九 法第六十一条第一項第五号に掲げる事項に変更があつたとき 当該変更に係る施設に関する第五十五条第一項第一号及び第二号に掲げる書類

十 解体業者が法人であり、かつ、第五十五条第四項第四号に掲げる事項に変更があつたとき当該変更に係る者の有する株式の数又は当該変更に係る者のなした出資の金額を記載した書類並びに当該変更に係る者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（これらの者が法人である場合は、登記事項証明書）

十一 解体業者が個人であり、かつ、第五十五条第四項第五号に掲げる事項に変更があつたとき当該変更に係る者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

（廃業等の届出）

第六十四条

解体業者が、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 死亡した場合 その相続人
- 二 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であった者
- 三 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その清算人
- 四 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散した場合 その清算人
- 五 その許可に係る解体業を廃止した場合 解体業者であつた個人又は解体業者であつた法人を

(標識の掲示)

第六十五条 解体業者は、主務省令で定めるところにより、その事業所ごとに、公衆の見やすい場所に、氏名又は名称その他の主務省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(許可の取消し等)

第六十六条 都道府県知事は、解体業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくは处分に違反する行為（以下この号において「違反行為」という。）をしたとき、又は他人に対しても違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をするることを助けたとき。

二 不正の手段により第六十条第一項の許可（同条第二項の許可の更新を含む。）を受けたとき。

三 その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が第六十二条第一項第一号の主務省令で定める基準に適合しなくなつたとき。
四 第六十二条第一項第二号イからヌまでのいずれかに該当するに至つたとき。

(解体業者の標識の掲示)

第五十九条 法第六十五条の規定により解体業者が掲げる標識は、縦及び横それぞれ二十センチメートル以上の大きさであつて、解体業者であることを示すものとする。

- 2 法第六十五条の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。
- 一 解体業者の氏名又は名称
 - 二 解体業者の許可番号

(破碎業の許可)

第六十七条 破碎業を行おうとする者は、当該業を行おうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、五年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければならぬ。

3 過によりつて、その効力を失う。

4 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この条において「許可の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可是、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了日の翌日から起算するものとする。

※ 令第四条に規定。

(許可の申請)

第六十八条 前条第一項の許可を受けようとする者（以下「破碎業許可申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 事業の範囲

三 事業所の名称及び所在地

四 法人である場合においては、その役員の氏名及び住所並びに政令で定める使用人があるときは、その者の氏名及び住所

五 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所

六 事業の用に供する施設の概要

※ 令第五条に規定。

(破碎業の許可の申請)

第六十条 破碎業許可申請者は、様式第八による申請書に当該破碎業許可申請者が法第六十九条第一項第二号に適合することを誓約する書面及び次に掲げる書類を添えて、都道府県知事に提出しなければならない。

一 破碎業の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図（当該施設が廃棄物処理法第十五条第一項又は第十五条の二の六第一項の規定による許可を受けている施設である場合を除く。）

二 破碎業許可申請者が前号に掲げる施設の所有権を有すること（破碎業許可申請者が所有権を

前項の申請書には、破碎業許可申請者が次条第一項第二号に適合することを誓約する書面その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

有しない場合には、使用する権原を有すること

）を証する書類

三 事業計画書

四 収支見積書

破碎業許可申請者が個人である場合においては、住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書は、定款又は寄附行為及び登記事項証明書は、破碎業許可申請者が法人である場合においては、その役員の住民票の写し及び登記事項証明書

五 破碎業許可申請者が法人である場合において

、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の金額を記載した書類並びにこれらの者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書

六 破碎業許可申請者が個人である場合において

、破碎業許可申請者が法人である場合においては、その法定代理人が個人である場合においては、その法定代理人の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

七 破碎業許可申請者が法人である場合において

、破碎業許可申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合においては、その法定代理人の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

八 破碎業許可申請者が法人である場合において

、破碎業許可申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合においては、役員の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

都道府県知事は、破碎業許可申請者が法第六十条第一項若しくは第六十七条第一項若しくは第七十条第一項又は廃棄物処理法第十四条第一項若しくは第六項若しくは第十四条の二第一項の規定による許可（平成十二年十月一日以降に受けた許可であつて、当該許可の日から起算して五年を経過しないもの（第五十五条第二項若しくはこの項第六十三条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）又は廃棄物処理規則第九条の二第三項（廃棄物処理規則第十条の九第二項において準用する場合を含む。）若しくは第十条の四第三項（廃棄物処理規則第十条の九第三項において準用する場合を含む。）の規定により別に受けた許可に係る許可証を提出して受けた許可を除く。）に限る。）を受けている場合においては、前項の規定にかかるらず、同項第五号及び第七号から第十号までに掲げる書類の全部又は一部に代えて、当該許可に係る許可証を提出させることができる。ただし、破碎業の許可の更新の申請の場合においては、この限りでない。

3 破碎業の許可の更新を申請する者は、第一項の規定にかかるらず、その内容に変更がない場合に限り、同項第一号及び第二号に掲げる書類の添付を要しないものとする。

4 法第六十八条第一項第七号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 第六十二条第二号イに規定する標準作業書の記載事項

二 他に法第六十条第一項若しくは第六十七条第一項又は廃棄物処理法第十四条第一項若しくは第六項の規定による許可を受けている場合については、当該許可に係る許可番号（許可を申請している場合にあつては、申請年月日）

三 破碎業を行おうとする事業所以外の場所で解体自動車又は自動車破碎残さの積替え又は保管を行う場合には、当該場所に関する次に掲げる事項

(許可の基準)

第六十九条 都道府県知事は、第六十七条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 その事業の用に供する施設及び破碎業許可申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして主務省令で定める基準に適合すること。

二 破碎業許可申請者が第六十二条第一項第二号イから又までのいずれにも該当しないこと。
都道府県知事は、第六十七条第一項の許可の申

ロイ 所在地
ハ 面積
四 保管量の上限

四 破碎業の用に供する施設について廃棄物処理法第十五条第一項又は第十五条の二の六第一項の規定による許可を受けている場合にあっては、当該許可の年月日及び許可番号
五 破碎業許可申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の氏名又は名称及び住所
六 破碎業許可申請者が個人である場合において、第五条に規定する使用人があるときは、その者の氏名及び住所

(破碎業の許可証)

第六十一条 都道府県知事は、法第六十七条第一項の規定により破碎業の許可をしたとき、又は法第七十条第一項の規定により事業の範囲の変更の許可をしたときは、様式第九による許可証を交付しなければならない。

(破碎業の許可の基準)

第六十二条 法第六十九条第一項第一号（法第七十条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 施設に係る基準
イ みだりに人が立ち入るのを防止することができる囲いがその周囲に設けられ、かつ、範囲が明確な解体自動車を保管する場所を有すること。

ロ 解体自動車の破碎前処理を行う場合にあっては、廃棄物が飛散し、流出し、並びに騒音及び振動によって生活環境の保全上支障が生

請があつた場合において、不許可の処分をしたときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該破碎業許可申請者に通知しなければならない。

じないようには必要な措置が講じられた施設を有すること。

八 解体自動車の破碎を
次のとおりであること。

(1) 業廃棄物処理施設である場合にあっては、解体自動車の破碎を行うための施設が産業廃棄物処理法第十五条第一項又は第十五条の二の六第一項の規定による許可を受けている施設であること。

二 (2) 解体自動車の破碎を行うための施設が産業廃棄物処理施設以外の施設である場合にあつては、廃棄物が飛散し、流出し、並びに騒音及び振動によつて生活環境の保全上支障が生じないよう必要な措置が講じられた施設であること。

解体自動車の破碎を行う場合にあつては、

(1) 自動車破碎残さを保管するための十分な容量を有する施設であつて、次に掲げる要件を満たすものを有すること。

汚水の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置が講じら

れていること

(2) 自動車破碎残さの保管に伴い汚水が生じ、かつ、当該汚水が事業所から流出するおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために十分な処理能力を有する排水処理施設及び排水溝（(3)において「排水処理施設等」という。）が設けられていること。

(3) 雨水等による汚水の事業所からの流出を防止するため、屋根、覆いその他自動車破碎残さに雨水等がかからないようにするための設備を有すること。ただし、公共の水域及び地下水の汚染を防止するために十分な処理能力を有する排水処理施設等を設けることその他の措置が講じられることによ

り雨水等による汚水の事業所からの流出が防止できる場合は、この限りでない。

(4) 自動車破碎残さが飛散又は流出することを防止するため、側壁その他の設備を有すること。

二 破碎業許可申請者又は次条第一項に規定する変更申請者の能力に係る基準
イ 次に掲げる事項を記載した標準作業書を常備し、従事者に周知していること。

- (1) 解体自動車の保管の方法
 - (2) 解体自動車の破碎前処理を行う場合にあっては、解体自動車の破碎前処理の方法
 - (3) 解体自動車の破碎を行う場合にあっては、解体自動車の破碎の方法
 - (4) 排水処理施設の管理の方法（排水処理施設を設置する場合に限る。）
 - (5) 解体自動車の破碎を行う場合にあっては、自動車破碎残さの保管の方法
 - (6) 解体自動車の運搬の方法
 - (7) 解体自動車の破碎を行う場合にあっては、自動車破碎残さの運搬の方法
 - (8) 破碎業の用に供する施設の保守点検の方
 - (9) 火災予防上の措置
- ロ 事業計画書又は収支見積書から判断して、破碎業を継続できないことが明らかでないこと。

（変更の許可の申請）

第六十三条 法第七十条第一項の規定により破碎業の事業の範囲の変更の許可を受けようとする破碎業者（以下この条において「変更申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した様式第十による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

（変更の許可）

第七十条 破碎業者は、その事業の範囲を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。
2 前条の規定は、前項の規定による許可について準用する。

一、氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては
その代表者の氏名
二、許可の年月日及び許可番号

三、変更の内容

四、変更の理由

変更に係る破碎業の用に供する施設の概要
変更に係る破碎業の用に供する施設について
廃棄物処理法第十五条第一項又は第十五条の二
の六第一項の規定による許可を受けている場合
にあつては、当該許可の年月日及び許可番号
七、法第六十八条第一項第四号及び第五号並びに
第六十条第四項第一号、第三号、第五号及び第
六号に掲げる事項

前項の申請書には、当該変更申請者が法第六十
二条第一項第二号イからヌまでのいずれにも該當
しないことを誓約する書面及び次に掲げる書類を
添付しなければならない。

一、変更に係る破碎業の用に供する施設（積替え
又は保管の場所を含む。）の構造を明らかにす
る平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計
算書並びに当該施設の付近の見取図（当該施設
が廃棄物処理法第十五条第一項又は第十五条の
二の六第一項の規定による許可を受けている施
設である場合を除く。）

二、変更申請者が前号に掲げる施設の所有権を有
すること（変更申請者が所有権を有しない場合
には、使用する権原を有すること）を証する書
類

三、変更後の事業計画書

四、変更後の収支見積書

五、変更申請者が個人である場合においては、住
民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に
該当しない旨の登記事項証明書

六、変更申請者が法人である場合においては、定
款又は寄附行為及び登記事項証明書

七、変更申請者が法人である場合においては、そ
の役員の住民票の写し並びに成年被後見人及び

(変更の届出)
第七十一条 破碎業者は、第六十八条第一項第一号又は第三号から第七号までに掲げる事項に変更が

(破碎業に係る変更の届出)
第六十四条 法第七十一条第一項の規定により変更の届出をしようとする破碎業者は、様式第十一に

八 変更申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の金額を記載した書類並びにこれらの者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(これらの者が法人である場合には、登記事項証明書)

九 変更申請者に令第五条に規定する使用人がある場合においては、その者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

十 変更申請者が未成年者であり、かつ、その法定代表人が個人である場合においては、その法定代表人の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

十一 変更申請者が未成年者であり、かつ、その法定代表人が法人の場合においては、次に掲げる書類

3 イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
ロ 役員の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

第六十条第二項本文の規定は、破碎業の事業の範囲の変更の許可の申請について準用する。この場合において、「破碎業許可申請者」とあるのは「変更申請者」と、「この項（第六十三条第三項「とあるのは「第六十条第二項（この項」と、「前項」とあるのは「第六十三条第二項」と読み替えるものとする。

あつたときは、その日から三十日以内に、その旨
を都道府県知事に届け出なければならない。
2 第六十八条第二項の規定は、前項の規定による
届出について準用する。

- よる届出書に当該破碎業者が法第六十二条第一項
第二号イからヌまでのいずれにも該当しないこと
を誓約する書面及び次に掲げる書類（その届出に
係る変更後の書類をいう。）を添えて、都道府県
知事に届け出なければならない。
- 一 破碎業者が個人であり、かつ、法第六十八条
第一項第一号に掲げる事項に変更があつたとき
住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐
人に該当しない旨の登記事項証明書
- 二 破碎業者が法人であり、かつ、法第六十八条
第一項第一号に掲げる事項に変更があつたとき
定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 三 法第六十八条第一項第三号に掲げる事項に変
更があつたとき 当該変更に係る事業所に関する
第六十条第一項第一号及び第二号に掲げる書
類
- 四 破碎業者が法人であり、かつ、法第六十八条
第一項第四号に掲げる役員に関する事項に変更
があつたとき 当該変更に係る者の住民票の写
し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しな
い旨の登記事項証明書並びに登記事項証明書
- 五 破碎業者が法人であり、かつ、法第六十八条
第一項第四号に掲げる使用人に関する事項に変
更があつたとき 当該変更に係る者の住民票の
写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当し
ない旨の登記事項証明書
- 六 破碎業者が未成年者であり、かつ、その法定
代理人が個人である場合において、法第六十八
条第一項第五号に掲げる事項に変更があつたと
き その法定代理人の住民票の写し並びに成年
被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事
項証明書
- 七 破碎業者が未成年者であり、かつ、その法定
代理人が法人である場合において、法第六十八
条第一項第五号に掲げる事項のうち、名称及び
住所並びにその代表者の氏名のいずれかに变更
があつたとき 定款又は寄附行為及び登記事項

証明書

八 破碎業者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合において、法第六十八条第一項第五号に掲げる事項のうち、役員に関する事項に変更があつたとき 当該変更に係る者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書並びに登記事項証明書

九 法第六十八条第一項第六号に掲げる事項に変更があつたとき 当該変更に係る施設に関する第六十条第一項第一号及び第二号に掲げる書類

十 破碎業者が法人であり、かつ、第六十条第四項第五号に掲げる事項に変更があつたとき 当該変更に係る者の有する株式の数又は当該変更に係る者のなした出資の金額を記載した書類並びに当該変更に係る者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（これらの者が法人である場合には登記事項証明書）

十一 破碎業者が個人であり、かつ、第六十条第四項第六号に掲げる事項に変更があつたとき 当該変更に係る者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

（準用）

第七十二条

第六十四条から第六十六条までの規定は、破碎業者について準用する。この場合において、第六十六条第二号中「第六十条第一項の許可（同条第二項の許可の更新を含む。）」と、同条第三号中「第六十二条第一項第一号」とあるのは「第六十九条第二項第一号」と読み替えるものとする。

（準用）

第六十五条

法第七十二条において準用する法第六十五条の規定により破碎業者が掲げる標識は、縦及び横それぞれ二十センチメートル以上の大きさであつて、破碎業者であることを示すものとする。
2 法第七十二条において準用する法第六十五条の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。
一 破碎業者の氏名又は名称
二 事業の範囲

(再資源化預託金等の預託義務)

第七十三条 自動車（第三項に規定するものを除く。以下この項及び次項において同じ。）の所有者は、当該自動車が最初の自動車登録ファイルへの登録（道路運送車両法第四条の規定による自動車登録ファイルへの登録をいう。以下同じ。）を受けるとき（同法第三条に規定する軽自動車（同法第五十八条第一項に規定する検査対象外軽自動車を除く。）にあっては当該自動車が最初の自動車検査証の交付（同法第六十条第一項又は第七十一条第四項の規定による自動車検査証の交付をいう。以下同じ。）を受けるとき、同法第五十八条第一項に規定する検査対象外軽自動車にあっては当該自動車が最初の車両番号の指定（同法第九十七条の三第一項の規定による車両番号の指定をいう。以下同じ。）を受けるとき）までに、当該自動車に係る再資源化等料金（次の表の上欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ当該自動車に係る特定再資源化等物品を第二十一条の規定により引き取るべき自動車製造業者等が第三十四条第一項の規定により公表した同表の中欄に掲げる料金（当該自動車製造業者等が存しない場合又は当該自動車製造業者等を確知することができない場合（次項各号において「製造業者不存在の場合」といいう。）にあっては、指定再資源化機関が第百八条第一項の規定により公表した同表の下欄に掲げる料金）をいう。第三項において同じ。）に相当する額の金銭を再資源化等預託金として資金管理法人に対し預託しなければならない。

一
び
特
定
エ
ア
コ
ン
デ

第三十四
条第一
項第一
号

第一百八
条第一
項第一
号

2	<p>自動車の所有者は、当該自動車が前項に規定する最初の自動車登録ファイルへの登録又は最初の自動車検査証の交付若しくは最初の車両番号の指定を受けた後に、当該自動車に次の各号に掲げる物品を搭載した場合には、当該自動車を使用済自動車として引取業者に引き渡すときまでに、それぞれ当該各号に掲げる料金に相当する額の金銭を当該自動車に係る再資源化等預託金として資金管理法人に対し追加して預託しなければならない。</p> <p>一 指定回収物品 当該自動車に係る第三十四条第一項第二号に定める料金（製造業者不存在の場合にあっては、第一百八条第一項第二号に定める料金）</p> <p>二 特定エアコンディイシヨナー 当該自動車に係る第三十四条第一項第三号に定める料金（製造業者不存在の場合にあっては、第一百八条第一項第三号に定める料金）</p> <p>自動車（道路運送車両法第二条第五項に規定する運行の用に供しないことその他の理由により、</p>	<p>イシヨナーのいじ れも搭載され ない自動車</p> <p>二 指定回収物品が 搭載されている自 動車（第四号上欄 に掲げる自動車を 除く。）</p> <p>三 特定エアコンデ イシヨナーが搭載 されている自動車 (次号上欄に掲げ る自動車を除く。)</p> <p>四 指定回収物品及 び特定エアコンデ イシヨナーのいじ れも搭載され る自動車</p>	<p>第三十四条 第一項第一 号及び第二 号に定める 料金</p> <p>第三十四条 第一項第一 号及び第三 号に定める 料金</p> <p>第三十四条 第一項各号 に定める料 金</p> <p>第三十四条 第一項各号 に定める料 金</p>	<p>第一項第一 号及び第二 号に定める 料金</p> <p>第一項第一 号及び第三 号に定める 料金</p> <p>第一項第一 号及び第三 号に定める 料金</p> <p>第一項第一 号及び第三 号に定める 料金</p>	<p>三百八条第 一項第一号 及び第二号 に定める料 金</p> <p>三百八条第 一項第一号 及び第三号 に定める料 金</p> <p>三百八条第 一項第一号 及び第三号 に定める料 金</p> <p>三百八条第 一項第一号 及び第三号 に定める料 金</p>
---	--	--	---	---	---

自動車登録ファイルへの登録又は自動車検査証の交付若しくは車両番号の指定を受けることを要しない自動車に限る。以下この項において同じ。)の所有者は、当該自動車を使用済自動車として引取業者に引き渡すときまでに、当該自動車に係る再資源化等料金に相当する額の金銭を再資源化等預託金として資金管理法人に対し預託しなければならない。

4 第一項又は前項の規定により再資源化等預託金を預託する自動車の所有者は、当該自動車に係る情報管理料金(第百四十四条に規定する情報管理センター(以下この章、次章及び第六章第一節において単に「情報管理センター」という。))が、当該自動車が使用済自動車となつた場合において当該使用済自動車について行う同条の情報管理業務に関し、政令で定めるところにより主務大臣の認可を受けて定める料金をいう。以下同じ。)に相当する額の金銭を情報管理預託金として資金管理法人に対し預託しなければならない。

5 情報管理センターは、前項の認可を受けたときは、主務省令で定めるところにより、当該情報管理料金を公表しなければならない。

6 資金管理法人は、第一項から第四項までの規定により預託をする者に対し、再資源化等預託金及び情報管理預託金(以下「再資源化等預託金等」という。)の管理に関し、政令で定めるところにより主務大臣の認可を受けて定める料金を請求することができる。

7 資金管理法人は、前項の認可を受けたときは、主務省令で定めるところにより、当該料金を公表しなければならない。

(情報管理料金の額の認可)

第七条 情報管理センターは、法第七十三条第四項の規定による認可を受けようとするときは、認可を受けようとする情報管理料金の額及び情報管理業務の実施に要する費用の額に關し主務省令で定める事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。情報管理料金の額の変更の認可を受けようとするときも、同様とする。

2 主務大臣は、次の各号のいずれにも適合する認めることでなければ、前項の認可をしてはならない。

- 1 情報管理料金の額が当該情報管理業務の適正な実施に要する費用の額を超えないこと。
- 2 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

(情報管理業務の実施に要する費用の細目)

第六十六条 令第七十三条第一項の主務省令で定める事項は、情報管理料金の額を算出する基礎となる人件費、事務費その他の経費及び情報管理料金の額の算出方法とする。

(情報管理料金の公表の方法)

第六十七条 法第七十三条第五項の規定による公表は、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(再資源化等の管理に関する料金の額の認可)

第六十八条 令第八条第一項の主務省令で定める事項は、再資源化等の管理に関する料金の額を算出する基礎となる人件費、事務費その他の経費及び再資源化等の管理に関する料金の額の算出方法とする。

(再資源化等の管理に関する料金の公表の方法)

第六十九条 第六十七条の規定は、法第七十三条第

2 主務大臣は、次の各号のいずれにも適合すると認めるときでなければ、前項の認可をしてはならない。

一 再資源化預託金等の管理に関する料金の額が当該管理に関する業務の適正な実施に要する費用の額を超えないこと。

二 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

七項の規定による公表について準用する。

(預託証明書の提示)

第七十四条 自動車登録ファイルへの登録又は自動車検査証の交付（当該自動車についての前条第一項に規定する最初の自動車登録ファイルへの登録又は最初の自動車検査証の交付に限る。）を受けようとする者は、国土交通大臣等（国土交通大臣若しくはその権限の委任を受けた地方運輸局長、運輸監理部長若しくは運輸支局長又は軽自動車検査協会（道路運送車両法第五章の二の規定により設立された軽自動車検査協会をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）に対して、当該自動車の所有者が資金管理法人に対し当該自動車に係る再資源化預託金等を預託したこととを証する書面（以下「預託証明書」という。）を提示しなければならない。ただし、その者が、資金管理法人に委託して当該預託証明書に相当するものとして政令で定める通知を同法第七条第四項に規定する登録情報処理機関（次項において単に「登録情報処理機関」という。）に対して行つたときは、当該預託證明書を国土交通大臣等に提示したものとみなす。

2 前項ただし書の場合において、国土交通大臣等は、登録情報処理機関に対し、国土交通省令で定めるところにより、必要な事項を照会するものとする。

3 国土交通大臣等は、預託証明書の提示がないと

(預託証明書に相当する通知)

第八条の二 法第七十四条第一項ただし書の政令で定める通知は、当該自動車に係る再資源化預託金等が預託されていることを証明する旨の通知であつて、資金管理法人の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この条において同じ。）から電気通信回線を通じて登録情報処理機関の使用に係る電子計算機に送信することによつて行われるものとする。

○ 使用済自動車の再資源化等に関する法律第七十四条第二項の照会の方法を定める省令

制定 平成十七年十一月二日国土交通省令第百五号

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十

きは、第一項の自動車登録ファイルへの登録又は自動車検査証の交付をしないものとする。

四年法律第八十七号) 第七十四条第二項の規定に基づき、使用済自動車の再資源化等に関する法律第七十四条第二項の照会の方法を定める省令を次のように定める。

第一条 使用済自動車の再資源化等に関する法律第七十四条第二項の照会は、同条第一項ただし書の規定により通知された事項について、次に掲げる方法のいずれかにより行うものとする。

- 一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
- 二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

第二条 前条の照会を受けた登録情報処理機関は、前条各号に掲げる方法のいずれかにより当該照会に係る事項について国土交通大臣等に対し通知しなければならない。

附 則
この省令は、平成十七年十二月二十六日から施行する。

(利息)

第七十五条

資金管理法人は、主務省令で定めるところにより、再資源化預託金等に利息を付さなければならない。

(利息)

第七十条

法第七十五条の規定により再資源化預託金等に付する利息の額は、当該再資源化預託金等(既に法第九十八条第三項の規定による認可を受けたものを除く。)について、法第七十六条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。以

下この条において同じ。）、第四項若しくは第六項の規定による払渡しの請求、法第七十八条第一項の規定による取戻しの請求、法第九十八条第一項の規定による承認の申請又は同条第三項の規定による認可の申請（以下この条において「請求等」という。）がされたときに、当該再資源化預託金等の額に対し当該再資源化預託金等が預託された日の属する年度から当該請求等がされた日の属する年度の前年度までの期間に応じ、複利による計算をして得た元利合計額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）から当該再資源化預託金等の額を減じて得た額とし、その利率は、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める率とする。

一 法附則第一条第二号の政令で定める日（平成十七年一月一日）が属する年度 当該年度において再資源化預託金等を運用して得た利息その他の運用利益金の総額を当該年度末における再資源化預託金等（法第九十八条第一項の規定による承認又は同条第三項の規定による認可を受けた特定再資源化預託金等を除く。）の総額で除して得た率（当該率に小数点以下五位未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）

二 法附則第一条第二号の政令で定める日（平成十七年一月一日）が属する年度の翌年度以降の年度 当該年度において再資源化預託金等を運用して得た利息その他の運用利益金の総額に次に掲げる額を加えて得た額（以下この条において「運用利益金総額等」という。）を当該年度末における再資源化預託金等（法第九十八条第一項の規定による承認又は同条第三項の規定による認可を受けた特定再資源化預託金等を除く。）の総額に再資源化預託金等を運用して得た利息その他の運用利益金の当該年度の前年度における残高の額を加えて得た額から当該年度に再資源化預託金等に付した利息の総額及び次

に掲げる額を減じて得た額（以下この条において「再資源化預託金等総額等」という。）で除して得た率（当該率に小数点以下五位未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）

イ 当該年度の前年度における運用利益金総額等から当該年度の前年度末における再資源化預託金等総額等に当該年度の前年度の利率を乗じて得た額を減じて得た額

ロ 当該年度に法第七十六条第一項、第四項若しくは第六項の規定による払渡し若しくは法第七十八条第一項の規定による取戻しがされ、又は法第九十八条第一項の規定による承認若しくは同条第三項の規定による認可を受けた再資源化預託金等（既に同項の規定による認可を受けたものを除く。以下この条において「払渡し等がされた再資源化預託金等」という。）の額（その利息の額を除く。）に対し、当該再資源化預託金等が預託された日の属する年度から当該再資源化預託金等について請求等がされた日の属する年度の前年度までの期間に応じ、複利による計算をして得た元利合計額の総額から当該年度に払渡し等がされた再資源化預託金等の額の総額を減じて得た額

ハ 当該年度の前年度以前に請求等がされ、当該年度に払渡し等がされた再資源化預託金等の額（その利息の額を除く。）に対し、当該再資源化預託金等が預託された日の属する年度から当該年度の前年度までの期間に応じ、複利の計算をして得た元利合計額の総額から当該年度の前年度以前に請求等がされ、当該年度に払渡し等がされた再資源化預託金等の額の総額を減じて得た額

(再資源化預託金等の払渡し)

第七十六条 自動車製造業者等は、第二十一条の規定によりフロン類回収業者、解体業者又は破碎業者から特定再資源化等物品を引き取つたときは、

主務省令で定めるところにより、第七十三条第一項から第三項までの規定により預託された再資源化等預託金であつて当該特定再資源化等物品に係るものについて、資金管理法人に対し、その払渡しを請求することができる。この場合において、当該請求を行う自動車製造業者等は、資金管理条例

人に対して、情報管理センターが第八十五条第一項の規定による請求を受けて交付する同項に規定する書類等であつて自らが当該特定再資源化等物品を確實に引き取つたことを証する事項が記載され、又は記録されたものを提出しなければならない。

2

前項の資金管理法人に対する書類等の提出は、主務省令で定めるところにより、情報管理センターに委託して当該書類等に記載され、又は記録されるべき事項を情報管理センターの使用に係る電子計算機（出入力装置を含む。以下同じ。）から電気通信回線を通じて資金管理法人の使用に係る電子計算機に送信することによって行うことができる。

3

前二項の規定は、指定再資源化機関が第一百六条第二号に規定する業務に関して特定再資源化等物品を引き取つた場合について準用する。

(自動車製造業者等が特定再資源化等物品を引き取つたときの再資源化等預託金の払渡しの請求)

第七十一条 自動車製造業者等は、法第七十六条第一項の規定により再資源化等預託金の払渡しを請求しようとするときは、次に掲げる事項を記載した請求書を資金管理法人に提出しなければならない。

一 自動車製造業者等の氏名又は名称及び住所
二 振込金融機関の名称及び所在地並びに預金口座又は貯金口座の口座番号

三 払渡しを請求しようとする再資源化等預託金に係る特定再資源化等物品及び使用済自動車の車台番号

2

自動車製造業者等は、資金管理法人が定めるところにより、前項の規定による請求書の提出に代えて、当該請求書に記載すべき事項を電子情報処理組織（当該自動車製造業者等の使用に係る電子計算機と資金管理法人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により請求することができる。

(情報管理センターに委託して行う資金管理法人の使用に係る電子計算機への送信)

第七十二条 自動車製造業者等は、法第七十六条第二項の規定により情報管理センターに委託して資金管理法人の使用に係る電子計算機に送信しようとするときは、あらかじめ、その旨を資金管理法人に通知しなければならない。

(準用)

第七十三条 前二条の規定は、法第七十六条第三項の規定により指定再資源化機関が行う再資源化等預託金の払渡しの請求について準用する。

者等は、同項の規定により解体自動車の全部再資源化の実施を委託した解体業者又は破碎業者（以下この条において「委託解体業者等」という。）が解体自動車全部利用者に当該解体自動車を引き渡したときは、主務省令で定めるところにより、第七十三条第一項から第三項までの規定により預託された再資源化等預託金のうち当該解体自動車に係る第三十四条第一項第一号に定める料金に相当するものについて、資金管理法人に対し、その払渡しを請求することができる。この場合において、当該請求を行う自動車製造業者等は、資金管理法人に対して、情報管理センターが第八十五条第三項の規定による請求を受けて交付する同条第一項に規定する書類等であつて委託解体業者等が解体自動車全部利用者に当該解体自動車を確實に引き渡したこととを証する事項が記載され、又は記録されたものを提出しなければならない。

第二項の規定は、前項の規定による書類等の提出について準用する。

6 情報管理センターは、第八十一条第一項の規定による報告がされたときは、主務省令で定めるところにより、第七十三条第四項の規定により預託された情報管理預託金で当該報告がされた使用済自動車に係るものについて、資金管理法人に対し、その払渡しを請求することができる。

自動車を引き渡したときの再資源化等預託金の払渡しの請求等)

第七十四条 第七十一条及び第七十二条の規定は、法第七十六条第四項の規定により自動車製造業者が行う再資源化等預託金の払渡しの請求について準用する。この場合において、第七十一条第一項第三号中「再資源化等預託金に係る特定再資源化等物品及び使用済自動車の車台番号」とあるのは「再資源化等預託金に係る使用済自動車の車台番号」と読み替えるものとする。

5

(情報管理預託金の払渡しの請求)

第七十五条 第七十一条の規定は、法第七十六条第六項の規定により情報管理センターが行う情報管理預託金の払渡しの請求について準用する。この場合において、第七十一条第一項第三号中「再資源化等預託金に係る特定再資源化等物品及び使用済自動車の車台番号」とあるのは「情報管理預託金に係る使用済自動車の車台番号」と読み替えるものとする。

(承継等)

第七十七条 自動車の所有者について相続その他の一般承継があつたときは、当該所有者が預託した再資源化預託金等は、当該所有者の相続人その他の一般承継人が預託したものとみなす。

2 自動車の所有権の譲渡があったときは、当該所有権を有する者が預託した再資源化預託金等は、当該所有権の譲受人が預託したものとみなす。

(再資源化預託金等の取戻し)

第七十八条 再資源化預託金等が預託されている自動車の所有者は、当該自動車を輸出した場合その他当該再資源化預託金等を預託しておく必要がないものとして政令で定める場合には、主務省令で定めるところにより、当該再資源化預託金等を取り戻すことができる。

2 前項の規定による取戻しの権利は、当該自動車を輸出した日から二年を経過したとき（同項の政令で定める場合にあっては、政令で定めるとき）は、時効によつて消滅する。

※ 規定せず。
※ 規定せず。

(再資源化預託金等の取戻し)

第七十六条 再資源化預託金等が預託されている自動車の所有者は、法第七十八条第一項の規定により当該再資源化預託金等の取戻しをしようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を資金管理法人に提出しなければならない。

- 一 自動車の所有者の氏名又は名称及び住所
 - 二 振込金融機関の名称及び所在地並びに預金口座又は貯金口座の口座番号
 - 三 取戻しをしようとする再資源化預託金等に係る自動車の車台番号
 - 四 取戻しをしようとする再資源化預託金等の額（その利息の額を除く。）
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 当該自動車の輸出に係る保税地域（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二十九条に規定する保税地域をいう。）の所在地を所轄する税関長から交付を受ける輸出の許可（同法第六十七条に規定する輸出の許可をいう。）があつたことを証する書類（当該自動車の車台番号の記載のあるものに限る。）の写し
- 二 当該自動車の船積があつた旨が記載された船舶証券その他の船舶による当該自動車の運送の契約に関する書類又は航空機による当該自動車の運送の契約に関する書類（当該自動車の車台番号の記載のあるものに限る。）の写し
- 三 当該自動車が道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第二条第五項に規定する運行の用に供しないことその他の理由により自動車登録ファイルへの登録又は自動車検査証の交

第一項の規定により再資源化預託金等を取り戻すとする者は、政令で定めるところにより資金管理法人が主務大臣の認可を受けて定める額の手数料を資金管理法人に納めなければならない。

（再資源化預託金等の取戻しに係る手数料の額の認可）

第九条 資金管理法人は、法第七十八条第三項の規定による認可を受けようとするときは、認可を受けようとする手数料の額及び同条第一項の規定により取り戻すことができる再資源化預託金等の払戻しに関する業務（次項第一号において「払戻業務」という。）の実施に要する費用の額に関し主務省令で定める事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。手数料の額の変更の認可を受けようとするときも、同様とする。

- 2 一 手数料の額が当該払戻業務の適正な実施に要する費用の額を超えないこと。
- 二 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

（再資源化預託金等の取戻しに係る業務の実施に要する費用の細目）

第七十七条 令第九条第一項の主務省令で定める事項は、認可を受けようとする手数料の額を算出する基礎となる人件費、事務費その他の経費及び認可を受けようとする手数料の額の算出方法とする。

付を受けることを要しない自動車でない場合においては、次に掲げるいずれかの書類
イ 当該自動車の道路運送車両法第十五条の二第二項に規定する輸出抹消仮登録証明書の写し
ロ 当該自動車の道路運送車両法第十六条第五項又は同法第六十九条の二第四項に規定する輸出予定届出証明書の写し
ハ 当該自動車の輸出が予定されている旨又は当該自動車が輸出された旨が記載された道路運送車両法第二十二条第一項に規定する登録事項等証明書の写し

二 当該自動車の輸出が予定されている旨又は当該自動車が輸出された旨が記載された道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第四十五条の二に規定する検査記録事項等証明書の写し

(主務省令への委任)

第七十九条 この章に定めるもののほか、再資源化預託金等の預託、払渡し及び取戻しに関し必要な事項は、主務省令で定める。

第五章 移動報告

(書面の交付)

第八十条 引取業者は、使用済自動車を引き取るとときは、主務省令で定めるところにより、当該使用済自動車の引取りを求めた者に対し、自己の氏名又は名称、当該使用済自動車の車台番号（これに類するものとして主務省令で定めるものを含む。以下同じ。）その他の主務省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

第五章 移動報告

(車台番号に類するもの)

第七十八条 法第八十条第一項の主務省令で定めるものは、車台番号が存しない使用済自動車について資金管理法人の指定する識別番号とする。

(書面の記載事項)

第七十九条 法第八十条第一項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 当該引取業者の氏名又は名称及び登録番号並びに当該使用済自動車を引き取る事業所の名称、所在地及び電話番号
- 二 当該使用済自動車の車台番号
- 三 当該使用済自動車の引取りを求めた者の氏名又は名称
- 四 当該使用済自動車を引き取った年月日
- 五 当該使用済自動車に係る再資源化預託金等の額

(書面の交付)

第八十条 法第八十条第一項の規定による書面の交付は、次により行うものとする。
一 使用済自動車一台ごとに交付すること。
二 当該使用済自動車の引取り後遅滞なく交付すること。
三 書面に記載された事項が前条各号に掲げる事

引取業者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該使用済自動車の引取りを求めた者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該引取業者は、当該書面を交付したものとみなす。

(情報通信の技術を利用する方法に係る承諾等)

第十条

引取業者は、法第八十条第二項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、そ当該使用済自動車の引取りを求めた者に対し、その用いる同項前段に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

前項の規定による承諾を得た引取業者は、当該使用済自動車の引取りを求めた者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該使用済自動車の引取りを求めた者に対し、法第八十条第二項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該使用済自動車の引取りを求めた者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(情報通信の技術を利用する方法)

第八十一条

法第八十条第二項の主務省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。
一 電子情報処理組織（引取業者の使用に係る電子計算機と使用済自動車の引取りを求めた者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 引取業者の使用に係る電子計算機と使用済自動車の引取りを求めた者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該使用済自動車の引取りを求めた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 引取業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて使用済自動車の引取りを求めた者の閲覧に供し、当該使用済自動車の引取りを求めた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したもの交付する方法
前項各号に掲げる方法は、使用済自動車の引取りを求めた者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

項と相違がないことを確認の上、交付すること。

第八十二条

令第十条第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次のとおりとする。
一 前条第一項各号に掲げる方法のうち引取業者が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

(移動報告)

第八十一条 引取業者は、使用済自動車を引き取つたときは、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間内に、当該使用済自動車の引取りを求めた者の氏名又は名称、当該使用済自動車の車台番号その他の主務省令で定める事項を情報管理センターに報告しなければならない。

(引取業者の引取実施報告の報告事項)

第八十三条 法第八十一条第一項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 当該使用済自動車に係る移動報告の番号（以下「移動報告番号」という。）
- 二 当該使用済自動車の引取りを求めた者の氏名又は名称
- 三 当該引取業者の氏名又は名称及び住所並びに当該使用済自動車を引き取つた事業所の名称及び所在地
- 四 当該使用済自動車の車台番号
- 五 当該使用済自動車の道路運送車両法の規定による自動車登録番号若しくは車両番号又は預託証明書の番号が明らかである場合にあっては、そのいずれかの番号
- 六 当該使用済自動車に特定エアコンディショナーが搭載されている場合にあっては、当該特定エアコンディショナーに充てんされているフロン類の種類

2 法第八十一条第一項の規定による引取業者の情報管理センターへの報告は、報告しようとする事項が前項各号に掲げる事項と相違がないことを確認の上、行うものとする。

3 法第八十一条第一項の主務省令で定める期間は、当該使用済自動車を引き取つた日から三日とする。

(引取業者の引渡実施報告の報告事項)

第八十四条 法第八十一条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 当該移動報告番号
- 二 当該引取業者の氏名又は名称及び住所並びに当該使用済自動車を引き渡した事業所の名称及

引取業者は、フロン類回収業者又は解体業者に使用済自動車を引き渡したとき（当該フロン類回収業者又は解体業者に当該使用済自動車を引き渡すために行う運搬を他人に委託する場合にあつては、当該使用済自動車の運搬を受託した者に当該使用済自動車を引き渡したとき）は、主務省令で

定めるところにより、主務省令で定める期間内に、当該使用済自動車の引渡しを受ける者の氏名又は名称、当該使用済自動車の車台番号その他の主務省令で定める事項を情報管理センターに報告しなければならない。

フロン類回収業者は、使用済自動車を引き取つたときは、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間内に、当該使用済自動車の引取りを求めた者の氏名又は名称、当該使用済自動車の車台番号その他の主務省令で定める事項を情報管理センターに報告しなければならない。

第八十五条 法第八十一条第三項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 当該移動報告番号

二 当該使用済自動車の引取りを求めた者の氏名又は名称及び住所並びに当該使用済自動車の引取りを求めた事業所の名称及び所在地

三 当該フロン類回収業者の氏名又は名称及び住所並びに当該使用済自動車を引き取った事業所の名称及び所在地

四 当該使用済自動車の車台番号

第八十三条第二項及び第三項の規定は、法第八十一条第三項の規定によるフロン類回収業者の情報管理センターへの報告について準用する。

法第八十一条第二項の規定による引取業者の情報管理センターへの報告は、報告しようとする事項が前項各号に掲げる事項と相違がないことを確認の上、行うものとする。

3 法第八十一条第二項の主務省令で定める期間は、当該使用済自動車を引き渡した日（当該使用済自動車を引き渡すために行う運搬を他人に委託する場合にあっては、当該使用済自動車の運搬を受託した者に当該使用済自動車を引き渡した日）から三日とする。

番号

三 び所在地
当該使用済自動車の引渡しを受ける者の氏名

フロン類回収業者は、自動車製造業者等又は指定再資源化機関にフロン類を引き渡したとき（当該自動車製造業者等又は指定再資源化機関に当該フロン類を引き渡すために行う運搬を他人に委託する場合にあっては、当該フロン類の運搬を受託した者に当該フロン類を引き渡したとき）は、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間内に、当該フロン類の引渡しを受ける者の氏名又は名称、当該フロン類に係る使用済自動車の車台番号その他の主務省令で定める事項を情報管理センターに報告しなければならない。

フロン類回収業者は、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間ごとに、当該期間内に回収して再利用をしたフロン類の量、当該フロン類に係る使用済自動車の車台番号その他の主務省令で定める事項を情報管理センターに報告しなければならない。

（フロン類回収業者のフロン類に係る引渡実施報告の報告事項）

第八十六条 法第八十一条第四項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 当該移動報告番号

二 当該フロン類回収業者の氏名又は名称及び住所並びに当該フロン類を引き渡した事業所の名稱及び所在地

三 当該フロン類の引渡しを受ける者の氏名又は名称及び住所並びに当該フロン類の引渡しを受ける事業所の名称及び所在地

四 当該フロン類に係る使用済自動車の車台番号

五 当該フロン類の引渡しに使用するフロン類回収容器又はフロン類回収容器運搬用パレット（フロン類回収容器を収納して運搬するための器具をいう。）ごとに付された番号及び当該フロン類回収容器又はフロン類回収容器運搬用パレットにより運搬されるフロン類の種類

第八十四条第二項及び第三項の規定は、法第八十一条第四項の規定によるフロン類回収業者の情報管理センターへの報告について準用する。この場合において、第八十四条第三項中「使用済自動車」とあるのは「フロン類」と読み替えるものとする。

（フロン類回収業者の期間ごとの報告）

第八十七条

フロン類回収業者は、事業所ごとに、次に掲げる事項を毎年四月一日から翌年三月三十日までの期間（法附則第一条第二号の政令で定める日（平成十七年一月一日）の属する年度については、平成十七年一月一日から平成十七年三月三十一日までの期間）について集計し、当該期間終了後一月以内に情報管理センターに報告しなければならない。

- 一 当該期間内に自動車製造業者等又は指定再資源化機関に引き渡したフロン類の種類ごとの量
- 二 当該期間内に再利用をしたフロン類の種類ご

フロン類回収業者は、解体業者に使用済自動車を引き渡したとき（当該解体業者に当該使用済自動車を引き渡すために行う運搬を他人に委託する場合にあつては、当該使用済自動車の運搬を受託した者に当該使用済自動車を引き渡したとき）は、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間内に、当該使用済自動車の引渡しを受けた者の氏名又は名称、当該使用済自動車の車台番号その他の主務省令で定める事項を情報管理センターに報告しなければならない。

7 解体業者は、使用済自動車又は解体自動車を引き取つたときは、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間内に、当該使用済自動車又は解体自動車の引取りを求めた者の氏名又は名称、当該使用済自動車又は解体自動車の車台番号その他の主務省令で定める事項を情報管理センターに報告しなければならない。

との量及び当該フロン類に係る使用済自動車の車台番号

三 当該期間終了の日において保管していたフロン類の種類ごとの量

（フロン類回収業者の使用済自動車に係る引渡実施報告の報告事項）

第八十八条 法第八十一条第六項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 当該移動報告番号
 - 二 当該フロン類回収業者の氏名又は名称及び住所並びに当該使用済自動車を引き渡した事業所の名称及び所在地
 - 三 当該使用済自動車の引渡しを受ける者の氏名又は名称及び住所並びに当該使用済自動車の引渡しを受ける事業所の名称及び所在地
 - 四 当該使用済自動車の車台番号
 - 五 解体業者に当該使用済自動車を引き渡すために行う運搬を他人に委託する場合にあつては、当該使用済自動車の運搬を受託した者の氏名又は名称及び一般廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物収集運搬業者の許可番号
- 第二 第八十四条第二項及び第三項の規定は、法第八十一条第六項の規定によるフロン類回収業者の情報管理センタへの報告について準用する。
- （解体業者の引取実施報告の報告事項）
- 第八十九条** 法第八十一条第七項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。
- 一 当該移動報告番号
 - 二 当該使用済自動車又は解体自動車の引取りを求めた者の氏名又は名称及び住所並びに当該使用済自動車又は解体自動車の引取りを求めた事業所の名称及び所在地
 - 三 当該解体業者の氏名又は名称及び住所並びに当該使用済自動車又は解体自動車を引き取つた事業所の名称及び所在地

解体業者は、自動車製造業者等又は指定再資源化機関に指定回収物品を引き渡したとき（当該自動車製造業者等又は指定再資源化機関に当該指定回収物品を引き渡すために行う運搬を他人に委託する場合にあっては、当該指定回収物品の運搬を受託した者に当該指定回収物品を引き渡したときは、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間内に、当該指定回収物品の引渡しを受ける者の氏名又は名称、当該指定回収物品に係る使用済自動車の車台番号その他の主務省令で定める事項を情報管理センターに報告しなければならない。

四 当該使用済自動車又は解体自動車の車台番号五 当該使用済自動車の解体を自ら行わないときは、その旨
第八十三条第二項及び第三項の規定は、法第八十一条第七項の規定による解体業者の情報管理センターへの報告について準用する。この場合において、第八十三条第三項中「使用済自動車」とあるのは「使用済自動車又は解体自動車」と読み替えるものとする。

（解体業者のガス発生器に係る引渡実施報告の報告事項）

第九十条 法第八十一条第八項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 当該移動報告番号
 - 二 当該解体業者の氏名又は名称及び住所並びに所在地
 - 三 当該ガス発生器の引渡しを受ける者の氏名又は名称及び住所並びに当該ガス発生器の引渡しを受ける事業所の名称及び所在地
 - 四 当該ガス発生器に係る使用済自動車の車台番号
 - 五 自動車製造業者等又は指定再資源化機関に当該ガス発生器を引き渡すために行う運搬を他人に委託する場合にあっては、当該ガス発生器の運搬を受託した者の氏名又は名称及び一般廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物収集運搬業者の許可番号
 - 六 当該ガス発生器の引渡しに使用するガス発生器運搬用パレット（ガス発生器を収納して運搬するための器具をいう。）ごとに付された番号
- 2 第八十四条第二項及び第三項の規定は、法第八十一条第八項の規定による解体業者の情報管理センターへの報告について準用する。この場合において、第八十四条第三項中「使用済自動車」とあるのは「ガス発生器」と読み替えるものとする。

解体業者は、他の解体業者、破碎業者又は解体自動車全部利用者に使用済自動車又は解体自動車を引き渡したとき（当該他の解体業者、破碎業者又は解体自動車全部利用者に当該使用済自動車又は解体自動車を引き渡すために行う運搬を他人に委託する場合にあつては、当該使用済自動車又は解体自動車の運搬を受託した者に当該使用済自動車又は解体自動車を引き渡したとき）は、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間内に、当該使用済自動車又は解体自動車の引渡しを受けた者の氏名又は名称（当該解体自動車が第三十一条第一項の規定により自動車製造業者等が主務大臣の認定を受けて行う全部再資源化の委託に係るものである場合にあつては、その旨並びに当該自動車製造業者等及び当該解体自動車の引渡しを受ける解体自動車全部利用者の氏名又は名称）、当該使用済自動車又は解体自動車の車台番号その他の主務省令で定める事項を情報管理センターに報告しなければならない。

（解体業者の使用済自動車又は解体自動車に係る引渡実施報告の報告事項）

第九十一条 法第八十一条第九項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 当該移動報告番号
- 二 当該解体業者の氏名又は名称及び住所並びに事業所の名称及び所在地

- 三 当該使用済自動車又は解体自動車の引渡しを受ける者の氏名又は名称及び住所並びに当該使用済自動車又は解体自動車の引渡しを受ける事業所の名称及び所在地（当該解体自動車が法第三十一条第一項の規定により自動車製造業者等が主務大臣の認定を受けて行う全部再資源化の委託に係るものである場合にあつては、その旨並びに当該自動車製造業者等の氏名又は名称）、当該解体自動車の引渡しを受ける解体自動車全部利用者の氏名又は名称及び住所並びに当該解体自動車の引渡しを受ける事業所の名称及び所在地

四 当該使用済自動車又は解体自動車の車台番号

- 五 他の解体業者又は破碎業者に当該使用済自動車又は解体自動車を引き渡すために行う運搬を他人に委託する場合にあつては、当該使用済自動車又は解体自動車の運搬を受託した者の氏名又は名称及び一般廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物収集運搬業者の許可番号

六 解体自動車全部利用者に当該解体自動車を引き渡す場合にあつては、当該解体自動車全部利

- 用者による当該解体自動車の利用方法
- 第八十四条第二項及び第三項の規定は、法第八十一条第九項の規定による解体業者の情報管理センターへの報告について準用する。この場合において、第八十四条第三項中「使用済自動車」とあるのは「使用済自動車又は解体自動車」と読み替えるものとする。

破碎業者は、解体自動車を引き取つたときは、
主務省令で定めるところにより、主務省令で定め
る期間内に、当該解体自動車の引取りを求めた者
の氏名又は名称、当該解体自動車の車台番号その
他の主務省令で定める事項を情報管理センターに
報告しなければならない。

（破碎業者の引取実施報告の報告事項）

第九十二条 法第八十一条第十項の主務省令で定め る事項は、次のとおりとする。

- 一 当該移動報告番号
- 二 当該解体自動車の引取りを求めた者の氏名又
は名称及び住所並びに当該解体自動車の引取り
を求めた事業所の名称及び所在地
- 三 当該破碎業者の氏名又は名称及び住所並びに
当該解体自動車を引き取つた事業所の名称及び
所在地

四 当該解体自動車の車台番号

第八十三条第二項及び第三項の規定は、法第八
十一条第十項の規定による破碎業者の情報管理セ
ンターへの報告について準用する。この場合にお
いて、第八十三条第三項中「使用済自動車」とあ
るのは「解体自動車」と読み替えるものとする。

（破碎業者の解体自動車に係る引渡実施報告の報
告事項）

第九十三条 法第八十一条第十一項の主務省令で定 める事項は、次のとおりとする。

- 一 当該移動報告番号
- 二 当該破碎業者の氏名又は名称及び住所並びに
当該解体自動車を引き渡した事業所の名称及び
所在地
- 三 当該解体自動車の引渡しを受ける者の氏名又
は名称及び住所並びに当該解体自動車の引渡し
を受ける事業所の名称及び所在地（当該解体自
動車が法第三十一条第一項の規定により自動車
製造業者等が主務大臣の認定を受けて行う全部
自動車全部利用者の氏名又は名称）、当該解体
自動車の車台番号その他の主務省令で定める事項
を情報管理センターに報告しなければならない。
（名称及び所在地）

破碎業者は、他の破碎業者又は解体自動車全部
利用者に解体自動車を引き渡したとき（当該他の
破碎業者又は解体自動車全部利用者に当該解体自
動車を引き渡すために行う運搬を他人に委託する
場合にあつては、当該解体自動車の運搬を受託し
た者に当該解体自動車を引き渡したとき）は、主
務省令で定めるところにより、主務省令で定める
期間内に、当該解体自動車の引渡しを受ける者の
氏名又は名称（当該解体自動車が第三十一条第一
項の規定により自動車製造業者等が主務大臣の認
定を受けて行う全部再資源化の委託に係るもので
ある場合にあつては、その旨並びに当該自動車製
造業者等及び当該解体自動車の引渡しを受ける解
体自動車全部利用者の氏名又は名称）、当該解体
自動車の車台番号その他の主務省令で定める事項
を情報管理センターに報告しなければならない。

破碎業者は、自動車製造業者等又は指定再資源化機関に自動車破碎残さを引き渡したとき（当該自動車製造業者等又は指定再資源化機関に当該自動車破碎残さを引き渡すために行う運搬を他人に委託する場合にあつては、当該解体自動車の運搬を受託した者の氏名又は名称及び一般廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物収集運搬業者の許可番号）

四 当該解体自動車の車台番号

五 他の破碎業者に当該解体自動車を引き渡すために行う運搬を他人に委託する場合にあつては、当該解体自動車の運搬を受託した者の氏名又

は名称及び一般廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物収集運搬業者の許可番号

六 解体自動車全部利用者に当該解体自動車を引き渡す場合にあつては、当該解体自動車全部利用者による当該解体自動車の利用方法

第八十四条第二項及び第三項の規定は、法第八十一条第十一項の規定による破碎業者の情報管理センターへの報告について準用する。この場合において、第八十四条第三項中「使用済自動車」とあるのは「解体自動車」と読み替えるものとする。

（破碎業者の自動車破碎残さに係る引渡実施報告の報告事項）

第九十四条 法第八十一条第十二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 当該移動報告番号
- 二 当該破碎業者の氏名又は名称及び住所並びに当該自動車破碎残さを引き渡した事業所の名称及び所在地
- 三 当該自動車破碎残さの引渡しを受ける者の氏名又は名称及び住所並びに当該自動車破碎残さの引渡しを受ける事業所の名称及び所在地
- 四 当該自動車破碎残さに係る使用済自動車の車台番号
- 五 当該自動車破碎残さの重量
- 六 自動車製造業者等又は指定再資源化機関に当該自動車破碎残さを引き渡すために行う運搬を他人に委託する場合にあつては、当該自動車破碎残さの運搬を受託した者の氏名又は名称及び一般廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物収集運搬業者の許可番号
- 七 当該自動車破碎残さの引渡しに使用する運搬車の道路運送車両法の規定による自動車登録番

自動車製造業者等又は指定再資源化機関は、特定再資源化等物品を引き取ったときは、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間内に、当該特定再資源化等物品の引取りを求めた者の氏名又は名称、当該特定再資源化等物品に係る使用済自動車の車台番号その他の主務省令で定める事項を情報管理センターに報告しなければならない。

号その他の当該運搬車を識別できる表示
2 第八十四条第二項及び第三項の規定は、法第八十一条第十二項の規定による破碎業者情報管理センターへの報告について準用する。この場合において、第八十四条第三項中「使用済自動車」とあるのは「自動車破碎残さ」と読み替えるものとする。

(移動報告の方法)

第八十二条 関連事業者、自動車製造業者等又は指定再資源化機関(以下この章において「関連事業者等」と総称する。)は、前条各項の規定による報告(以下「移動報告」と総称する。)について

(自動車製造業者等又は指定再資源化機関の引取実施報告の報告事項)
実施報告の報告事項

第九十五条 法第八十一条第十三項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 当該移動報告番号

二 当該特定再資源化等物品の引取りを求めた者の氏名又は名称及び住所並びに当該特定再資源化等物品の引取りを求めた事業所の名称及び所在地

三 当該特定再資源化等物品の引渡しを受ける者の氏名又は名称及び住所並びに当該特定再資源化等物品の引渡しを受ける事業所の名称及び所在地

四 当該特定再資源化等物品に係る使用済自動車の車台番号

2 第八十三条第二項及び第三項の規定は、法第八十一条第十三項の規定による自動車製造業者等又は指定再資源化機関の情報管理センターへの報告について準用する。この場合において、第八十三条第三項中「使用済自動車」とあるのは「特定再資源化等物品」と読み替えるものとする。

(電子情報処理組織を使用して行う移動報告)

第九十六条 関連事業者等は、移動報告については、当該関連事業者等の使用に係る電子計算機であつて情報管理センターが定める技術的基準に適合するものから入力して行わなければならない。

は、主務省令で定めるところにより、電子情報処理組織（情報管理センターの使用に係る電子計算機と関連事業者等の使用に係る電子計算機と）を電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して行わなければならない。

前項の規定により行われた移動報告は、情報管理センターの使用に係る電子計算機に備えられたファイル（第八十九条第三項を除き、以下単に「ファイル」という。）に記録するものとし、ファイルへの記録がされた時に情報管理センターに到達したものとみなす。

3 関連事業者等は、情報管理センターに対し、政令で定めるところにより情報管理センターが主務大臣の認可を受けて定める額の手数料を納めて、その移動報告に係る書面に記載された事項をファイルに記録すべきことを求めるときは、第一項の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、当該移動報告を書面の提出により行なうことができる。

4 情報管理センターは、前項の規定により移動報告が書面の提出により行われたときは、当該書面に記載された事項を、主務省令で定めるところにより、ファイルに記録しなければならない。

5 情報管理センターは、前項の規定により移動報告が書面の提出により行われたとときは、当該書面に記載された事項を、主務省令で定めるところにより、ファイルに記録しなければならない。

書面の提出により行われた移動報告に係る書面の提出により行われた移動報告について前項の規定によりファイルに記録された事項は、当該書面に記載された事項と同一であると推定する。情報管理センターは、前項のファイルに記録さ

（書面の提出による移動報告のファイルへの記録に係る手数料の額の認可）

第十一條 情報管理センターは、法第八十二条第三項の規定による認可を受けようとするときは、認可を受けようとする手数料の額及び移動報告に係る書面に記載された事項をファイルに記録する業務（次項第一号において「ファイル記録業務」という。）の実施に要する費用の額に関し主務省令で定める事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。手数料の額の変更の認可を受けようとするときも、同様とする。

2 主務大臣は、次の各号のいずれにも適合すると認めるときでなければ、前項の認可をしてはならない。

一 手数料の額が当該ファイル記録業務の適正な実施に要する費用の額を超えないこと。
二 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

（書面の提出による移動報告）

第九十七条 関連事業者等は、法第八十二条第三項の規定により移動報告に係る書面に記載された事項をファイルに記録すべきことを求めるときは、情報管理センターが定めるところにより、法第八十二条各項の主務省令で定める事項を記載した書面を情報管理センターに提出しなければならない。（移動報告に係る書面に記載された事項をファイルに記録する業務の実施に要する費用の細目）

第九十八条 令第十一條第一項の主務省令で定める事項は、認可を受けようとする手数料の額を算出する基礎となる人件費、事務費その他の経費及び認可を受けようとする手数料の額の算出方法とする。

（ファイルへの記録方法）

第九十九条 法第八十二条第四項及び第八十三条第二項の規定によるファイルへの記録の方法は、電子計算機の操作によるものとし、文字の記号への変換の方法その他のファイルへの記録の方法については、情報管理センターが定める。

れた事項が同項の書面に記載された事項と同一でないことを知ったときは、直ちに当該ファイルに記録された事項を訂正しなければならない。

7 関連事業者等は、当該関連事業者等が行つた移動報告に係る第五項のファイルに記録された事項が同項の書面に記載された事項と同一でないことを知ったときは、情報管理センターに対し、その旨を申し出ることができる。

(移動報告の方法の特例)

第八十三条 関連事業者等は、電気通信回線の故障の場合その他の電子情報処理組織を使用して移動報告を行うことができない場合として主務省令で定める場合には、電子情報処理組織の使用に代えて、主務省令で定めるところにより、磁気ディスクの提出により移動報告を行うことができる。

2 情報管理センターは、前項の規定により移動報告が磁気ディスクの提出により行われたときは、当該磁気ディスクに記録された事項を、主務省令で定めるところにより、ファイルに記録しなければならない。

(ファイルの記録の保存)

第八十四条 情報管理センターは、移動報告により報告された情報に係るファイルの記録を、当該移

(移動報告の方法の特例)

第一百条 法第八十三条第一項の主務省令で定める場合は、電気通信回線の故障、天災その他やむを得ない事由により電子情報処理組織を使用して移動報告を行うことが著しく困難な場合において情報管理センターが認めたときとする。

(磁気ディスクの提出による移動報告)

第一百一条 関連事業者等は、法第八十三条第一項の規定により電子情報処理組織の使用に代えて磁気ディスクの提出により移動報告を行うときは、情報管理センターが定めるところにより、法第八十条各項の主務省令で定める事項を記録した磁気ディスクを情報管理センターに提出しなければならない。

※ 規則第九十九条に規定。

(情報管理センターによるファイルの記録の保存期間)

第一百二条 法第八十四条の主務省令で定める期間は

動報告を受けた日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

、五年とする。

(ファイルの閲覧の請求等)

第八十五条 関連事業者等は、主務省令で定めると

ころにより、情報管理センターに対し、ファイルに記録されている事項であつてその者が引き取つた使用済自動車、解体自動車又は特定再資源化等の物品(以下この章において「使用済自動車等」と総称する。)に係るものについて、電子情報処理組織を使用して行う閲覧(以下「ファイルの閲覧」という。)又は当該事項を記載した書類若しくは当該事項を記録した磁気ディスク(以下「書類等」という。)の交付を請求することができる。

2 関連事業者等(引取業者を除く。)は、使用済自動車等の引取りを求められたときは、主務省令で定めるところにより、情報管理センターに対し、ファイルに記録されている事項であつて当該引取りを求められた使用済自動車等に係るものについて、ファイルの閲覧又は書類等の交付を請求することができる。

3 第三十一条第一項の認定を受けた自動車製造業者等は、主務省令で定めるところにより、情報管理センターに対し、ファイルに記録されている事

項であつて当該自動車製造業者等が当該認定を受けてその全部再資源化の実施を委託した解体自動車に係るものについて、ファイルの閲覧又は書類等の交付を請求することができる。

(情報管理センターが行う書類等の交付に係る手数料の額の認可)

第十二条 情報管理センターは、法第八十五条第四項の規定による認可を受けようとするときは、認可を受けようとする手数料の額及び同条第一項から第三項までの規定による書類等の交付の業務(

(関連事業者等によるファイルの閲覧の請求等)

第一百三条 関連事業者等は、法第八十五条第一項から第三項までの規定によりファイルの閲覧又は書類等の交付を請求しようとするときは、情報管理センターが定めるところにより、次に掲げる事項を記載した請求書を情報管理センターに提出しなければならない。

一 関連事業者等の氏名又は名称及び住所
二 請求事項

2 関連事業者等は、前項の規定による請求書の提出に代えて、情報管理センターが定めるところにより、当該請求書に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供することができる。

(書類等の交付の業務の実施に要する費用の細目)

第一百四条 令第十二条第一項の主務省令で定める事項は、認可を受けようとする手数料の額を算出する基礎となる人件費、事務費その他の経費及び認可を受けようとする手数料の額の算出方法とする。

次項第一号において「書類等交付業務」という。の実施に要する費用の額に関し主務省令で定める事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。手数料の額の変更の認可を受けようとするときも、同様とする。

2 主務大臣は、次の各号のいずれにも適合すると認めることでなければ、前項の認可をしてはならない。
一 手数料の額が当該書類等交付業務の実施に要する費用の額を超えること。
二 特定の者に対しても不適な差別的取扱いをするものでないこと。

第八十六条 資金管理法人は、主務省令で定めると

ころにより、情報管理センターに対し、ファイルに記録されている事項について、ファイルの閲覧又は書類等の交付を請求することができる。

(資金管理法人によるファイルの閲覧の請求等)
第一百五条 資金管理法人は、法第八十六条の規定によりファイルの閲覧又は書類等の交付を請求しようとするとときは、情報管理センターが定めるところにより、請求事項を記載した請求書を情報管理センターに提出しなければならない。

2 資金管理法人は、前項の規定による請求書の提出に代えて、情報管理センターが定めるところにより、請求事項を電子情報処理組織（資金管理法人の使用に係る電子計算機と情報管理センターの使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続したもの）を使用する方法により提供することができる。

(照会の申出)

第八十七条 使用済自動車を引取業者に引き渡した者は、ファイルに記録されている事項であつて当該使用済自動車に係るものについて、当該引取業者に対し、情報管理センターに照会すべきことを申し出ることができる。この場合において、当該

引取業者は、正当な理由がある場合を除き、第八十五条第一項の規定により情報管理センターに対しファイルの閲覧又は書類等の交付を請求し、その者に回答しなければならない。

(都道府県知事への報告等)

第八十八条 情報管理センターは、第八十一条第一項、第三項、第七項又は第十項の規定による報告

(以下この条において「引取実施報告」という。)を受けた後主務省令で定める期間内に、当該引取実施報告を行つた者が行うべき同条第二項、第六項、第八項、第九項、第十一項又は第十二項の規定による報告(以下この条において「引取後引渡実施報告」という。)を受けないときは、遅滞なく、その旨を当該引取実施報告を行つた者に通知しなければならない。

二 情報管理センターは、第八十一条第二項、第四

項、第六項、第八項、第九項、第十一項又は第十二項の規定による報告(同条第九項又は第十一項の規定による報告にあつては、解体自動車全部利用者への引渡しに係るもの)を除く。以下この条において「引渡実施報告」という。)を受けた後主務省令で定める期間内に、当該引渡実施報告により報告された使用済自動車等の引渡しを受ける者(以下この条において単に「引渡しを受ける者」という。)が行うべき同条第三項、第七項、第十項又は第十三項の規定による報告(以下この条において「引渡後引取実施報告」という。)を受けないときは、遅滞なく、その旨を当該引渡実施報告を行つた者に通知しなければならない。

3 前項の通知を受けた者は、引渡しを受ける者又は当該通知を受けた者の委託を受けて使用済自動車等の運搬を行う者に対し問合せを行うことその他の方により、速やかに、当該使用済自動車等の引取り又は引渡しの状況を確認しなければなら

(確認通知までの期間)
期間は、次の表の上欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。

第一百六条 法第八十一条第一項の主務省令で定める

一 法第八十一条第一項 の規定による報告を行つた者が行うべき同条 第二項の規定による報告を情報管理センター が受けないとき	二 法第八十一条第三項 の規定による報告を行つた者が行うべき同条 第六項の規定による報告を情報管理センター が受けないとき	三 法第八十一条第七項 の規定による報告を行つた者が行うべき同条 第八項又は第九項の規定による報告を情報管 理センターが受けないとき	四 法第八十一条第十項 の規定による報告を行つた者が行うべき同条 第十一項又は第十二項 の規定による報告を情報 管理センターが受け ないとき
法第八十一条第一項 の規定による報告を行つた日から三十日 まで	法第八十一条第三項 の規定による報告を行つた日から二十日 まで	法第八十一条第七項 の規定による報告を行つた日から百二十日 まで	法第八十一条第十項 の規定による報告を行つた日から三十日 まで

ない。

4 情報管理センターは、第一項の通知を行つた後
主務省令で定める期間を経過してもなお同項の引
取実施報告を行つた者が行うべき引取後引渡実施
報告を受けないときは、主務省令で定めるところ
により、遅滞なく、当該使用済自動車等の引取り
又は引渡しが適正に行われていなかつておそれがある

2 法第八十八条第二項の主務省令で定める期間は
、次の表の上欄に掲げる場合の区分に応じ、それ
ぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。

一 法第八十一条第二項 、第六項、第九項又は 第十一項の規定により 報告された使用済自動 車等の引渡しを受ける 者が行うべき同条第三 項、第七項又は第十項 の規定による報告を情 報管理センターが受け ないとき	法第八十一条第二項 、第六項、第九項又 は第十一項の規定に よる報告を情報管 理センターが受けた日 から五日
二 法第八十一条第四項 又は第八項の規定によ り報告されたフロン類 又はガス発生器の引渡 しを受ける者が行うべ き同条第十三項の規定 による報告を情報管理 センターが受けないと き	法第八十一条第四項 又は第八項の規定に よる報告を情報管 理センターが受けた日 から十五日
三 法第八十一条第十二 項の規定により報告さ れた自動車破碎残さの 引渡しを受ける者が行 うべき同条第十三項の 規定による報告を情報 管理センターが受けな いとき	法第八十一条第十二 項の規定による報告 を情報管理センター が受けた日から五日

(都道府県知事への引取後引渡実施報告に係る報
告)

第一百七条 情報管理センターは、法第八十八条第四
項の規定による報告をしようとするときは、次に
掲げる事項を記載した書面を当該使用済自動車等
を引き取つた事業所の所在地を管轄する都道府県

旨及び当該引取実施報告を行った者の氏名又は名称、当該使用済自動車等の車台番号（特定再資源化等物品にあっては、当該特定再資源化等物品に係る使用済自動車の車台番号。次項において同じ。）その他の主務省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。

情報管理センターは、第二項の通知を行つた後主務省令で定める期間を経過してもなお同項の引渡しを受ける者が行うべき引渡後引取実施報告を受けないときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、当該使用済自動車等の引取り又は引渡しが適正に行われていないおそれがある旨及び当該通知に係る引渡実施報告を行つた者の氏名又は名称、当該使用済自動車等の車台番号その他の主務省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。

知事に提出しなければならない。

- 一 当該使用済自動車等の引取り又は引渡しが適正に行われていないおそれがある旨及び住所並びに当該使用済自動車等を引き取った事業所の名称及び所在地
 - 二 当該引取実施報告を行つた者の氏名又は名称及び住所並びに当該使用済自動車等を引き取つた年月日
 - 三 当該使用済自動車等の車台番号
 - 四 情報管理センターが当該引取実施報告を受けた年月日
 - 五 情報管理センターが当該引取後引渡実施報告について確認通知を行つた年月日
- 2 情報管理センターは、情報管理センターが定めるところにより、前項の規定による書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織（情報管理センターの使用に係る電子計算機と当該都道府県知事の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により提供することができる。
- （引取後引渡実施報告に係る都道府県知事への報告までの期間）
- 第一百八条** 法第八十八条第四項の主務省令で定める期間は、十日とする。
- （都道府県知事への引渡後引取実施報告に係る報告）
- 第一百九条** 情報管理センターは、法第八十八条第五項の規定による報告をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を当該使用済自動車等を引き渡した事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。
 - 一 当該使用済自動車等の引取り又は引渡しが適正に行われていないおそれがある旨
 - 二 当該引渡実施報告を行つた者の氏名又は名称及び住所並びに当該使用済自動車等を引き渡した事業所の名称及び所在地

情報管理センターは、フロン類回収業者から第八十一条第五項の規定による報告を受けないときは、又は当該報告に同項に規定する事項の記録若しくは記載がないときは、主務省令で定めるところにより、当該フロン類回収業者の氏名又は名称その他の主務省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。

- 三 当該使用済自動車等の引渡しを受ける者の氏名又は名称及び住所並びに当該使用済自動車等の引渡しを受ける事業所の名称及び所在地
- 四 当該使用済自動車等の車台番号
- 五 情報管理センターが当該引渡実施報告を受けた年月日
- 六 情報管理センターが当該引渡後引取実施報告について確認通知を行った年月日
- 2 第百七条第二項の規定は、前項の報告について準用する。

(引渡後引取実施報告に係る都道府県知事への報告までの期間)

- 第一百十条** 法第八十八条第五項の主務省令で定める期間は、三日とする。

(都道府県知事へのフロン類回収業者の期間ごとの報告に係る報告)

- 第一百十一条** 情報管理センターは、法第八十八条第六項の規定による報告をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を法第八十一条第五項の規定による報告を受けない場合又は当該報告に同項に規定する事項の記録若しくは記載がない場合における当該報告に係るフロン類回収業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。
- 一 当該フロン類回収業者の氏名又は名称及び住所並びに当該事業所の名称及び所在地
 - 二 当該報告に法第八十一条第五項に規定する事項の記録又は記載がない場合には、当該事項
- 2 第百七条第二項の規定は、前項の報告について準用する。

(電子情報処理組織による通知)

- 第八十九条** 情報管理センターは、前条第一項又は

(情報通信の技術を利用する方法に係る承諾等)

- 第一百十二条** 情報管理センターは、法第八十九条第

第二項の規定による通知（以下「確認通知」という。）については、主務省令で定めるところにより、当該確認通知を受ける関連事業者の承諾を得て、電子情報処理組織を使用して行うことができる。

2 関連事業者は、電子情報処理組織を使用して移動報告を行った場合には、正当な理由がなければ、当該移動報告に係る確認通知について前項の承諾を拒むことができない。

3 第一項の規定により電子情報処理組織を使用して行われた確認通知は、関連事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該関連事業者に到達したものとみなす。

（勧告及び命令）

第九十条 都道府県知事は、関連事業者が第八十条

第一項、第八十一条第一項から第十二項まで又は第八十七条の規定を遵守していないと認めるときは、当該関連事業者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

2 主務大臣は、自動車製造業者等が第八十一条第十三項の規定を遵守していないと認めるときは、当該自動車製造業者等に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

3 都道府県知事は、第一項に規定する勧告を受けた関連事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該関連事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4 主務大臣は、第二項に規定する勧告を受けた自動車製造業者等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該自動車製造業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

一項の規定により確認通知を行おうとするときは、あらかじめ、当該確認通知を受ける関連事業者に対し、書面又は電子情報処理組織を使用する方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た情報管理センターは、当該確認通知を受ける関連事業者から書面又は電子情報処理組織を使用する方法により電子情報処理組織を使用する方法による通知を受けない旨の申出があつたときは、当該確認通知を受ける関連事業者に対し、当該確認通知を電子情報処理組織を使用する方法によってしてはならない。ただし、当該確認通知を受ける関連事業者が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(主務省令への委任)

第九十一条 この章に定めるもののほか、移動報告及び移動報告に係る情報の提供に関し必要な事項は、主務省令で定める。

第六章 指定法人

第一節 資金管理法人

(指定等)

- 第九十二条** 主務大臣は、當利を目的としない法人であつて、次条に規定する業務（以下「資金管理業務」という。）を適正かつ確實に行うことができると認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、資金管理法人として指定することができる。
- 2 主務大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該資金管理法人の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。
- 3 資金管理法人は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。
- 4 主務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(業務)

第九十三条 資金管理法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

第六章 指定法人

第一節 資金管理法人

(指定等)

- 第九十二条** 主務大臣は、當利を目的としない法人であつて、次条に規定する業務（以下「資金管理業務」という。）を適正かつ確實に行うことができると認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、資金管理法人として指定することができる。
- 2 主務大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該資金管理法人の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。
- 3 資金管理法人は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。
- 4 主務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

- 一 再資源化預託金等の管理を行うこと。
- 二 再資源化預託金等の預託に関する証明を行うこと。
- 三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(資金管理業務規程)

第九十四条 資金管理法人は、資金管理業務を行うときは、その開始前に、資金管理業務の実施方法その他の主務省令で定める事項について資金管理業務規程を定め、主務大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 主務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。
 - 一 資金管理業務の実施方法が適正かつ明確に定められていること。
 - 二 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。
 - 三 自動車の所有者、関連事業者及び自動車製造業者等の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。
- 3 主務大臣は、第一項の認可をした資金管理業務規程が資金管理業務の適正かつ確実な実施上不適當となつたと認めるときは、その資金管理業務規程を変更すべきことを命ずることができる。
- 4 資金管理法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その資金管理業務規程を公表しなければならない。

(事業計画等)

第九十五条 資金管理法人は、毎事業年度、主務省

(資金管理業務規程)

第一百十三条 法第九十四条第一項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 再資源化預託金等の管理の方法
- 二 再資源化預託金等の預託に関する証明の方法
- 三 その他資金管理業務に関し必要な事項

(事業計画等)

第一百十四条 資金管理法人は、法第九十五条第一項

令で定めるところにより、資金管理業務に關し事業計画書及び收支予算書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするとときも、同様とする。

- 2 資金管理法人は、前項の認可を受けたときは、遅滞なく、その事業計画書及び收支予算書を公表しなければならない。

3 資金管理法人は、主務省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、資金管理業務に關し事業報告書及び收支決算書を作成し、主務大臣に提出するとともに、これを公表しなければならない。

(業務の休廃止)

第九十六条 資金管理法人は、主務大臣の許可を受けなければ、資金管理業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(再資源化預託金等の運用)

第九十七条 資金管理法人は、次の方法によるほか、再資源化預託金等を運用してはならない。

一 国債その他主務大臣の指定する有価証券の保有

前段の規定による認可を受けようとするときは、指定を受けた日の属する事業年度を除き、毎事業年度開始前に、事業計画書及び收支予算書を主務大臣に提出して申請しなければならない。
2 資金管理法人は、法第九十五条第一項後段の規定による変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した書類を主務大臣に提出して申請しなければならない。

第一百十五条 資金管理法人は、法第九十五条第三項に規定する事業報告書及び收支決算書を毎事業年度終了後三月以内に貸借対照表を添付して主務大臣に提出しなければならない。

○平成十六年経済産業・環境省告示第五号
使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第九十七条第一項第一号及び第二号の規定に基づき、次の有価証券及び金融機関を指定したので、告示する。

一 有価証券
イ 地方債
ロ 特別の法律により設立された法人の発行する債券（ハに掲げる債券に該当するものを除く。）
ハ 特別の法律により銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連

合会の発行する債券

二 社債
ホ 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）
第二条第一項第八号に掲げる約束手形

二 金融機関
イ 農林中央金庫
ハ 商工組合中央金庫

全国を地区とする信用金庫連合会

- 二 銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金
- 三 信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）への金銭信託

2 資金管理法人は、主務省令で定めるところにより、再資源化預託金等に係る経理とその他の経理とを区分して整理しなければならない。

（特定再資源化預託金等の取扱い）

第九十八条 資金管理法人は、その管理する再資源化預託金等（その利息を含む。以下この条において同じ。）のうちに、次の各号のいずれかに該当するもの（以下「特定再資源化預託金等」という。）があるときは、政令で定めるところにより、主務大臣の承認を受けて、当該特定再資源化預託金等をその資金管理業務の実施に要する費用に充て、又は指定再資源化機関に対し第一百六条第二号から第五号までの業務に要する費用に充てることを条件として、若しくは情報管理センターに対し第一百十四条に規定する情報管理業務に要する費用に充てることを条件として出えんすることができ

一 再資源化預託金等が預託されている自動車の

所有者に係る第七十八条第一項の取戻しの権利が同条第二項の規定により消滅した場合における当該再資源化預託金等

二 解体自動車が解体自動車全部利用者に引き渡された場合（当該解体自動車が第三十一条第一

（特定再資源化預託金等の出えん等の承認の申請）

第十三条 資金管理法人は、法第九十八条第一項の規定による承認を受けようとするときは、次に掲げる特定再資源化預託金等ごとの合計額並びに第一号に掲げる特定再資源化預託金等にあってはその費用に充てることが必要である理由、第二号又は第三号に掲げる特定再資源化預託金等にあっては指定再資源化機関又は情報管理センターにおける当該特定再資源化預託金等の使途及びその出えんが必要である理由を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 資金管理業務の実施に要する費用に充てようとする特定再資源化預託金等

二 指定再資源化機関に対し出えんしようとする特定再資源化預託金等

三 情報管理センターに対し出えんしようとする特定再資源化預託金等

2

※ 規定せず。

（区分経理）

第一百六条 資金管理法人は、法第九十八条第一項の規定による承認又は同条第三項の規定による認可を受けた特定再資源化預託金等に係る経理と、それ以外の再資源化預託金等に係る経理と、その他の経理とを区分し、それぞれについて貸借対照表勘定を設けて経理するものとする。

項の規定により自動車製造業者等が主務大臣の認定を受けて行う全部再資源化の委託に係るものである場合を除く。)における当該解体自動車に係る再資源化等預託金(第三十四条第一項第一号に定める料金又は第一百八条第一項第一号に定める料金に相当するものに限る。)

三 フロン類回収業者がフロン類の再利用をした場合における当該フロン類の破壊に係る再資源化等預託金

四 再資源化預託金等が預託されている自動車が最後に自動車検査証の交付又は自動車検査証の返付(道路運送車両法第六十二条第二項(同法第六十七条第四項において準用する場合を含む。)の規定による自動車検査証の返付をいう。以下同じ。)を受けた日から起算して二十年を経過する日(以下この号において「期限日」という。)までの間に当該自動車に係る特定再資源化等物品に係る再資源化等預託金又は情報管理預託金について第七十六条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。次号において同じ。)、第四項及び第六項の規定による払渡しの請求がない場合における当該再資源化預託金等(前三号に掲げるもの及び当該自動車の所有者が主務省令で定めるところにより期限日以後においても当該自動車を継続して使用する旨を資金管理法人に通知した場合における当該再資源化預託金等を除く。)

五 前各号に掲げるもののほか第七十六条第一項、第四項及び第六項の規定による払渡しの必要がないものとして主務大臣が認める場合における当該再資源化預託金等

資源化預託金等ごとにその額及び当該特定再資源化預託金等に係る自動車の車台番号並びに当該特定再資源化預託金等が法第九十八条第一項各号のいずれに該当するかを記載した書面を添付しなければならない。

(継続して使用する旨の通知)

第一百七条 法第九十八条第一項第四号の規定による通知をしようとする自動車の所有者は、当該自動車に係る期限日の一月前までに、次に掲げる事項を資金管理法人に通知しなければならない。

- 一 自動車の所有者の氏名又は名称及び住所
- 二 当該自動車の車台番号
- 三 当該自動車の用途

○平成十六年経済産業・環境省告示第七号

使用済自動車の再資源化等に関する法律(以下「法」という。)第九十八条第一項第五号の主務大臣が認める場合は、次のいずれかに該当する場合とする。

一 法第九条第一項の規定により引取業者が特定エアコンディショナーが搭載されていない使用済自動車について再資源化預託金等が資金管理法人に対し預託されているかどうかを確認したときに、当該使用済自動車に係る法第三十四条第一項第三

号又は第百八条第一項第三号に定める料金に相当する額の金銭が再資源化等預託金として資金管理法人に対し預託されていた場合

二 法第九条第一項の規定により引取業者がガス発生器が搭載されていない使用済自動車について再資源化預託金等が資金管理法人に対し預託されているかどうかを確認したときに、当該使用済自動車に係る法第三十四条第一項第二号又は第百八条第一項第二号に定める料金に相当する額の金銭が再資源化等預託金として資金管理法人に対し預託されていた場合

三 法第九十八条第二項の規定により資金管理法人が自動車の所有者が預託すべき再資源化等預託金の一部を負担した場合における当該自動車の所有者が、法第七十八条第一項の規定により当該再資源化預託金等の額から負担金の額及びその利息の額を控除した額の金銭の取戻しの請求を行った場合

※ 現時点では規定せず。

2 資金管理法人は、前項の規定により特定再資源化預託金等をその資金管理業務の実施に要する費用に充て、又は指定再資源化機関若しくは情報管理センターに対し出えんした後において、なお主務省令で定める額を超える額の特定再資源化預託金等があるときは、資金管理法人が定める期間(次項において「特定期間」という。)に限り、自動車の所有者が第七十三条第一項又は第三項の規定により預託すべき再資源化等預託金の一部を負担することができる。

3 前項の場合において、資金管理法人は、あらかじめ、政令で定めるところにより、特定期間、その負担する金銭(第五項において「負担金」という。)の額その他主務省令で定める事項を定めた計画を定め、主務大臣の認可を受けなければならぬ。

4 資金管理法人は、前項の認可を受けたときは、遅滞なく、その計画を公表しなければならない。

5 第二項の規定により資金管理法人が自動車の所

(再資源化預託金等の一部負担の計画の認可の申請)

第十四条 資金管理法人は、法第九十八条第三項の規定による認可を受けようとするときは、申請書

(再資源化等預託金の一部負担に係る計画の規定事項)

第一百八条 法第九十八条第三項の主務省令で定める事項は、資金管理法人が特定期間に負担することができる負担金の総額とする。

一 特定再資源化預託金等を資金管理業務の実施に要する費用に充て、又は指定再資源化機関若

一 特定再資源化預託金等を資金管理業務の実施に要する費用に充て、又は指定再資源化機関若

有者が預託すべき再資源化等預託金の一部を負担した場合における当該自動車についての第七十八条第一項の規定の適用については、同項中「当該再資源化預託金等を取り戻す」とあるのは、「当該再資源化預託金等の額から負担金の額及びその利息の額を控除した額の金銭を取り戻す」とする。

(資金管理業務諮問委員会)

第九十九条 資金管理法人には、資金管理業務諮問委員会を置かなければならない。

2 資金管理業務諮問委員会は、資金管理法人の代表者の諮問に応じ、再資源化預託金等の運用、特定再資源化預託金等の取扱いその他資金管理業務の実施に関する重要事項を調査審議し、及びこれらに関し必要と認める意見を資金管理法人の代表者に述べることができる。

3 資金管理業務諮問委員会の委員は、経済又は金融に関して高い識見を有する者その他の学識経験を有する者及び一般消費者の意見を代表する者の中から、主務大臣の認可を受けて、資金管理法人の代表者が任命する。

(帳簿の備付け)

第一百条 資金管理法人は、主務省令で定めるところにより、帳簿を備え、資金管理業務に関し主務省令で定める事項を記載し、又は記録し、これを保存しなければならない。

(帳簿の備付け)

第一百十九条 資金管理法人は、法第百条に規定する帳簿を毎年三月三十一日に閉鎖し、閉鎖後十年間保存しなければならない。

第一百二十条 法第百条の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 法第七十三条第一項から第三項までの規定により預託された再資源化等預託金の額の総額

しくは情報管理センターに対し出えんした後ににおいて、なお法第九十八条第二項の主務省令で定める額を超える額の特定再資源化預託金等があることを証する書面
二 法第九十八条第二項の規定により再資源化等預託金の一部を負担するために必要な原資となるべき特定再資源化預託金等について前条第二項に規定する事項を記載した書面

(解任命令)

第一百一条 主務大臣は、資金管理法人の役員が、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき、第九十四条第一項の認可を受けた同項に規定する資金管理業務規程に違反する行為をしたとき、又は資金管理業務に関し著しく不適当な行為をしたときは、資金管理法人に対して、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(報告及び立入検査)

第一百二条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、資金管理法人に対し、資金管理業務若しくは資産の状況に關し必要な報告をさせ、又はその職員に、資金管理法人の事務所に立ち入り、資金管理業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 二 法第七十三条第四項の規定により預託された情報管理預託金の額の総額
- 三 法第七十六条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）又は第四項の規定による請求に基づき自動車製造業者等又は指定再資源化機関に払い渡した再資源化等預託金の額の総額
- 四 法第七十六条第六項の規定による請求に基づき情報管理センターに払い渡した情報管理預託金の額の総額
- 五 法第七十八条第一項の規定により自動車の所有者に払い渡した再資源化預託金等の額の総額
- 六 再資源化預託金等を運用して得た利息その他の運用利益金の総額

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(監督命令)

第一百三条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、資金管理法人に対し、資金管理業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)

第一百四条 主務大臣は、資金管理法人が次の各号のいずれかに該当するときは、第九十二条第一項の規定による指定（以下この条において単に「指定」という。）を取り消すことができる。

一 資金管理業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 指定に関し不正の行為があつたとき。

三 この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくは处分に違反したとき、又は第九十四条第一項の認可を受けた同項に規定する資金管理業務規程によらないで資金管理業務を行つたとき。

2 主務大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

3 第一項の規定による指定の取消しが行われた場合において、再資源化預託金等がなお存するときは、当該指定の取消しに係る法人は、主務大臣が指定する資金管理法人に当該再資源化預託金等を速やかに引き渡さなければならない。

4 前項に定めるもののほか、主務大臣が、第一項

(身分を示す証明書)
第一百二十二条 法第百二十二条第二項に規定する証明書の様式は、様式第十二のとおりとする。

(資金管理業務の引継ぎ)

第一百二十二条 法第百四条第一項の規定による指定の取消しに係る法人は、次に掲げる事項を行わなければならない。

一 主務大臣が指定する資金管理法人に資金管理業務を引き継ぐこと。

二 主務大臣が指定する資金管理法人に資金管理業務に関する帳簿、書類及び資料を引き継ぐこと。

三 その他主務大臣が必要と認める事項

の規定により指定を取り消した場合における資金管理業務の引継ぎその他の必要な事項は、主務省令で定める。

第二節 指定再資源化機関

(指定)

第一百五条 主務大臣は、営利を目的としない法人であつて、次条に規定する業務（以下「再資源化等業務」という。）を適正かつ確實に行うことができるとして認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、指定再資源化機関として指定することができる。

(業務)

第一百六条 指定再資源化機関は、次に掲げる業務を行ふものとする。

- 一 自動車製造業者等であつてその製造等に係る自動車の台数が主務省令で定める台数に満たないもの（以下「特定自動車製造業者等」という。）の委託を受けて、当該特定自動車製造業者等が再資源化等を行うべき特定再資源化等物品の再資源化等に必要な行為を実施すること。
- 二 第二十一条の規定により引き取るべき自動車製造業者等が存せず、又は当該自動車製造業者等を確知することができない特定再資源化等物品の再資源化等に必要な行為を実施すること。

三 市町村の長の申出を受けて、離島の地域として政令で定める地域のうち主務大臣が引取業者

令で定める地域は、次に掲げる島の地域とする。

第一項の規定による離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により指定された同項の離島振興対策実施地域

(離島の地域)

法第百六条第三号の離島の地域として政令で定める地域は、次に掲げる島の地域とする。

第一項の規定による離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により指定された同項の離島振興対策実施地域

(引渡しに支障が生じている地域の条件)

第二節 指定再資源化機関

(特定自動車製造業者等の要件)

第一百二十三条 法第百六条第一号の主務省令で定める台数は、一万台とする。

2 自動車製造業者等が特定自動車製造業者等に該当するかどうかの判断は、委託の直前五年間の各年度のうち製造等をした自動車の台数（国内向け出荷に係るものに限る。）の最も少ない年度における台数と前項の台数を比較して行う。

- 等を確認することができない特定再資源化等物品の再資源化等に必要な行為を実施すること。
- 三 市町村の長の申出を受けて、離島の地域として政令で定める地域のうち主務大臣が引取業者への使用済自動車の引渡しに支障が生じている地域として主務省令で定める条件に該当する旨を公示した地域をその区域とする市町村が、引取業者に使用済自動車を引き渡すために行う運

法第百六条第三号の離島の地域として政令で定める地域は、次に掲げる島の地域とする。

第一項の規定による離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により指定された同項の離島振興対策実施地域

(引渡しに支障が生じている地域の条件)

第一項の規定による離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により指定された同項の離島振興対策実施地域

搬その他他の当該支障を除去するための措置を講ずる場合において、当該市町村に対し、当該措置に要する費用に充てるための資金の出えんその他の協力を行うこと。

四 使用済自動車、解体自動車若しくは特定再資源化等物品又はこれらの処理に伴つて生じた廃棄物が不適正に処分された場合において、廃棄物処理法第十九条の七第一項又は第十九条の八第一項の規定による支障の除去等の措置を講ずる地方公共団体に対し、資金の出えんその他の協力をを行うこと。

五 前号に規定する場合において、廃棄物処理法第十九条の七第一項又は第十九条の八第一項の規定により地方公共団体の長が撤去した解体自動車又は特定再資源化等物品を引き取り、これらの再資源化等に必要な行為を実施すること。

六 前号に掲げるもののほか、地方公共団体その他の者の求めに応じ、引取り又は引渡しが適正に行われていない解体自動車又は特定再資源化等物品を引き取り、これらの再資源化等に必要な行為を実施すること。

七 使用済自動車、解体自動車及び特定再資源化等物品の引取り及び引渡し並びに再資源化等の実施に関し、必要な調査並びに知識の普及及び啓発を行うこと。

八 使用済自動車、解体自動車及び特定再資源化等物品の引取り及び引渡し並びに再資源化等の実施に関し、自動車の所有者、関連事業者、自動車製造業者等その他の者の照会に応じ、これを処理すること。

九 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

二 に含まれる島

二 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島の区域内に存する島

三 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第四条第一項に規定する小笠原諸島

四 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規定する離島

者は、前条第五号又は第六号に掲げる業務を行うときは、第六十条第一項又は第六十七条第一項の規定にかかるわらず、これらの規定による許可を受けないで、当該業務に必要な行為を業として行うことができる。

- 2 指定再資源化機関は、前項に規定する行為を他人に委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。
- 3 解体業者、破碎業者又は自動車製造業者等が前項の委託を受けて第一項に規定する行為を行う場合には、当該解体業者、破碎業者又は自動車製造業者等については、第二章及び第五章の規定は、適用しない。

(法第百七条第二項の政令で定める基準)

第十六条

法第百七条第二項の政令で定める基準は

、次のとおりとする。

一 指定再資源化機関の委託を受けて法第百六条第五号又は第六号に掲げる業務を行う者（以下この条において「受託者」という。）が当該業務に必要な行為を業として実施するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有する者であること。

二 受託者が次のいずれにも該当しないものであること。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わ

り、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ハ 法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）、大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法若しくはこれらの法律に基づく处分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項を除く。）に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二

百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等处罚ニ関スル法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

二

法第六十六条（法第七十二条において読み替えて準用する場合を含む。）、廃棄物処理法第七条の四若しくは第十四条の三の二（廃棄物処理法第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第四十条第二項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）

ホ
法第六条第五号又は第六号に掲げる業務に關し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
ヘ
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）
ト
営業に關し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含

む。次条第二号ハにおいて同じ。) がイから
ヘまでのいずれかに該当するもの

チ 法人でその役員又はその使用人(次に掲げ
るものの代表者であるものに限る。又において同じ。)のうちにイからヘまでのいずれか

に該当する者のあるものに該当する者のあるもの

- (1) 本店又は支店(商人以外の者にあつては
主たる事務所又は従たる事務所)
(2) (1)に規定する本店又は支店のほか、継続
的に業務を行うことができる施設を有する
場所で、解体業又は破碎業に係る契約を締
結する権限を有する者を置くもの
法人で暴力団員等がその事業活動を支配す
り
るるもの
又個人でその使用人のうちにイからヘまでの
いづれかに該当する者のあるもの
三 受託者が自ら法第百六条第五号又は第六号に
掲げる業務を実施する者であること。

(再資源化等に係る料金の公表)

第一百八条 指定再資源化機関は、主務省令で定める

ところにより、第百六条第二号に掲げる業務の対象となる自動車に係る次の各号に掲げる再資源化等について、あらかじめ、当該各号に定める料金を定め、これを公表しなければならない。

一 自動車破碎残さの再資源化 当該自動車に係

る自動車破碎残さについて指定再資源化機関が行うその再資源化に必要な行為に関する料金

二 指定回収物品の再資源化 当該自動車に係る指定回収物品について指定再資源化機関が行うその再資源化に必要な行為(当該指定回収物品に係る指定回収料金の支払を含む。)に関する

料金

三 フロン類の破壊 当該自動車に搭載される特定エアコンディショナーに充てんされている

(再資源化等に係る料金の公表の方法)

第一百一十五条 法第百八条の規定による公表は、時

事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

るフロン類について指定再資源化機関が行うその破壊に必要な行為（当該フロン類に係るフロン類回収料金の支払を含む。）に関する料金により、あらかじめ、第百六条第六号に掲げる業務に関する料金を定め、これを公表しなければならない。これを変更するときも、同様とする。

（再資源化等業務規程）

第一百九条 指定再資源化機関は、再資源化等業務を行ふときは、その開始前に、再資源化等業務の実

施方法、第百六条第一号の委託に係る料金（以下「委託料金」という。）の額の算出方法、前条第一項各号に定める料金、フロン類回収料金及び指

定回収料金並びに第百六条第六号に掲げる業務に関する料金その他の主務省令で定める事項について再資源化等業務規程を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 主務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 再資源化等業務の実施方法、委託料金の額の算出方法、前条第一項各号に定める料金、フロン類回収料金及び指定回収料金並びに第百六条第六号に掲げる業務に関する料金が適正かつ明確に定められていること。
二 指定再資源化機関及び指定再資源化機関との間に第百六条第一号の委託に係る契約（以下「再資源化等契約」という。）又は特定再資源化等物品の再資源化等に必要な行為の実施の契約を締結する者の責任並びに委託料金の收受による事項が適正かつ明確に定められていること。
三 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするも

（再資源化等業務規程）

第一百一十六条 法第百九条第一項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 再資源化等業務の実施方法

二 委託料金の額の算出方法

三 法第百八条第一項各号に定める料金

四 フロン類回収料金及び指定回収料金

五 法第百六条第六号に掲げる業務に関する料金

六 指定再資源化機関及び指定再資源化機関との間に再資源化等契約又は解体自動車若しくは特定再資源化等物品の再資源化等に必要な行為の実施の契約（以下「再資源化等実施契約」とい

う。）を締結する者の責任並びに委託料金の收受に関する事項

七 その他再資源化等業務に関し必要な事項

のでないこと。

四 自動車の所有者、関連事業者及び自動車製造業者等の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。

3

主務大臣は、第一項の認可をした再資源化等業務規程が再資源化等業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その再資源化等業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(事業計画等)

第一百十条 指定再資源化機関は、毎事業年度、主務省令で定めるところにより、再資源化等業務に関し事業計画書及び收支予算書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするとときも、同様とする。

2 指定再資源化機関は、主務省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、再資源化等業務に関し事業報告書及び収支決算書を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

(区分経理)

第一百十一条 指定再資源化機関は、第一百六条第二号から第五号までに掲げる業務に係る経理とその他の経理とを区分して整理しなければならない。

(事業計画等)

第一百二十七条 第百十四条の規定は、法第百十条第一項の規定による認可について準用する。

2 第百十五条の規定は、法第百十条第二項の規定による提出について準用する。

(再資源化等契約の締結及び解除)

第一百十二条 指定再資源化機関は、再資源化等契約の申込者が再資源化等契約を締結していたことがある特定自動車製造業者等である場合において、その者につき、支払期限を超えてまだ支払われて

(再資源化等契約の締結及び解除)

第一百二十八条 法第一百十二条第一項の主務省令で定める正当な理由は、次のとおりとする。
一 再資源化等契約の申込者が次条第三号及び第四号に規定する理由により再資源化等契約を解

いない委託料金があるとき、その他主務省令で定める正当な理由があるときは、再資源化等契約の締結を拒絶してはならない。

- 2 指定再資源化機関は、再資源化等契約を締結した特定自動車製造業者等の当該再資源化等契約に係るすべての特定再資源化等物品の再資源化等契約を行つたとき、その他主務省令で定める正当な理由があるときを除いては、再資源化等契約を解除してはならない。

- (準用) 第百十三条 第九十二条第二項から第四項まで、第九十六条、第一百条から第一百三条まで並びに第一百四条第一項及び第二項の規定は、指定再資源化機関について準用する。この場合において、第九十六条、第一百条、第一百二条第一項、第一百三条及び第一百四条第一項第一号中「資金管理業務」とあるのは「再資源化等業務」と、第一百一条中「第九十四条第一項の認可を受けた同項に規定する資金管理業務規程に違反する行為をしたとき、又は資金管理業務」とあるのは「第百九条第一項の認可を受けた同項に規定する再資源化等業務規程に違反する行為をしたとき、又は再資源化等業務」と、第四条第一項第三号中「第九十四条第一項の認可を受けた同項に規定する資金管理業務規程によらない資金管理業務」とあるのは「第一百九条第一項の認可を受けた同項に規定する資金管理業務規程によらない資金管理業務」として行わなくなつたこと。

除され、その解除の日から起算して一年を経過しない者であること。
二 再資源化等契約の申込者がその申込みに関し偽りその他不正の行為を行つたこと。

第一百二十九条 法第百十二条第二項の主務省令で定める正当な理由は、次のとおりとする。

- 一 特定自動車製造業者等が自動車の製造等を業として行わなくなつたこと。
- 二 特定自動車製造業者等の製造等に係る自動車の台数が法第一百六条第一号に規定する台数以上となつたこと。
- 三 再資源化等契約を締結した特定自動車製造業者等（次号において「契約者」という。）が支払期限後二月以内に委託料金を支払わなかつたこと。
- 四 契約者が再資源化等業務規程に定める契約者の責任に関する事項に違反したこと。

第一百三十一条 法第百十三条において読み替えて準用する法第一百条の主務省令で定める事項は、次各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 法第一百六条第一号に掲げる業務を行う場合次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同一表の下欄に掲げる事項
- 一 再資源化等契約についての次に掲げる事項

碎 残 さ
一 イ 契約者の氏名又は名称及び住所並

の認可を受けた同項に規定する再資源化等業務規程によらないで再資源化等業務」と読み替えるものとする。

一 自動車
びに法人にあつては、その代表者の
氏名

ハ 口 額
二 再資源化等契約に係る委託料金の支払期限及びこれを收受した年月日
再資源化等契約により委託を受けて再資源化に必要な行為を行う場合には、当該再資源化に必要な行為についての次に掲げる事項
イ 再資源化に必要な行為を開始した年月日及び終了した年月日
口 再資源化に必要な行為を行つた自動車破碎残さの総重量及び当該自動車破碎残さに係る使用済自動車の台数
三 前号の再資源化に必要な行為の全部又は一部について再資源化等実施契約を締結する場合には、当該再資源化等実施契約についての次に掲げる事項
イ 再資源化等実施契約により委託された再資源化に必要な行為を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
ハ 再資源化等実施契約（自動車破碎残さの運搬のみに係るもの）を除く。により委託を受けた者の有する当該再資源化等実施契約に係る施設
二 再資源化等実施契約を締結した年月日
ホ 再資源化等実施契約により委託された再資源化に必要な行為を開始した年月日及び終了した年月日
ヘ 再資源化等実施契約に係る委託

二 ガス発生器

		係る料金の支払期限及びこれを支払つた年月日
一 再資源化等契約についての次に掲げる事項	イ 再資源化等契約を締結した年月日 再資源化等契約に係る委託料金の額	再資源化等契約により委託料金の支払期限及びこれを收受した年月日 再資源化等契約により委託を受けた者又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二 再資源化等契約に係る委託料金の支払期限及びこれを收受した年月日	二 再資源化等契約により委託を受けた者又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	再資源化に必要な行為を行う場合には、当該再資源化に必要な行為についての次に掲げる事項
三 前号の再資源化に必要な行為の全部又は一部について再資源化等実施契約を締結する場合には、当該再資源化等実施契約についての次に掲げる事項	三 前号の再資源化に必要な行為の全部又は一部について再資源化等実施契約を締結する場合には、当該再資源化等実施契約についての次に掲げる事項	再資源化に必要な行為を行つたガス発生器の総重量及び個数並びに当該ガス発生器に係る使用済自動車の台数
四 再資源化等実施契約により委託された再資源化に必要な行為を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	四 再資源化等実施契約により委託を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	再資源化等実施契約（ガス発生器の運搬のみに係るもの）に係る料金の支払期限及びこれを支払つた年月日

二 ガス発生器		一 自動車破碎残さ	二 法第百六条第二号に掲げる業務を行う場合の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項
三 イ ガス発生器に係る再資源化等預託金の額の総額	二 事項 三 ついての次に掲げる事項 イ ガス発生器に係る再資源化等預託金の額の総額	一 は、当該再資源化に必要な行為についての前号の表第一号下欄第二号イ及びロに掲げる事項 二 前号の表第一号下欄第三号に掲げる事項 三 再資源化に必要な行為の収支状況についての次に掲げる事項 イ 資金管理法人から払渡しを受けた	一 再資源化に必要な行為を行いう場合は、当該再資源化に必要な行為についての前号の表第二号下欄第二号イ及びロに掲げる事項 二 前号の表第二号下欄第三号に掲げる事項
二 事項 三 ついての次に掲げる事項 イ ガス発生器に係る再資源化等預託金の額の総額	二 事項 三 ついての次に掲げる事項 イ ガス発生器に係る再資源化等預託金の額の総額	一 は、当該再資源化に必要な行為を行いう場合は、当該再資源化に必要な行為についての前号の表第二号下欄第二号イ及びロに掲げる事項 二 前号の表第二号下欄第三号に掲げる事項	一 再資源化等実施契約により委託された破壊に必要な行為を開始した年月日及び終了した年月日 二 再資源化等実施契約を締結した年月日

一 解体自動車		三 フロン類
二	一 再資源化等に必要な行為を行う場合には、当該再資源化等に必要な行為についての前号についての次に掲げる事項	一 口 当該行為に要した費用の総額 破壊に必要な行為を行う場合には、当該破壊に必要な行為についての前号の表第三号下欄第二号イ及びロに掲げる事項
二	イ 再資源化等に必要な行為を行つた年月日及び終了した年月日	二 前号の表第三号下欄第三号に掲げる事項
二	ロ 受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の	三 市町村ごとの出えん額及び出えんした年月日
三	一 法第一百六条第五号に掲げる業務を行う場合の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項	四 法第一百六条第四号に掲げる業務を行う場合の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項
三	二 法第一百六条第三号に掲げる業務を行う場合の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項	五 法第一百六条第三号に掲げる業務を行う場合の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項

六 法第百六条第六号に掲げる業務を行う場合
前号の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ
同表の下欄に掲げる事項

二 第一号の表第三号下欄第三号に掲げる事項

類の種類ごとの量

第三節 情報管理センター

(指定)

第一百四条 主務大臣は、當利を目的としない法人であつて、次条に規定する業務（以下「情報管理業務」という。）を適正かつ確實に行うことができると認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、情報管理センターとして指定することができる。

(業務)

第一百十五条 情報管理センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 第八十二条各項の規定による報告、第八十五条及び第八十六条の規定による閲覧並びに第八十八条第一項及び第二項の規定による通知に係る事務（次号において「報告管理事務」という。）を電子情報処理組織により処理するために必要な電子計算機その他の機器を使用し、及び管理すること。
- 二 報告管理事務を電子情報処理組織により処理するために必要なプログラム、ファイルその他

第三節 情報管理センター

の資料を作成し、及び保管すること。

三 第七十六条第二項（同条第三項及び第五項において準用する場合を含む。第一百七十七条第一項及び第二項第一号において同じ。）の規定による電気通信回線を通じた送信、第八十四条の規定による保存、第八十五条及び第八十六条の規定による交付、第八十八条第一項及び第二項の規定による通知並びに同条第四項から第六項までの規定による報告を行うこと。

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（報告）

第一百六十六条 情報管理センターは、毎事業年度、主務省令で定めるところにより、ファイルに記録されている事項を集計し、使用済自動車、解体自動車及び特定再資源化等物品の引取り及び引渡しの状況について主務大臣に報告しなければならない。

2 主務大臣は、前項の報告を受けたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

（報告）

第一百三十三条 法第百十六条第一項の規定による報告は、法附則第一条第二号の政令で定める日（平成十七年一月一日）の属する事業年度以降の毎事業年度終了後三月以内にしなければならない。

（情報管理業務規程）

第一百七十七条 情報管理センターは、情報管理業務を行うときは、その開始前に、情報管理業務の実施方法、第七十六条第二項の委託に係る料金その他の主務省令で定める事項について情報管理業務規程を定め、主務大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 主務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

（情報管理業務規程）

第一百三十四条 法第百十七条第一項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。
一 情報管理業務の実施方法
二 法第七十六条第二項の委託に係る料金
三 その他情報管理業務に関し必要な事項

一 情報管理業務の実施方法及び第七十六条第二項の委託に係る料金が適正かつ明確に定められていること。

二 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

三 自動車の所有者、関連事業者及び自動車製造業者等の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。
主務大臣は、第一項の認可をした情報管理業務規程が情報管理業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その情報管理業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(秘密保持義務)

第一百八条 情報管理センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、情報管理業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(指定の取消し等)

第一百十九条 主務大臣は、情報管理センターが次の各号のいずれかに該当するときは、第百十四条の規定による指定（以下この条において単に「指定」という。）を取り消すことができる。
一 情報管理業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。
二 指定に関し不正の行為があつたとき。
三 この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくは处分に違反したとき、又は第百十七条第一項の認可を受けた同項に規定する情報管理業務規程によらないで情報管理業務を行つたとき。

主務大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。
第一項の規定による指定の取消しが行われた場

(情報管理業務の引継ぎ)

第一百三十五条 法第百十九条第一項の規定による指定の取消しに係る法人は、次に掲げる事項を行わなければならない。
一 主務大臣が指定する情報管理センターに情報管理業務を引き継ぐこと。
二 主務大臣が指定する情報管理センターに法第八十四条の規定により保存しているファイルの記録を情報管理業務に関する帳簿、書類及び資料とともに引き継ぐこと。
三 その他主務大臣が必要と認める事項

合において、当該指定の取消しに係る法人は、主務省令で定めるところにより、主務大臣が指定する情報管理センターに第八十四条の規定により保存しているファイルの記録を速やかに引き継がなければならない。

4 前項に定めるもののほか、主務大臣が、第一項の規定により指定を取り消した場合における情報管理業務の引継ぎその他の必要な事項は、主務省令で定める。

(準用)

第一百二十条 第九十二条第二項から第四項まで、第九十六条、第一百条から第三百三条まで、第一百十条及び第一百十一条の規定は、情報管理センターについて準用する。この場合において、第九十六条、第一百条、第一百二条第一項及び第三百三条中「資金管理業務」とあり、第一百十条中「再資源化等業務」とあり、並びに第一百十一条中「第六百六条第二号から第五号までに掲げる業務」とあるのは「情報管理業務」と、第一百一条中「第九十四条第一項の認可を受けた同項に規定する資金管理業務規程に違反する行為をしたとき、又は資金管理業務」とあるのは「第一百十七条第一項の認可を受けた同項に規定する情報管理業務規程に違反する行為をしたとき、又は情報管理業務」と読み替えるものとする。

(準用)

第一百三十六条 第百十九条の規定は、法第百二十条において読み替えて準用する法第百条の規定による情報管理センターの帳簿の備付けについて準用する。

第一百三十七条 法 第百二十条において読み替えて準用する法第百条の主務省令で定める事項は、使用済自動車、解体自動車及び特定再資源化等物品の引取り及び引渡しの状況とする。

第一百三十八条 法第百二十条において準用する法第一百一条第二項に規定する証明書の様式は、様式第十二のとおりとする。

第一百三十九条 第百十四条の規定は、法第百二十条において読み替えて準用する法第一百十条第一項の規定による認可について準用する。
2 第百十五条の規定は、法第百二十条において読み替えて準用する法第一百十条第二項の規定による認可について準用する。

(廃棄物処理法との関係)

第一百二十二条 使用済自動車、解体自動車（第十六条第四項ただし書又は第十八条第二項ただし書の規定により解体自動車全部利用者に引き渡されたものを除く。）及び特定再資源化物品については、これらを廃棄物（廃棄物処理法第二条第一項に規定する廃棄物をいう。）とみなして、この法律に別段の定めがある場合を除き、廃棄物処理法の規定を適用する。

(関連事業者等に係る廃棄物処理法の特例)

第一百二十二条 引取業者又はフロン類回収業者は、廃棄物処理法第七条第一項又は第十四条第一項の規定にかかるらず、これらの規定による許可を受けないで、使用済自動車の収集又は運搬（第九条第一項若しくは第十一条の規定による引取り又は第十条若しくは第十四条の規定による引渡しに係るものに限る。）を業として行うことができる。ただし、第五十一条第一項又は第五十八条第一項の規定によりその事業の停止を命ぜられた場合は、この限りでない。

2 解体業者は、廃棄物処理法第七条第一項若しくは第六項又は第十四条第一項若しくは第六項の規定にかかるらず、これらの規定による許可を受けないで、使用済自動車又は解体自動車の再資源化に必要な行為（一般廃棄物（廃棄物処理法第二条第二項に規定する一般廃棄物をいう。以下同じ。）又は産業廃棄物（廃棄物処理法第二条第四項に規定する産業廃棄物をいう。以下同じ。）の収集若しくは運搬又は処分（再生を含む。以下同じ。）に該当するものに限る。）を業として実施することができる。ただし、第六十六条の規定によりその事業の停止を命ぜられた場合は、この限りで

ない。

3 破碎業者は、廃棄物処理法第十四条第一項又は第六項の規定にかかるらず、これらの規定による許可を受けないで、第六十七条第一項の許可を受けた事業の範囲内において、解体自動車の再資源化に必要な行為（産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分に該当するものに限る。）を業として実施することができる。ただし、第七十二条において読み替えて準用する第六十六条の規定によりその事業の停止を命ぜられた場合は、この限りでない。

4 第二十八条第一項の認定を受けた自動車製造業者等又はその委託を受けて特定再資源化物品の再資源化に必要な行為（産業廃棄物の運搬又は処分に該当するものに限る。）を業として実施する者（第二十八条第二項第二号に規定する者である者に限る。）は、廃棄物処理法第十四条第一項又は第六項の規定にかかるらず、これらの規定による許可を受けないで、当該行為を業として実施することができる。

5 指定再資源化機関又はその委託を受けて解体自動車若しくは特定再資源化物品の再資源化に必要な行為（一般廃棄物又は産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分に該当するものに限る。）を業として実施する者は、廃棄物処理法第七条第一項若しくは第六項又は第十四条第一項若しくは第六項の規定にかかるらず、これらの規定による許可を受けないで、当該行為を業として実施することができる。

6 指定再資源化機関は、前項に規定する行為を他人に委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならぬ。

7 引取業者及びフロン類回収業者は、廃棄物処理法第七条第十三項及び第七条の五又は第十四条第十二項及び第十五項並びに第十四条の三の三の規定の適用については、一般廃棄物収集運搬業者（廃棄物処理法第七条第十二項に規定する一般廃棄

（法第百二十二条第六項の政令で定める基準）
第十七条 法第百二十二条第六項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 指定再資源化機関の委託を受けて解体自動車又は特定再資源化物品の再資源化に必要な行為（一般廃棄物（廃棄物処理法第二条第二項に規定する一般廃棄物をいう。以下同じ。）又は産業廃棄物（廃棄物処理法第二条第四項に規定す

物収集運搬業者をいう。以下同じ。）又は産業廃棄物収集運搬業者（廃棄物処理法第十四条第十二項に規定する産業廃棄物収集運搬業者をいう。以下同じ。）とみなす。

8 解体業者及び第五項に規定する者は、廃棄物処理法第七条第十三項及び第七条の五又は第十四条第十二項及び第十五条並びに第十四条の三の三の規定の適用については、一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者（廃棄物処理法第七条第十二項に規定する一般廃棄物処分業者をいう。以下同じ。）を実施する者（以下この条において同じ。）とみなす。

9 破碎業者及び第四項に規定する者は、廃棄物処理法第十四条第十二項及び第十五条並びに第十四条の三の三の規定の適用については、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者をいう。以下同じ。）又は産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者（廃棄物処理法第十二条項に規定する産業廃棄物処分業者をいう。以下同じ。）とみなす。

10 前二項に規定する者は、廃棄物処理法第十九条の三の規定の適用については、一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者又は産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者とみなす。前三項に規定する者は、廃棄物処理法第十九条の三の規定の適用については、一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者又は産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者とみなす。

る産業廃棄物をいう。）の収集若しくは運搬又は処分（再生を含む。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。以下この条において同じ。）を実施する者（以下この条において「受託者」という。）が当該行為を業として実施するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有する者であること。

二 受託者が次のいずれにも該当しないものであること。
イ 前条第二号イからニまで、ヘ及びリのいずれかに該当する者

ロ 口 解体自動車又は特定再資源化物品の再資源化に必要な行為の実施に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

ハ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ又はロに該当するもの

二 法人でその役員又はその使用人（次に掲げるものの代表者であるものに限る。ホにおいて同じ。）のうちにイ又はロに該当する者のあるもの

（1） 本店又は支店（商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所）

（2） （1）に規定する本店又は支店のほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

ホ 個人でその使用人のうちにイ又はロに該当する者のあるもの
三 受託者が自ら解体自動車又は特定再資源化物品の再資源化に必要な行為を実施する者であること。

物であるものに限る。以下「使用済自動車一般廃棄物」という。)を引き取り、若しくは第十六条

第六項の規定により使用済自動車一般廃棄物の引渡しを受け、又は同項の規定により使用済自動車一般廃棄物を引き渡す者に限る。)は、使用済自動車一般廃棄物の収集又は運搬を他人に委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならぬ。

引取業者及びフロン類回収業者、解体業者(第十五条の規定により使用済自動車(産業廃棄物であるものに限る。以下「使用済自動車産業廃棄物で「という。)を引き取り、第十六条第四項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定により解体自動車の引渡しを受け、同条第六項(同条第七項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定により使用済自動車産業廃棄物若しくは解体自動車の引渡しを受け、又は同条第六項の規定により使用済自動車産業廃棄物若しくは解体自動車を引き渡す者に限る。)並びに破碎業者(第十七条若しくは第十八条第三項の規定により解体自動車を引き取り、同条第二項若しくは第七項の規定により解体自動車の引渡しを受け、又は同項の規定により解体自動車を引渡す者に限る。)は、廃棄物処理法第十四条第六項の規定の適用については、産業廃棄物収集運搬業者とみなす。この場合において、同項中「事業者から委託を受けた産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分」とあるのは、「産業廃棄物(使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成十四年法律第八十七号。以下「使用済自動車再資源化法」という。)第九条第一項、第十一条、第十五条、第十七条若しくは第十八条第三項の規定により引き取り、使用済自動車再資源化法第十六条第四項若しくは第六項(これらの規定を同条第七項において準用する場合を含む。)若しくは第十八条第二項若しくは第七項の規定により引渡しを受け又は使用済自動車再資源化法第十条、第十四条

基準は、次のとおりとする。

一 引取業者及びフロン類回収業者並びに解体業者(法第十五条の規定により使用済自動車一般廃棄物を引き取り、若しくは法第十六条第六項

の規定により使用済自動車一般廃棄物の引渡しを受け、又は同項の規定により使用済自動車一般廃棄物を引き渡す者に限る。)の委託を受けて使用済自動車一般廃棄物の収集又は運搬を実施する者(以下この条において「受託者」という。)が次のいずれかに該当するものであること。

イ 他人の一般廃棄物の収集又は運搬を業として行うことができる者であつて委託しようとする使用済自動車一般廃棄物の収集又は運搬

ロ 法第一百二十三条第一項の規定により使用済自動車一般廃棄物の収集又は運搬を業として行うことができる産業廃棄物収集運搬業者がその事業の範囲に含まれるもの

二 受託者が自ら使用済自動車一般廃棄物の収集又は運搬を実施する者であること。

イ 他人の一般廃棄物の収集又は運搬を業として行うことができる者であつて委託しようとする使用済自動車一般廃棄物の収集又は運搬

ロ 法第一百二十三条第一項の規定により使用済自動車一般廃棄物の収集又は運搬を業として行うことができる産業廃棄物収集運搬業者がその事業の範囲に含まれるもの

、第十六条第六項（同条第七項において準用する場合を含む。）若しくは第十八条第七項の規定により引き渡す使用済自動車（使用済自動車再資源化法第二条第二項に規定する使用済自動車をいう。）又は解体自動車（同条第三項に規定する解体自動車をいう。）に限る。）の運搬」とする。次に掲げる行為については、廃棄物処理法第十一条第五項の規定は、適用しない。

一 事業者が第八条の規定によりその使用済自動車産業廃棄物を引取業者に引き渡す場合における当該引渡しに係る当該使用済自動車産業廃棄物の運搬又は処分の委託（当該引取業者、フロン類回収業者若しくは解体業者に対する運搬の委託又は解体業者に対する処分の委託に限る。）

二 解体業者が行う次の運搬又は処分の委託

イ 第十六条第三項の規定によりその指定回収物品を自動車製造業者等（第十三条第一項に規定する自動車製造業者等（指定再資源化機関以外の者にあっては、第二十八条第一項の認定を受けたものに限る。）をいう。以下この条において同じ。）に引き渡す場合における当該引渡しに係る当該指定回収物品の運搬又は処分の委託（当該自動車製造業者等に対するものに限る。）

ロ 第十六条第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定によりその解体自動車を他の解体業者又は破碎業者に引き渡す

場合における当該引渡しに係る当該解体自動車の運搬又は処分の委託（当該他の解体業者又は破碎業者に対するものに限る。）

イ 破碎業者が行う次の運搬又は処分の委託

イ 第十八条第二項の規定によりその解体自動車を他の破碎業者に引き渡す場合における当該引渡しに係る当該解体自動車の運搬又は処分の委託（当該他の破碎業者に対するものに限る。）

口 第十八条第六項の規定によりその自動車破碎残さを自動車製造業者等に引き渡す場合における当該引渡しに係る当該自動車破碎残さの運搬又は処分の委託（当該自動車製造業者等に対するものに限る。）

二条の三第一項の規定は、適用しない。

一 事業者が第八条の規定によりその使用済自動車産業廃棄物を引取業者に引き渡す場合における当該引渡しに係る当該使用済自動車産業廃棄物の運搬又は処分の委託（当該引取業者に当該使用済自動車産業廃棄物を引き渡すために行う運搬の委託を除く。）

二 解体業者が行う次の運搬又は処分の委託

イ 第十六条第三項の規定によりその指定回収物品を自動車製造業者等に引き渡す場合における当該引渡しに係る当該指定回収物品の運搬又は処分の委託

口 第十六条第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定によりその解体自動車を他の解体業者又は破碎業者に引き渡す場合における当該引渡しに係る当該解体自動車の運搬又は処分の委託

三 破碎業者が行う次の運搬又は処分の委託

イ 第十八条第二項の規定によりその解体自動車を他の破碎業者に引き渡す場合における当該引渡しに係る当該解体自動車の運搬又は処分の委託
口 第十八条第六項の規定によりその自動車破碎残さを自動車製造業者等に引き渡す場合における当該引渡しに係る当該自動車破碎残さの運搬又は処分の委託

例) (一般廃棄物処理業者等に係る廃棄物処理法の特

第一百二十三条

産業廃棄物収集運搬業者（引取業者

、フロン類回収業者又は解体業者の委託を受けて
使用済自動車産業廃棄物の収集又は運搬を業とし
て行う者に限る。）は、廃棄物処理法第六条の二
項の規定にかかるらず、使用済自動車一般廃棄物
の収集又は運搬の業を行うことができる。この場
合において、その者は、廃棄物処理法第六条の二
第二項に規定する一般廃棄物処理基準（以下単に
「一般廃棄物処理基準」という。）に従い、使用
済自動車一般廃棄物の収集又は運搬を行わなけれ
ばならない。

2 廃棄物処理法第七条第一項の許可を受けた者が
行う収集及び運搬であつて使用済自動車一般廃棄
物に係るものについては、同条第十二項の規定は
適用しない。

3 一般廃棄物収集運搬業者（引取業者、フロン類
回収業者又は解体業者の委託を受けて使用済自動
車一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者に
限る。）は、廃棄物処理法第十四条第一項の規定
にかかわらず、使用済自動車産業廃棄物の収集又
は運搬の業を行うことができる。この場合におい
て、その者は、廃棄物処理法第十二条第一項に規
定する産業廃棄物処理基準（以下単に「産業廃棄
物処理基準」という。）に従い、使用済自動車产
業廃棄物の収集又は運搬を行わなければならない

（一般廃棄物処理基準に適合しない使用済自動車
一般廃棄物の処分が行われた場合の廃棄物処理法
の適用の特例等）

第一百二十四条 第百二十二条第十ー項の規定に違反
する使用済自動車一般廃棄物の収集又は運搬の委
託により一般廃棄物処理基準に適合しない使用済
自動車一般廃棄物の処分が行われたときは、当該
委託をした者は、廃棄物処理法第十九条の四の規

定の適用については、同条第一項に規定する処分者等に該当するものとみなす。

産業廃棄物処理基準に適合しない使用済自動車産業廃棄物、解体自動車又は特定再資源化物品以下この項において「使用済自動車産業廃棄物等」という。)の処分が行われた場合(自動車製造業者等又は指定再資源化機関が引き取った特定再資源化物品について当該処分が行われた場合を除く。)において、当該使用済自動車産業廃棄物等に係る一連の引取り若しくは引渡し又は再資源化の行程における移動報告に係る義務について、次の各号のいずれかに該当する者があるときは、その者は、廃棄物処理法第十九条の五の規定の適用については、同条第一項第三号に掲げる者に該当するものとみなす。

- 一 第八十二条第一項又は第二項の規定に違反して、情報管理センターへの報告を行わず、又は虚偽の報告を行つた引取業者
- 二 第八十三条第三項又は第六項の規定に違反して、情報管理センターへの報告を行わず、又は虚偽の報告を行つた解体業者
- 三 第八十五条第七項から第九項までの規定に違反して、情報管理センターへの報告を行わず、又は虚偽の報告を行つた回収業者
- 四 第八十六条第十項から第十二項までの規定に違反して、情報管理センターへの報告を行わず、又は虚偽の報告を行つた破碎業者

(許可等に関する意見聴取)

第一百二十五条 都道府県知事は、第六十条第一項又は第六十七条第一項の許可をしようとするときは第六十二条第一項第二号へから又までに該当する事由(同号ト、チ及び又に該当する事由にあっては、同号ヘに係るものに限る。次項及び次条において同じ。)の有無について、警視総監又は道

府県警察本部長の意見を聞くものとする。
2 都道府県知事は、第六十六条（第七十二条において読み替えて準用する場合を含む。）による処分をしようとするときは、第六十二条第一項第二号へから又までに該当する事由の有無について、警視総監又は道府県警察本部長の意見を聞くことができる。

（都道府県知事への意見）

第一百二十六条 警視総監又は道府県警察本部長は、解体業者又は破碎業者について、第六十二条第一項第二号へから又までに該当する事由があると疑うに足りる相当な理由があるため、都道府県知事が当該解体業者又は破碎業者に対して適当な措置をとることが必要であると認める場合には、都道府県知事に対し、その旨の意見を述べることができる。

（関係行政機関への照会等）

第一百二十七条 都道府県知事は、第一百二十五条に規定するもののほか、この法律の規定に基づく事務に関し、関係行政機関又は関係地方公共団体に対し、照会し、又は協力を求めることができる。

（再審査請求等）

第一百二十八条 この法律の規定により保健所を設置する市又は特別区の長がした処分（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務（以下「第一号法定受託事務」という。）に係るものに限る。）についての審査請求の裁決に不服のある者は、主

務大臣に対して再審査請求をすることができる。
2 保健所を設置する市又は特別区の長がこの法律の規定によりその処理することとされた事務のうち第一号法定受託事務に係る処分をする権限をそ
の補助機関である職員又はその管理に属する行政機関の長に委任した場合において、委任を受けた職員又は行政機関の長がその委任に基づいてした処分につき、地方自治法第二百五十五条の二第二項の再審査請求の裁決があつたときは、当該裁決に不服がある者は、同法第二百五十二条の十七の四第五項から第七項までの規定の例により、主務大臣に対して再々審査請求をすることができる。

(再資源化により得られた物の利用義務)

第一百二十九条 使用済自動車、解体自動車又は特定

再資源化物品の再資源化により得られた物を利用
することができる事業を行う者は、資源の有効な
利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八
号）で定めるところにより、これを利用しなけれ
ばならない。

2 自動車の製造、加工、修理又は販売の事業を行
う者は、資源の有効な利用の促進に関する法律で
定めるところにより、その事業に係る自動車のう
ち使用済自動車となつたもの又は当該自動車に係
る解体自動車若しくは特定再資源化物品の再資源
化を促進するための措置を講じなければならない
。

(報告の徴収)

第一百三十条 都道府県知事は、この法律の施行に必
要な限度において、政令で定めるところにより、
関連事業者に対し、使用済自動車若しくは解体自
動車の引取り若しくは引渡し、特定再資源化等物

(報告の徴収)

第十九条 都道府県知事は、法第一百三十条第一項の
規定により、引取業者に対し、使用済自動車の引
取り又は引渡しの実施の状況につき、引取り又は
引渡しの方法、実績量及び委託に関する事項、移

品の引渡し又は使用済自動車若しくは解体自動車の再資源化の実施の状況に關し報告をさせることができる。

2 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、情報管理センターに対し、ファイルに記録されている事項について、報告をさせることができること

動報告の実施に關する事項その他引取り又は引渡しに關する事項に關し報告をさせることができる。

2 都道府県知事は、法第百三十条第一項の規定により、フロン類回収業者に対し、使用済自動車の引取り又は使用済自動車若しくはフロン類の引渡しの実施の状況につき、使用済自動車の引取りの方法、実績量及び委託に關する事項、引き取った使用済自動車に係るフロン類の回収の方法及び実績量に關する事項、使用済自動車又はフロン類の引渡しの方法、実績量及び委託に關する事項、移動報告の実施に關する事項その他引取り又は引渡しに關する事項に關し報告をさせることができる。

3 都道府県知事は、法第百三十条第一項の規定により、解体業者に対し、使用済自動車若しくは解体自動車の引取り、使用済自動車若しくは解体自動車若しくは指定回収物品の引渡し又は使用済自動車若しくは解体自動車の再資源化の実施の状況につき、使用済自動車又は解体自動車の引取りの方法、実績量及び委託に關する事項、引き取った使用済自動車に係る指定回収物品の回収の方法及び実績量に關する事項、使用済自動車若しくは解体自動車又は指定回収物品の引渡しの方法、実績量及び委託に關する事項、使用済自動車又は解体自動車若しくは自動車の再資源化の方法及び実績量に關する事項その他の引取り若しくは引渡し又は再資源化に關する事項に關し報告をさせることができる。

4 都道府県知事は、法第二百三十条第一項の規定により、破碎業者に対し、解体自動車の引取り、解体自動車若しくは自動車破碎残さの引渡し又は解体自動車の再資源化の実施の状況につき、解体自動車の引取りの方法、実績量及び委託に關する事項、解体自動車若しくは自動車破碎残さの引渡し又は解体自動車の再資源化の方法及び実績量に關する事項、解体自動車の引取り若しくは引渡し又は再資源化に關する事項に關し報告をさせ

3

主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、自動車製造業者等又はその委託を受けた者（第二十八条第二項第二号に規定する者である者に限る。次条第二項において同じ。）に対し、特定再資源化等物品の引取り又は再資源化等の実施の状況に関し報告をさせることができる。

ことができる。

5

主務大臣は、法第二百三十条第三項の規定により、自動車製造業者等又はその委託を受けた者に対し、特定再資源化等物品の引取り又は再資源化等の実施の状況につき、引取りの方法、実績量及び委託に関する事項、引取基準の設定及び公表に関する事項、フロン類回収料金又は指定回収料金の設定、公表及び支払に関する事項、指定引取場所の設置及び位置の公表に関する事項、再資源化等の方法、実績量及び委託に関する事項、再資源化等に係る料金の設定及び公表に関する事項、フロン類の運搬の方法に関する事項、移動報告の実施に関する事項その他引取り又は再資源化等に関する事項に関し報告をさせることができる。

(立入検査)

第一百三十一条

都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、その職員に、関連事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

(立入検査)

第二十条

都道府県知事は、法第二百三十一条第一項の規定により、その職員に、引取業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、使用済自動車の引取り又は引渡しをするための設備及びこれらの関連施設並びに関係帳簿書類を検査させることができることができる。

2

都道府県知事は、法第二百三十一条第一項の規定により、その職員に、フロン類回収業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、使用済自動車の引取り若しくは引渡し又はフロン類の回収若しくは引渡しをするための設備及びこれらの関連施設並びに関係帳簿書類を検査させることができること。

3

都道府県知事は、法第二百三十一条第一項の規定により、その職員に、解体業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、使用済自動車若しくは解体自動車の引取り若しくは引渡し若しくは再資源化又は指定回收回品の回収若しくは引渡しに必要な行為をするための設備及びこれらの関連施

。設並びに関係帳簿書類を検査させることができる

- 2 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、その職員に、自動車製造業者等又はその委託を受けた者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、解体自動車の引取り若しくは引渡し若しくは再資源化又は自動車破碎残さの引渡しに必要な行為をするための設備及びこれらの関連施設並びに関係帳簿書類を検査させることができる。
- 4 都道府県知事は、法第百三十一条第一項の規定により、その職員に、破碎業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、解体自動車の引取り若しくは引渡し若しくは再資源化又は自動車破碎残さの引渡しに必要な行為をするための設備及びこれらの関連施設並びに関係帳簿書類を検査させることができる。

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

5 主務大臣は、法第百三十一条第二項の規定により、その職員に、自動車製造業者等又はその委託を受けた者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、特定再資源化等物品の引取り又は再資源化等に必要な行為をするための設備及び自動車の製造等を行うための設備並びにこれらの関連施設並びに関係帳簿書類を検査させることができる。

(身分を示す証明書)

第一百四十条 法第百三十一条第三項に規定する証明書の様式は、様式第十三のとおりとする。

(審議会の意見の聴取)

第一百三十二条 主務大臣は、第十六条第二項、第十一条第一項及び第五項並びに第二十五条第二項の基準を定めようとするとき、その他この法律の施行に関する重要事項について決定しようとするときは、あらかじめ、産業構造審議会及び中央環境審議会の意見を聴かなければならない。

(主務大臣等)

第一百三十三条 この法律における主務大臣は、経済

- 2 産業大臣及び環境大臣とする。
この法律における主務省令は、経済産業大臣及び環境大臣の発する命令とする。

(権限の委任)

第一百三十四条 第百三十条第三項及び第一百三十一条第二項の規定による主務大臣の権限は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

(権限の委任)

第二十一条 法第百三十条第三項及び第一百三十一条第二項の規定による経済産業大臣の権限は、自動車製造業者等又はその委託を受けた者の事務所、

工場、事業場又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長に委任するものとする。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

2 法第百三十条第三項及び第一百三十一条第二項の規定による環境大臣の権限は、自動車製造業者等又はその委託を受けた者の事務所、工場、事業場又は倉庫の所在地を管轄する地方環境事務所長に委任するものとする。ただし、環境大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

(事務の区分)

第一百三十五条 この法律の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区（以下この条において「都道府県等」という。）が処理することとされている事務のうち、次に掲げるものは、第一号法定受託事務とする。

- 一 第六十条第一項、第六十一条第一項、第六十二条、第六十三条第一項、第六十四条（第七十二条において準用する場合を含む。）、第六十六条（第七十二条において読み替えて準用する場合を含む。）、第六十七条第一項、第六十八条第一項、第六十九条（第七十条第二項において準用する場合を含む。）、第七十条第一項、第七十一条第一項、第八十八条第四項から第六項まで、第九十条第一項及び第三項、第一百二十

五条並びに第一百二十六条の規定により都道府県

等が処理することとされている事務

- 二 第百三十条第一項及び第二項並びに第一百三十一条第一項の規定により都道府県等が処理することとされている事務（第三章第三節及び第四節並びに第五章の規定の施行に関するものに限る。）

（経過措置）

第一百三十六条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第八章 罰則

第一百三十七条 第百二十二条第十一項の規定に違反して、使用済自動車一般廃棄物の運搬を他人に委託した者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第一百三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第四十二条第一項又は第五十三条第一項の登録を受けないで引取業又はフロン類回収業を行つた者
二 不正の手段により第四十二条第一項又は第五

十三条第一項の登録（第四十二条第二項又は第五十三条第二項の登録の更新を含む。）を受けた者

- 三 第五十一条第一項、第五十八条第一項又は第六十六条（第七十二条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による事業の停止の命令に違反した者
- 四 第六十条第一項又は第六十七条第一項の許可を受けないで解体業又は破碎業を行つた者
- 五 不正の手段により第六十条第一項又は第六十七条第一項の許可（第六十条第二項又は第六十七条第二項の許可の更新を含む。）を受けた者
- 六 第七十条第一項の規定に違反して、破碎業を行つた者
- 七 第百十八条の規定に違反した者

第一百三十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第五項（第十八条第八項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第二十条第三項、第二十四条第三項、第二十六条第四項、第三十五条第二項、第三十八条第二項又は第九十条第三項若しくは第四項の規定による命令に違反した者

第一百四十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十七条第一項の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は帳簿を保存しなかつた者
- 二 第四十六条第一項、第四十八条第一項（第五

十九条において準用する場合を含む。）、第五十七条第一項、第六十三条第一項、第六十四条（第七十二条において準用する場合を含む。）又は第七十一条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第百三十条第一項又は第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四 第百三十一条第一項又は第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第一百四十一条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした資金管理法人、指定再資源化機関又は情報管理センターの役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第九十六条（第一百十三条及び第一百二十条において読み替えて準用する場合を含む。）の許可を受けないで、資金管理業務、再資源化等業務又は情報管理業務の全部を廃止したとき。

二 第百十条（第一百十三条及び第一百二十条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

三 第百二条第一項（第一百十三条及び第一百二十条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 第百二条第一項（第一百十三条及び第一百二十条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

附 則	（平成十四年十二月二十日政令第三百八十九号）	附 則	（平成十五年八月一日経済産業・環境省令第五号）
（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）
第一 条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	第一 条 この政令は、法の施行の日（平成十五年一月十一日）から施行する。	第一 条 この省令は、公布の日から施行する。	第一 条 この省令は、使用済自動車の再資源化等に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成十六年七月一日）から施行する。
一 第二十二条、第二十三条第四項、第二十四条、第二十八条から第三十条まで、第三十四条から第四十一条まで、第三章第三節及び第四節（第六十五条（第七十二条において準用する場合を含む。）を除く。）、第七十三条第四項（情報管理料金の認可に係る部分に限る。）、第五項、第六項（料金の認可に係る部分に限る。）及び第七項、第七十八条第三項（手数料の認可	（都知事が管理し、及び執行する事務） 第二 条 法附則第十一条の政令で定める事務は、法第十九条、第二十条、第四十二条第一項、第四十三条第一項、第四十四条第一項 同条第二項（法第四十六条第三項において準用する場合を含む。）、第四十五条第一項、同条第二項（法第五十二条第二項において準用する場合を含む。）、第四十六条第一項及び第二項、第四十七條及び第四十八	附 則	（平成十五年八月五日経済産業・環境省令第六号）
附 則	（平成十五年八月五日経済産業・環境省令第六号）	附 則	（平成十五年八月一日経済産業・環境省令第五号）
附 則	（平成十五年八月八日経済産業・環境省令第五号）	附 則	（平成十五年八月一日経済産業・環境省令第五号）

に係る部分に限る。）、第七十九条、第八十二条
条第三項及び第八十五条第四項（これらの規定
中手数料の認可に係る部分に限る。）、第一百二
十二条第二項及び第三項並びに第八項から第十
項まで（解体業者及び破碎業者に係る部分に限
る。）、第一百二十三条、第一百二十五条、第一百二
十六条、第一百三十条第一項及び第三項、第一百三
十一条、第一百三十四条、第一百三十八条第三号（
第六十六条（第七十二条において読み替えて進
用する場合を含む。）に係る部分に限る。）及
び第四号から第六号まで、第一百三十九条第二号
(第二十四条第三項、第三十五条第二項及び第
三十八条第二項に係る部分に限る。)、第一百四
十条第二号（第六十三条第一項、第六十四条（
第七十二条において準用する場合を含む。）及
び第七十一条第一項に係る部分に限る。）、第一百四
三号及び第四号、第一百四十二条並びに第一百四
三条第一号並びに附則第五条から第七条までの
規定（公布の日から起算して二年を超えない範
囲内において政令で定める日）

境省令第七号

八条第一項（これらの規定を法第五十九条において準用する場合を含む。）、第四十九条（法第五十九条において読み替えて準用する場合を含む。）、第五十一条第一項、第五十三条第一項、第五十四条第一項、第五十五条第一項、同条第二項（

附 則 (平成十八年三月三十一日経済産業省・環境省令第五号)
この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則

(平成十八年九月二十九日経済産業省・環境省令第九号)

この省令は、平成十九年一月一日から施行する。
ただし、第七十六条第二項の改正規定は、平成十八年十月一日から施行する。

法第七十二条において読み替えて準用する場合を含む。）、第六十七条第一項、第六十八条第一項、第六十九条（法第七十条第二項において準用する場合を含む。）、第七十条第一項、第七十一条第一項、第八十八条第四項から第六項まで、第九十条第一項及び第三項、第一百二十五回から第一百二十七条まで、第一百三十条第一項及び第二項並びに第一百三十一条第一項並びに附則第五条第二項及び第六条第二項に規定する事務とする。

附 則
（平成十五年七月二十五日政令第三百三十一号）

(施行期日)
第一条 この政令は、使用済自動車の再資源化等に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成十六年七月一日）から施行する。

(地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一
部改正)

○

附 則　（平成二十三年三月三十一日経済産業省・環境省令第一号）

この省令は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十三年四月一日）から施行する。

附 則 （平成二十三年三月三十一日経済産業省・環境省令第一号）
この省令は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十三年四月一日）から施行する。

特別区にあつては、市長又は区長。次項において同じ。）がした第四十二条第一項の引取業者の登録を受けたものとみなす。

2 前項の規定により引取業者の登録を受けたものとみなされる者であつて、同項の規定により、一

の都道府県知事について、以上の登録を受けたものとみなされるものについては、当該二以上の登録を一の登録とみなして、この法律の規定を適用する。

前二項の規定により引取業者の登録を受けたものとみなされた者についての第四十二条第二項の規定の適用については、その者が旧フロン類回収破壊法の第二種特定製品引取業者の登録を受けた日（前項の規定により二以上の登録を一の登録とみなされた者にあっては、当該二以上の登録のうち最初の登録を受けた日）を同条第一項の引取業者の登録を受けた日とみなす。

(フロン類回収業者の登録に関する経過措置)
第四条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際に現に旧フロン類回収破壊法第二十九条第一項の都道府県知事(旧フロン類回収破壊法第八十条第四項の政令で定める市にあつては、市長)の登録(以下この条において「旧フロン類回収破壊法の第二種フロン類回収業者の登録」という。)を受けている者は、当該旧フロン類回収破壊法の第二種フロン類回収業者の登録に係る事業所につき、当該事業所の所在地を管轄する都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。以下同じ。)がした第五十三条第一項のフロン類回収業者の登録を受けたものとみなす。

前項の規定によりフロン類回収業者の登録を受

けたものとみなされる者であつて、同項の規定により、一の都道府県知事について二以上の登録を受けたものとみなされるものについては、当該二以上の登録を一の登録とみなして、この法律の規定を適用する。

事務	可に 関する	の変更の許 可に 関する	事業の範囲	く破碎業の 規定期に基づ く第一項の 法律第七十 等に 関する	の再資源化 用済自動車の 再資源化等に 関する法律第 七十条第一項の に基づく破 碎業の事業の範 囲の規定に基 づく第一項の規 定に基づく破 碎業の許可の申 請に対する審査	七万五千円
----	-----------	--------------------	-------	--	---	-------

附則（平成十五年八月一日政令第三百四十六号）

第一条 この政令は、使用済自動車の再資源化等に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成十七年一月一日）から施行する。

（特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行令の一部改正）

(特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この政令の施行の日前に使用済自動車の再資源化等に関する法律附則第十八条の規定による改正前の特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成十三年法律第六十四号）第三十六条の規定により第二種特定製品引取業者に引き渡された第二種特定製品については、前条の規定による改正前の特定製品に係る

前二項の規定によりフロン類回収業者の登録を受けたものとみなされた者（次項に規定する者を除く。）についての第五十三条第二項の規定の適用については、その者が旧フロン類回収破壊法の第二種フロン類回収業者の登録を受けた日（前項の規定により二以上の登録を一の登録とみなされた者にあっては、当該二以上の登録のうち最初の登録を受けた日）を同条第一項のフロン類回収業者の登録を受けた日とみなす。

4 第一項及び第二項の規定によりフロン類回収業者の登録を受けたものとみなされた者であつて、旧フロン類回収破壊法第三十二条第七項後段の規定による通知を受けた日から起算して三月を経過しないもの（当該通知を受けた日以後附則第一条第二号掲げる規定の施行の日前に旧フロン類回収破壊法第三十三条第一項において読み替えて準用する旧フロン類回収破壊法第十二条第一項の規定による更新を受けた者を除く。）についての第五十三条第二項の規定の適用については、同項中「五年ごとに」とあるのは、「附則第十八条の規定による改正前の特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第三十二条第七項後段の規定による通知を受けた日から起算して三月を経過する日までにその更新を受け、かつてその更新の日以降五年ごとに」とする。

フロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行令の規定は、なおその効力を有する。

（解体業の許可等に関する経過措置）

第五条

附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際に廃棄物処理法第七条第一項若しくは第六項若しくは第七条の二第一項又は第十四条第一項若しくは第六項若しくは第十四条の二第一項の許可を受けている者であつて、解体業に該当する事業を行つているものは、同号に掲げる規定の施行の日から三月間は、第六十条第一項の規定にかかわらず、引き続き当該事業を行うことができる。

2 前項に規定する者は、同項に規定する期間内に、当該事業に係る第六十一条第一項各号に掲げる

事項を記載した届出書を都道府県知事に提出したときは、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日に解体業について第六十条第一項の許可を受けたものとみなす。

3

附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際に解体業に該当する事業を行つてゐる者（第一項に規定する者を除く。）は、同号に掲げる規定の施行の日から三月を経過する日（その者がその日以前に第六十一条第一項の申請書を提出した場合にあつては、第六十条第一項の許可又は第六十二条第二項の規定による通知がある日）までの間は、第六十条第一項の規定にかかわらず、引き続き当該事業を行うことができる。

4

前項の規定により引き続き解体業に該当する事業を行うことができる場合においては、その者を当該事業を行う事業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けた解体業者とみなして、この法律の規定（第六十五条を除く。）を適用する。

5

附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から同条第二号に掲げる規定の施行の日の前日までは、解体業者は、廃棄物処理法第七条第十四項及び第十四条第十四項の規定の適用については、一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者又は産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者とみなす。

（破碎業の許可等に関する経過措置）

第六条

附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際に廃棄物処理法第十四条第六項又は第十四条の二第一項の許可を受けてゐる者であつて、破碎業に該当する事業を行つてゐるものは、同号に掲げる規定の施行の日から三月間は、第六十七条第一項の規定にかかわらず、引き続き当該事業を行うことができる。

2

前項に規定する者は、同項に規定する期間内に、当該事業に係る第六十八条第一項各号に掲げる事項を記載した届出書を都道府県知事に提出した

ときは、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日に破碎業について第六十七条第一項の許可を受けたものとみなす。

3

附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現に破碎業に該当する事業を行つてゐる者（第一項に規定する者を除く。）は、同号に掲げる規定の施行の日から三月を経過する日（その者がその日以前に第六十八条第一項の申請書を提出した場合にあつては、第六十七条第一項の許可又は第六十九条第二項の規定による通知がある日）までの間は、第六十七条第一項の規定にかかわらず、引き続き当該事業を行うことができる。

4

前項の規定により引き続き破碎業に該当する事業を行うことができる場合においては、その者を当該事業を行う事業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けた破碎業者とみなして、この法律の規定（第七十二条において準用する第六十五条を除く。）を適用する。

5

附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から同条第二号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、破碎業者は、廃棄物処理法第十四条第十四項の規定の適用については、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者とみなす。

（再資源化等に係る料金の公表に関する経過措置）

第七条

附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に販売された自動車に関する第三十四条第一項及び第一百八条第一項の規定の適用については、第三十四条第一項中「これを販売する時までに」とあり、及び第一百八条第一項中「あらかじめ」とあるのは、「附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日までに」とする。

（再資源化預託金等の預託に関する経過措置）

第八条

附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から起算して一月を経過した日（以下「基準日」という。）前に最初の自動車登録ファイルへの登

録又は最初の自動車検査証の交付を受けた自動車に関する第七十三条第一項の規定の適用については、次項の規定の適用がある場合を除き、同条第一項中「最初の自動車登録ファイルへの登録（道路運送車両法第四条の規定による自動車登録ファイルへの登録をいう。以下同じ。）」を受けるとき

（同法第三条に規定する軽自動車（同法第五十八条第一項に規定する検査対象外軽自動車を除く。）にあつては当該自動車が最初の自動車検査証の交付（同法第六十条第一項又は第七十一条第四項の規定による自動車検査証の交付をいう。以下同じ。）を受けるとき、同法第五十八条第一項に規定する検査対象外軽自動車にあつては当該自動車が最初の車両番号の指定（同法第九十七条の三第一項の規定による車両番号の指定をいう。以下同じ。）を受けるとき）までに」とあるのは、「基準日以後における最初の自動車検査証の返付を受けるとき（当該自動車検査証の返付よりも前に基準日以後における最初の自動車登録ファイルへの登録又は最初の自動車検査証の交付を受ける自動車にあつては、当該自動車登録ファイルへの登録又は自動車検査証の交付を受けるとき）までに」とする。

2 基準日前に最初の自動車登録ファイルへの登録又は最初の自動車検査証の交付を受けた自動車が基準日以後における最初の自動車検査証の返付又は最初の自動車登録ファイルへの登録若しくは最初の自動車検査証の交付を受けるよりも前に使用済自動車として引取業者に引き渡される場合における第七十三条第一項の規定の適用については、同項中「当該自動車が最初の自動車登録ファイルへの登録（道路運送車両法第四条の規定による自動車登録ファイルへの登録をいう。以下同じ。）を受けるとき（同法第三条に規定する軽自動車（同法第五十八条第一項に規定する検査対象外軽自動車を除く。）にあつては当該自動車が最初の自動車検査証の交付（同法第六十条第一項又は第七

十一条第四項の規定による自動車検査証の交付を
いう。(以下同じ。)を受けるとき、同法第五十八条
第一項に規定する検査対象外軽自動車にあって
は当該自動車が最初の車両番号の指定(同法第九
十七条の三第一項の規定による車両番号の指定を
いう。以下同じ。)を受けるとき)までに」とあ
るのは、「当該自動車を使用済自動車として引取
業者に引き渡すときまでに」とする。

第九条 基準日前に最初の自動車登録ファイルへの
登録又は最初の自動車検査証の交付を受けた自動
車に関する第七十三条第二項の規定の適用につい
ては、同項中「前項に規定する最初の自動車登録
ファイルへの登録又は最初の自動車検査証の交付
若しくは最初の車両番号の指定を受けた後に」と
あるのは、「基準日以後における最初の自動車檢
査証の返付又は最初の自動車登録ファイルへの登
錄若しくは最初の自動車検査証の交付を受けた後
に」とする。

(預託証明書の提示に関する経過措置)

第十条 基準日前に最初の自動車登録ファイルへの
登録又は最初の自動車検査証の交付を受けた自動
車について、基準日から起算して三年を経過する
日までの間に自動車検査証の返付又は自動車登録
ファイルへの登録若しくは自動車検査証の交付を
受けようとする者は、国土交通大臣等に対して、
預託証明書を提示しなければならない。

2 国土交通大臣等は、預託証明書の提示がないと
きは、前項の自動車検査証の返付又は自動車登録
ファイルへの登録若しくは自動車検査証の交付を
しないものとする。

(特別区の長の事務に関する経過措置)

第十二条 この法律の規定により特別区の長が管理
し、及び執行することとされている事務のうち、
政令で定めるものについては、当分の間、都知事

が管理し、及び執行するものとする。

(フロン類の破壊の定義に関する経過措置)

第十二条 この法律の施行の日から附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における第二条第十項の規定の適用については、同項中「第三十三条第三項」とあるのは、「第五十二条第二項」とする。

(検討) 第十三条 政府は、附則第一条第三号に掲げる規定

第十三条 政府は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第十四条 (略) (地方自治法の一部改正)

(租税特別措置法の一部改正)

第十五条 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二
十六号）の一部を次のように改正する。

第六章第三節の四中第九十条の十一の次に次の
一条を加える。

(使用済自動車に係る自動車重量税の還付)
第九十条の十二 自動車検査証の交付等を受けた

自動車のうち、自動車検査証の交付等を受けた際に当該自動車検査証に記載された有効期間の満了日前に支拂済自動車の再貸原乞等に関する

満了する日前は使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第二条第十一項に規定する引取業者に引き渡された同条第二項に規定する使用済自動車（以下この条において「使用済自動車」という。）であつて、解体されたものとして政令で定めるものにつ

○租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成十六年政令第百五号）

第五十二条の次に次の二条を加える。

（使用済自動車に係る自動車重量税の還付の申請等）

第五十一条の二 法第九十条の十二第一項に規定する解体されたものとして政令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に

一 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四条に規定する登録を受けたもの同法第十五条に規定する永久抹消登録のうち解体を事由とするもの（以下この条において「永久

いでは、当該自動車検査証の交付等を受ける際に納付された自動車重量税の額に相当する金額のうち政令で定めるところにより計算した金額を、当該使用済自動車を同法第八条の規定により当該引取業者に引き渡した者（以下この条において「所有者」という。）に（当該使用済自動車の所有者が当該使用済自動車に係る自動車重量税の納税者でない場合にあつては、当該使用済自動車につき当該使用済自動車の所有者が当該自動車重量税を納付したものとみなして、当該使用済自動車の所有者に）還付する。

「抹消登録」という。）又は同法第十六条第三項の規定による届出のうち解体を事由とするもの（以下この条において「登録自動車の届出」という。）

二 前号に掲げる自動車以外のもの 道路運送車両法第六十九条の二第一項の規定による届出のうち解体を事由とするもの（以下この条において「検査対象軽自動車の届出」という。）法第九十条の十二第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、法第九十条の十第一項に規定する自動車検査証の交付等を受ける際に納付された自動車重量税の額に相当する金額を自動車検査証の有効期間の月数で除し、これに確定日から当該自動車検査証に記載された有効期間の満了する日までの月数を乗じて計算した金額とする。

3 前項に規定する確定日とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日をいう。

一 法第九十条の十二第一項に規定する使用済自動車（以下この条において「使用済自動車」という。）に係る永久抹消登録を受けた場合 当該永久抹消登録を受けた日

二 使用済自動車に係る登録自動車の届出を行つた場合 道路運送車両法第十五条の二第五項若しくは第十六条第二項に規定する一時抹消登録を受けた日又は使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第八十一条第一項の規定により当該使用済自動車を引き取つたことが同法第二条第十一項に規定する引取業者から同法第百十四条に規定する情報管理センターに報告されたことについて国土交通大臣が報告を受けた日（次号において「報告受領日」という。）のいずれか遅い日

三 使用済自動車に係る検査対象軽自動車の届出行つた場合 自動車検査証を国土交通大臣若しくはその権限の委任を受けた地方運輸局長、運輸監理部長若しくは運輸支局長若しくは道路

運送車両法第五章の二の規定により設立された
軽自動車検査協会（以下この条において「協会」という。）に返納した日又は報告受領日のい
ずれか遅い日

2 前項の規定により同項の還付金の還付を受け
ようとする使用済自動車の所有者は、政令で定
める事項を記載した申請書を、政令で定めると
ころにより、国土交通大臣等（自動車重量税法
第十条に規定する国土交通大臣等をいう。）を
経由して、政令で定める場所の所轄税務署長に
提出しなければならない。

3 第一項の規定による還付金には、国税通則法
の規定による還付加算金は、付さない。

4 第二項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満
たない端数を生じたときは、これを切り捨てる。
法第九十条の十二第二項に規定する政令で定め
る事項は、次に掲げる事項とする。

5 一 申請者の住所及び氏名又は名称
二 使用済自動車の自動車登録番号又は車両番号
及び車台番号

6 三 還付を受けようとする金額
四 その他参考となるべき事項

6 法第九十条の十二第一項の規定により同項の還
付金を受けようとする使用済自動車の所有者は、
永久抹消登録の申請、登録自動車の届出又は検査
対象軽自動車の届出と同時に、前項に掲げる事項
を記載した申請書を、国土交通大臣若しくはその
権限の委任を受けた地方運輸局長、運輸監理部長
若しくは運輸支局長又は協会に対し経由のため提
出しなければならない。

7 法第九十条の十二第二項に規定する政令で定め
る場所は、使用済自動車の所有者（同条第一項に
規定する所有者をいう。）が次の各号に掲げる場
合のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める
場所とする。

一 自動車重量税法（昭和四十六年法律第八十九
号）の施行地（以下この条において「国内」と
いう。）に住所を有する個人である場合 その
住所地

二 国内に住所を有せず居所を有する個人である
場合 その居所地

三 国内に本店又は主たる事務所を有する法人で
ある場合 その本店又は主たる事務所の所在地

四 前三号に掲げる場合を除き、国内に事務所、
営業所その他これらに準ずるものを有する者で
ある場合 その事務所、営業所その他これらに

五 準ずるものの所在地（これらが二以上ある場合には、主たるもの所在地）
には、主たるもの所在地）
前各号に掲げる場合以外の場合 当該使用済

自動車に係る永久抹消登録、登録自動車の届出
又は検査対象軽自動車の届出の事務をつかさど
る官公署又は協会の所在地

（租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第十六条 前条の規定による改正後の租税特別措置法第九十条の十二の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に引取業者に引き渡された使用済自動車について適用する。

（環境基本法の一部改正）

第十七条 （略）

（特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部改正）

第十八条 （略）

（フロン類回収破壊法の一部改正に伴う経過措置）

第十九条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に旧フロン類回収破壊法第三十六条の規定により第二種特定製品引取業者に引き渡された第二種特定製品については、旧フロン類回収破壊法第二十九条から第三十四条まで、第三十七条规定から第四十三条まで、第五十二条から第五十五条まで、第五十七条から第六十四条まで、第七十条から第七十四条まで、第七十九条及び第八十条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）は、なおその効力を有する。

第二十条 (略)

(経済産業省設置法の一部改正)

第二十一条 (略)

(罰則に関する経過措置)

第二十二条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第二十三条 附則第二条から第十二条まで、第十六条、第十九条及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に必要な経過措置は、政令で定める。

○ 使用済自動車の再資源化等に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則

制定

平成十七年三月三十日経済産業・環境省令第四号

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十六年法律第一百四十九号)第三条第一項及び第四条第一項の規定に基づき、使用済自動車の再資源化等に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則を次のように定める。

(趣旨)

第一条 民間事業者等が、使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成十四年法律第八十七号)に係る保存等を、電磁的記録を使用して行う場合について、この省令の定めるところによる。

(定義)

第二条 この省令において使用する用語は、特別の

定めのある場合を除くほか、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（法第三条第一項の主務省令で定める保存）

第三条 法第三条第一項の主務省令で定める保存は、使用済自動車の再資源化等に関する法律第十六条第五項（同条第七項及び第十八条第八項において準用する場合を含む。）並びに使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則（平成十四年経済産業省・環境省令第七号）第四十七条、第五十七条第二号イ及び第六十二条第二号イの規定に基づく書面の保存とする。

（電磁的記録による保存）

第四条 民間事業者等が、法第三条第一項の規定に基づき、前条に規定する書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならぬ。

- 一 作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確實に記録しておくることができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもつて調製するファイルにより保存する方法
- 二 書面に記載されている事項をスキヤナ（これに準ずる画像読み取り装置を含む。）により読み取つてできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもつて調製するファイルにより保存する方法

民間事業者等が、前項の規定に基づく電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記載される事項を出力することにより、直ちに整

然とした形式及び明瞭な状態で民間事業者等の使用に係る電子計算機その他の機器に表示及び書面を作成できなければならない。

(法第四条第一項の主務省令で定める作成)

第五条 法第四条第一項の主務省令で定める作成は、使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則第十一條、第四十七條、第五十七條第二号イ及び第六十二条第二号イの規定に基づく書面の作成とする。

(電磁的記録による作成)

第六条 民間事業者等が、法第四条第一項の規定に基づき、前条に規定する書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたフアイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもつて調製する方法により作成を行わなければならぬ。

附 則
(施行期日)

第一条 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○平成十五年経済産業省・環境省告示第三号

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第九十二条第一項の規定により、資金管理法人の指定をしたので、同条第二項の規定により、次とのおり公示する。

一 名称 財団法人自動車リサイクル促進センター
二 住所及び事務所の所在地 東京都千代田区有楽町一丁目四番一号三信ビルディング
(※以下、告示第四号において指定再資源化機関を、告示第五号において情報管理センターを、それぞれ財団法人自動車リサイクル促進センターに対して指定。)

○平成十六年経済産業省・環境省告示第一号

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第九十二条第三項の規定に基づき、同条第一項に規定する資金管理法人の住所及び事務所の所在地の変更の届出があつたので、同条第四項の規定に基づき、次とのおり公示する。

変更前…東京都千代田区有楽町一丁目四番一号三信ビルディング
変更後…東京都港区芝大門一丁目一番三十号

(※以下、告示第二号において指定再資源化機関、告示第三号において情報管理センターについて公示。)

○平成十七年経済産業省・環境省告示第八号

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第一百六条第三項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる区域が、引取業者への使用済自動車の引渡しに支障が生じている地域として、使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則（平成十四年経済産業省・環境省令第七号）第一百二十四条に定める条件に該当する旨を公示する。

北海道	奥尻郡奥尻町、苦前郡羽幌町（焼尻島及び天売島に限る。）及び礼文郡礼文町
宮城県	塙竈市（浦戸諸島（寒風沢島、野々島、桂島及び朴島に限る。）に限る。）
東京都	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御藏島村、八丈町、青ヶ島村及び小笠原村（父島及び母島に限る。）
新潟県	佐渡市
三重県	鳥羽市（答志島、菅島、神島及び坂手島に限る。）
島根県	隠岐郡海士町、同郡西ノ島町、同郡知夫村及び同郡隠岐の島町
広島県	豊田郡大崎上島町
愛媛県	松山市（野忽那島、睦月島、中島、怒和島、津和地島、二神島及び釣島に限る。）、新居浜市（大島に限る。）及び越智郡上島町
長崎県	長崎市（池島及び高島に限る。）、佐世保市（高島及び黒島に限る。）、平戸市（度島に限る。）、松浦市（青島及び飛島に限る。）、対馬市、壱岐市、五島市、西海市（江島、平島及び松島に限る。）、北松浦郡大島村、同郡小値賀町、同郡宇久町及び南松浦郡新上五島町
鹿児島県	名瀬市、西之表市、薩摩川内市（上甑島、中甑島及び下甑島に限る。）、鹿児島郡三島村、同郡十島村、熊毛郡中種子町、同郡南種子町、同郡上屋久町、同郡屋久町、大島郡大和村、同郡宇検村、同郡瀬戸内町、同郡住用村、同郡龍郷町、同郡笠利町、同郡喜界町、同郡徳之島町、同郡天城町、同郡伊仙町、同郡和泊町、同郡知名町及び同郡与論町
沖縄県	平良市、石垣市、うるま市（津堅島に限る。）、国頭郡本部町（水納島に限る。）、同郡伊江村、島尻郡知念村（久高島に限る。）、同郡渡嘉敷村、同郡座間味村、同郡粟国村、同郡渡名喜村、同郡南大東村、同郡北大東村、同郡伊平屋村、同郡伊是名村、同郡久米島町、宮古郡城辺町、同郡下地町、同郡上野村、同郡伊良部町、同郡多良間村、八重山郡竹富町及び同郡与那国町

○平成十七年経済産業省・環境省告示第十一号

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第百六条第三号の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる区域が、引取業者への使用済自動車の引渡しに支障が生じている地域として、使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則（平成十四年経済産業省・環境省令第七号）第一百二十四条に定める条件に該当する旨を公示する。

北海道	礼文郡利尻町及び同郡利尻富士町
宮城县	石巻市（網地島及び田代島に限る。）、気仙沼市（大島に限る。）及び女川町（出島及び江島に限る。）
山形県	酒田市（飛島に限る。）
新潟県	岩船郡粟島浦村
石川県	輪島市（舳倉島に限る。）
静岡県	熱海市（初島に限る。）
愛知県	知多郡南知多町（日間賀島及び篠島に限る。）及び幡豆郡一色町（佐久島に限る。）
三重県	志摩市（渡鹿野島及び間崎島に限る。）
兵庫県	南あわじ市（沼島に限る。）及び飾磨郡家島町
岡山县	岡山市（犬島に限る。）、倉敷市（松島及び六口島に限る。）、玉野市（石島に限る。）、笠岡市（高島、白石島、北木島、真鍋島、小飛島、大飛島及び六島に限る。）及び備前市（鹿久居島、大多府島、頭島及び鴻島に限る。）
広島県	三原市（佐木島及び小佐木島に限る。）、尾道市（百島に限る。）、因島市（細島に限る。）及び大竹市（阿多田島に限る。）
山口県	下関市（蓋井島及び六連島に限る。）、萩市（見島、大島、櫃島及び相島に限る。）、防府市（野島に限る。）、柳井市（平郡島に限る。）、周南市（大津島に限る。）、大島郡周防大島町（情島、浮島、前島及び笠佐島に限る。）、熊毛郡上関町（祝島及び八島に限る。）及び同郡田布施町（馬島に限る。）
香川県	高松市（男木島及び女木島に限る。）、丸亀市（本島、牛島、広島、手島及び小手島に限る。）、観音寺市（伊吹島に限る。）、小豆郡土庄町（小豊島及び豊島に限る。）、香川郡直島町、仲多度郡多度津町（佐柳島及び高見島に限る。）及び三豊郡詫間町（栗島及び志々島に限る。）
愛媛県	今治市（鵜島、津島、大下島、小大下島、小島及び来島に限る。）
福岡県	宗像市（地島及び大島に限る。）及び糟屋郡新宮町（相島に限る。）
佐賀県	唐津市（高島、神集島、小川島、加唐島、松島、馬渡島及び向島に限る。）
熊本県	天草郡御所浦町
大分県	佐伯市（大入島に限る。）、津久見市（保戸島に限る。）及び東国東郡姫島村
宮崎県	延岡市（島野浦島に限る。）及び南那珂郡南郷町（大島に限る。）
鹿児島県	出水郡東町（獅子島に限る。）

○平成十八年経済産業省・環境省告示第七号

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第百六条第三号の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる区域が、引取業者への使用済自動車の引渡しに支障が生じている地域として、使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則（平成十四年経済産業省・環境省令第七号）第一百二十四条に定める条件に該当する旨を公示する。

山口県	岩国市（端島、柱島及び黒島に限る。）
-----	--------------------

○平成二十六年経済産業省・環境省告示第十二号

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第一百六条第三号の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる区域が、引取業者への使用済自動車の引渡しに支障が生じている地域として、使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則（平成十四年経済産業省・環境省令第七号）第一百二十四条に定める条件に該当する旨を公示する。

愛媛県	宇和島市（九島、嘉島、戸島、日振島及び竹ヶ島に限る。）
高知県	宿毛市（沖の島に限る。）
福岡県	北九州市（馬島及び藍島に限る。）及び福岡市（玄界島及び小呂島に限る。）
大分県	佐伯市（大島、屋形島及び深島に限る。）
広島県	広島市（似島に限る。）
香川県	土庄町（小豆島及び沖之島に限る。）及び小豆島町
愛媛県	松島市（興居島に限る。）